

\*\*\*\*\*

平成 2 8 年 第4回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 平成 2 8 年12月13日

開会 平成 2 8 年12月22日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (12月13日)

|  |    |
|--|----|
| ○議 事 日 程   | 1  |
| ○出 席 議 員   | 1  |
| ○欠 席 議 員   | 1  |
| ○地方自治法第121条による説明員の職氏名  | 1  |
| ○議会事務局出席職員   | 2  |
| ○開会宣告・開議宣告   | 3  |
| ○諸 般 の 報 告   | 3  |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名について  | 3  |
| ○日程第 2 会期の決定について   | 3  |
| ○日程第 3 行 政 報 告   | 3  |
| ○日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告について  | 5  |
| ○日程第 5 報告第 2 号 議員派遣結果報告について  | 6  |
| ○日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告について   | 6  |
| ○日程第 7 議案第 8 号 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例  | 7  |
| ○日程第 8 議案第 9 号 上富良野町課設置条例の一部を改正する条例  | 9  |
| ○日程第 9 議案第 10 号 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  | 11 |
| ○日程第 10 議案第 11 号 上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   | 15 |
| ○日程第 11 議案第 12 号 上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 15 |
| ○日程第 12 議案第 1 号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)  | 16 |
| ○日程第 13 議案第 2 号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)   | 24 |
| ○日程第 14 議案第 3 号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  | 25 |
| ○日程第 15 議案第 4 号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)   | 26 |
| ○日程第 16 議案第 5 号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)   | 26 |
| ○日程第 17 議案第 6 号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)   | 27 |
| ○日程第 18 議案第 7 号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  | 28 |
| ○日程第 19 議案第 16 号 普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)請負契約の締結について   | 28 |
| ○日程第 20 議案第 17 号 財産の取得について(上富良野中学校教育用コンピュータ購入)   | 29 |
| ○日程第 21 平成28年第3回定例会付託<br>議案第12号 上富良野町債権管理条例  | 30 |
| ○日程第 22 認定第 1 号 平成28年第3回定例会付託<br>議案第11号 平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について  | 31 |

|        |       |               |                          |
|--------|-------|---------------|--------------------------|
| ○日程第23 | 認定第2号 | 平成28年第3回定例会付託 | 31                       |
|        |       | 議案第10号        | 平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について |
| ○散会宣言  |       |               | 32                       |

# 目 次

## 第 2 号 (12月14日)

|   |     |
|---|-----|
| ○議 事 日 程                                | 3 5 |
| ○出 席 議 員                                | 3 5 |
| ○欠 席 議 員                                | 3 5 |
| ○地方自治法第121条による説明員の職氏名                   | 3 5 |
| ○議会事務局出席職員                              | 3 5 |
| ○開 議 宣 告                                | 3 6 |
| ○諸 般 の 報 告                              | 3 6 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名について                   | 3 6 |
| ○加配第 1 議案第18号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号) | 3 6 |
| ○日程第 2 町の一般行政について質問                     | 3 7 |
| 1 3 番 村 上 和 子 君                         | 3 7 |
| 1 保健福祉分野を一か所で相談支援できる総合窓口の設置を            |     |
| 2 子育て支援策として「妊娠・出産・子育て」トータルケア事業の実施について   |     |
| 1 2 番 中 瀬 実 君                           | 4 1 |
| 1 農業振興計画の課題の進め方について                     |     |
| 2 町内の学校におけるいじめ、不登校に対する現状と対策・課題について      |     |
| 9 番 荒 生 博 一 君                           | 4 9 |
| 1 十勝岳ジオパーク構想について                        |     |
| 2 新しい賑わいづくりについて                         |     |
| 2 番 岡 本 康 裕 君                           | 5 4 |
| 1 市街地の活性化について                           |     |
| 2 十勝岳の避難用シェルターについて                      |     |
| 1 1 番 米 沢 義 英 君                         | 5 8 |
| 1 医療福祉施設の一体化整備について                      |     |
| 2 富良野線の維持存続について                         |     |
| 3 国保税の引き下げについて                          |     |
| 4 中学生までの医療費の無料化について                     |     |
| 5 中学生の指定ジャージの無償給付について                   |     |
| 1 0 番 高 松 克 年 君                         | 6 7 |
| 1 国民健康保険制度の改正について                       |     |
| ○散 会 宣 告                                | 7 0 |

# 目 次

## 第 3 号 (12月22日)

|  |     |
|--|-----|
| ○議 事 日 程   | 7 3 |
| ○出 席 議 員   | 7 3 |
| ○欠 席 議 員   | 7 3 |
| ○地方自治法第121条による説明員の職氏名  | 7 3 |
| ○議会事務局出席職員   | 7 3 |
| ○開 議 宣 告   | 7 4 |
| ○諸 般 の 報 告   | 7 4 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名について  | 7 4 |
| ○勸 諭 第 1 平成28年第4回定例会付託<br>議案第8号 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例       | 7 4 |
| ○日程第 2 議案第13号 日の出公園施設の指定管理者の指定について                           | 7 5 |
| ○日程第 3 議案第14号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について                        | 7 5 |
| ○日程第 4 議案第15号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について                      | 7 8 |
| ○日程第 5 発議案第1号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見について                    | 7 8 |
| ○日程第 6 発議案第2号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の<br>早期制定を求める意見について | 7 9 |
| ○日程第 7 発議案第3号 大雨災害に関する意見について                                 | 7 9 |
| ○日程第 8 発議案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見について                    | 7 9 |
| ○日程第 9 発議案第5号 J R北海道への経営支援を求める意見について                         | 7 9 |
| ○日程第10 発議案第6号 議会懇談会実施に関する決議について                              | 8 1 |
| ○日程第11 閉会中の継続調査申し出について                                       | 8 2 |
| ○閉 会 宣 告   | 8 3 |

## 第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

| 議案<br>番号 | 件 名   | 議決月日   | 結 果              |
|----------|---|--------|------------------|
| 1        | 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 2        | 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 3        | 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 4        | 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）  | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 5        | 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）  | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 6        | 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 7        | 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 8        | 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例  | 12月13日 | 総務産建常任委員会<br>付 託 |
| 9        | 上富良野町課設置条例の一部を改正する条例  | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 10       | 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 11       | 上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 12       | 上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 13       | 日の出公園施設の指定管理者の指定について  | 12月22日 | 原 案 可 決          |
| 14       | 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について   | 12月22日 | 原 案 可 決          |
| 15       | 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について   | 12月22日 | 原 案 可 決          |
| 16       | 普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の締結について   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 17       | 財産の取得について（上富良野中学校教育用コンピュータ購入）   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
| 18       | 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）   | 12月14日 | 原 案 可 決          |
|          | 平成28年第3回定例会付託<br>議案第12号 上富良野町債権管理条例   | 12月13日 | 原 案 可 決          |
|          | 平成28年第4回定例会付託<br>議案第8号 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例   | 12月22日 | 原 案 可 決          |
|          |   |        |                  |

| 議案<br>番号 | 件<br>名  | 議決月日   | 結<br>果  |
|----------|---|--------|---------|
|          | 認<br>定  |        |         |
| 1        | 平成28年第3回定例会付託<br>議案第11号 平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定に<br>ついて | 12月13日 | 認<br>定  |
| 2        | 平成28年第3回定例会付託<br>議案第10号 平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について        | 12月13日 | 認<br>定  |
|          |   |        |         |
|          | 行 政 報 告   | 12月13日 |         |
|          |   |        |         |
|          | 町の一般行政について質問  | 12月14日 |         |
|          |   |        |         |
|          | 報 告   |        |         |
| 1        | 例月現金出納検査結果報告について  | 12月13日 | 報 告     |
| 2        | 議員派遣結果報告について  | 12月13日 | 報 告     |
| 3        | 委員会所管事務調査報告について   | 12月13日 | 報 告     |
|          |   |        |         |
|          | 発 議   |        |         |
| 1        | 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見について                             | 12月22日 | 原 案 可 決 |
| 2        | 「全国規模の総合的なイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制<br>定を求める意見について           | 12月22日 | 原 案 可 決 |
| 3        | 大雨災害に関する意見について  | 12月22日 | 原 案 可 決 |
| 4        | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見について                             | 12月22日 | 原 案 可 決 |
| 5        | J R北海道への経営支援を求める意見について                                  | 12月22日 | 原 案 可 決 |
| 6        | 議会懇談会実施に関する決議について                                       | 12月22日 | 原 案 可 決 |
|          |   |        |         |
|          | 閉会中の継続調査申し出について   | 12月22日 | 原 案 可 決 |

平成28年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成28年12月13日（火曜日）



○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 12月13日～22日 10日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について  
第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について  
第 7 議案第 8号 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例  
第 8 議案第 9号 上富良野町課設置条例の一部を改正する条例  
第 9 議案第10号 上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
第10 議案第11号 上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
第11 議案第12号 上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
第12 議案第 1号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）  
第13 議案第 2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
第14 議案第 3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第15 議案第 4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
第16 議案第 5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）  
第17 議案第 6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第18 議案第 7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
第19 議案第16号 普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の締結について  
第20 議案第17号 財産の取得について  
（上富良野中学校教育用コンピューター購入）  
第21 平成28年第3回定例会付託  
議案第12号 上富良野町債権管理条例  
第22 認定第 1号 平成28年第3回定例会付託  
議案第11号 平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について  
第23 認定第 2号 平成28年第3回定例会付託  
議案第10号 平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について

○出席議員（14名）

|     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 中澤 良隆 君 | 2番  | 岡本 康裕 君  |
| 3番  | 佐川 典子 君 | 4番  | 長谷川 德行 君 |
| 5番  | 今村 辰義 君 | 6番  | 金子 益三 君  |
| 7番  | 北條 隆男 君 | 8番  | 竹山 正一 君  |
| 9番  | 荒生 博一 君 | 10番 | 高松 克年 君  |
| 11番 | 米沢 義英 君 | 12番 | 中瀬 実 君   |
| 13番 | 村上 和子 君 | 14番 | 西村 昭教 君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 向山 富夫 君 | 副 町 長       | 田中 利幸 君 |
| 教 育 長   | 服部 久和 君 | 代表監査委員      | 米田 末範 君 |
| 農業委員会会長 | 青地 修 君  | 会 計 管 理 者   | 藤田 敏明 君 |
| 総 務 課 長 | 石田 昭彦 君 | 産 業 振 興 課 長 | 辻 剛 君   |

保健福祉課長 北川徳幸君  
町民生活課長 鈴木真弓君  
農業委員会事務局長 北越克彦君  
ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

健康づくり担当課長 杉原直美君  
建設水道課長 佐藤清君  
教育振興課長 北川和宏君  
町立病院事務長 山川護君

---

○議会事務局出席職員

次 長 岩崎昌治君

主 事 菅原千晶君

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸般の報告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局次長。

○事務局次長（岩崎昌治君） 御報告申し上げます。

本定例会は、12月9日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

本定例会の運営については、11月14日及び12月6日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議し、本定例会までに受理しました8件の陳情要望の取り扱いの結果報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

本定例会に提出の案件は、町長からの提出案件17件、議長からの報告案件3件及び認定案件2件、議員からの発議案6件であります。

また、町長から本定例会までの主要事項について、行政報告の発言の申し出があり、行政報告とともに平成28年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

町の一般行政について、6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日配付したとおりであります。

本定例会におけます説明員は、町長以下、別紙配付資料のとおりでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今村辰義君

6番 金子益三君  
を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、12月22日までの10日間と決しました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、11月27日執行の町長選挙についてであります。選挙管理委員会の管理のもと、厳正に執行され、有権者数9,191人、投票率69.03%となったところであります。

なお、私ごとであります。この度の選挙におきまして、町民皆様の心温まる御厚情と御支援を賜り、引き続き町政の重責を担わせていただくこととなりました。皆様から賜りました信頼と期待に応えることができるよう、初心に返り、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。今後とも、議員各位並びに町民皆様の御支援、御協力を賜りますよう、この場をお借りいたしましてお願い申し上げます。

次に、平成28年度の町表彰式についてであります。多くの関係者の御出席を賜り、11月3日に挙行いたしました。表彰式においては、8月25日付で決定させていただいた日本画家後藤純男氏への特別名誉町民称号授与式をあわせて挙行したところであります。直前の10月18日に御逝去され、まことに残念でならないところであります。改め

て、御冥福をお祈り申し上げますとともに、本町に対するはかり知れない御貢献に深く感謝申し上げる次第であります。

本年度の表彰式は、町の関係では、長年にわたり地方自治の振興発展に貢献された1名に自治功労表彰を、また地方自治の振興発展、農業の振興発展に功績を残された2名に対しまして社会貢献賞を授与させていただきました。

教育委員会関係では、スポーツ賞に1名、また文化奨励賞に5名、スポーツ奨励賞には11名と8団体を表彰させていただいたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして、危険業務従事者叙勲として、防衛功労により2名が端宝単光章を受章されました。

受章されました皆様の御功績に対し、心より敬意をあらわしますとともに、ますますの御活躍と御健康をお祈り申し上げます。

次に、ふるさと会等についてであります。11月16日に旭川十勝道路の整備促進に向けて、期成会関係首長の皆様と秋季の中央要望を行ってまいりました。あわせて、東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席をいたしました。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、11月4日に開催され、関係者とともに出席し、当町にゆかりのある多くの方々とお会いし、有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、基地対策についてであります。11月8日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります中央希望を、15日には、北海道基地協議会によります中央要望を、それぞれ関係国会議員、防衛省等に対して行ってまいりました。

また、9月27日から28日、10月20日から21日において、富良野地方自衛隊協力会並びに上富良野支部によります「上富良野駐屯地現状規模堅持と更なる拡充を求める要望」を道内選出国會議員、防衛省に対して行ってまいりました。

さらに、9月16日には、高田第2師団長をお迎えし、富良野地方自衛隊協力会主催によります防衛講話も開催されました。

次に、記念行事関係につきましては、創立60周年を迎えた多田弾薬支処を初め、地元駐屯地関連部隊等の記念行事に参加をさせていただいたところであります。

また、このたび、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部の防衛協力活動が認められ、陸上幕僚長より感謝状を贈呈されたところであります。

次に、臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等臨時福祉給付金についてで

ありますが、11月22日に申請受け付けを終了し、申請辞退者や居所不明などにより申請のなかった方を除き、対象者1,564件に対し、1,509件、746万1,000円を支給したところであります。

次に、民生委員児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われ、今月1日に辞令を公布したところであります。今回の改選では、長年、御活躍をいただいた民生委員児童委員10名の方々が退任され、新たに委嘱された10名の委員と再任されました22名の委員、また再任の主任児童委員の2名の全34名の方々に対して、それぞれ厚生労働大臣からの委嘱状と指名状を交付いたしました。

次に、姉妹都市交流についてであります。来年度、三重県津市と友好提携20周年を迎えることから、津市の職員2名が8月23日から25日に来町され、交流事業等について協議を行ったところであります。

また、10月8日から9日にかけては、「津まつり」に、職員・関係者を含む6名で訪問し、本町の観光・特産品のPR、販売を行うなど、来場者に広く紹介をさせていただきました。

さらに14日には、上富良野町ライオンズクラブと津市ライオンズクラブ、姉妹都市提携20周年記念合同例会が町内において開催され、津市から出席された19名の会員の皆様とともに、クラブ友好提携20周年のお祝いをしたところであります。

次に、交通安全対策についてであります。本町におきましては、10月19日に交通死亡事故ゼロ2,500日を達成でき、広報誌等において町民の皆様へ周知させていただいたところであります。これもひとえに町民一丸となり、交通安全への取り組みを進めてきた結果であり、皆様の御協力に感謝申し上げます。今後とも、悲惨な交通事故を1件でも減らし、町民一人一人が交通安全の意識をさらに高め、交通事故の撲滅と安心して暮らせるまちづくりのため、啓発運動を推進してまいります。

次に、大雨による農業被害の復旧状況についてであります。100万円を限度として復旧事業費の2分の1を助成する町の単独補助事業の認定申請が35件、事業費で約1,900万円のうち、約半分に当たる18件、約900万円については事業が完了したところであります。しかしながら、残りの17件につきましては、町内の請負事業者が機動力、労力などを道路や河川の復旧工事に対して、集中的に当てていたことや、降雪が早まったことにより、年度内の復旧完了が望めない状況となっております。これらにつきましては、春耕作業など、来年の

営農に大きな支障が生じないよう、雪解け後、直ちに復旧工事が進むよう必要な対応を図ってまいります。

次に、イベントの実施状況についてであります。11月6日、保健福祉総合センターかみんを会場に、「かみふらの収穫祭」が開催されました。このイベントは、町内産業団体で構成する「かみふらの産業賑わい協議会」が主催し、町民の皆様にもっと地元産物を身近に感じていただきたいと、初めて開催したイベントであります。当日は、農畜産物の無料配付や低価格での販売、上小スクールバンドの演奏や餅つきなどに多くの皆様に御来場をいただいたところであり、来年以降につきましても連携協力の輪を拡大しながら、より充実したイベントとして定着するよう努めてまいります。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。11月17日から22日までの予約期間において、6,875万円、1,460世帯の予約があり、販売額の6,000万円を上回りましたことから、高齢者世帯、子ども世帯等を優先した上で、11月25日に抽選を行ったところであり、未だ、地方の景況に好転の兆しが見えない中、本事業を通じて、町内での購買意欲を喚起し、地元経済の活性化につながることを期待しているところであり、

次に、治水砂防関係についてであります。10月27日に新潟県で開催されました全国治水砂防協会理事顧問会議に出席し、また11月15日には、東京で開催されました全国治水砂防促進大会へ出席してまいりました。今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより進捗するよう取り組んでまいります。

次に、第53回町総合文化祭についてであります。10月29日から11月4日までの7日間、社会教育総合センターにおいて開催されました。開催に当たっては、多くの町民の皆様に参加していただき、作品展示、郷土館特別展示、町民コンサート、芸能発表のほか、体験コーナーなどの協賛事業が行われ、延べ2,182名の方々に御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

なお、11月4日の特別事業については、北海道舞台塾ふらの事業として、復興支援部隊「イシノマキにいた時間」の公演が、保健福祉総合センターにおいて開催され、多くの方々に鑑賞をいただいたところであり、

次に、児童生徒の部活動における活躍状況についてであります。上富良野中学校陸上部2名が、10月28日から横浜市で開催された「全国ジュニアオリンピック陸上競技大会」に出場し、鈴木くるみさんがA女子100メートルにおいて、大会新記録

並びに北海道中学新記録で優勝し、また、女子4×100メートルリレーにおいても北海道チームとして出場し、北海道中学新記録並びに日本歴代2位の記録で優勝し、さらに大会最優秀選手に選ばれたところであり、また、B女子100メートルにおいて、加藤璃里香さんが6位入賞の成績を収めたところであり、

この1年を通じて、小学生、中学生及び高校生たちが日ごろの練習成果を発揮し、各種競技において大活躍されました。来る29年も本町子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、立派な成績を残された皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月9日現在、件数で21件、事業費総額で1億9,328万7,600円で、本年度累計で44件、事業費総額3億9,413万3,360円となっております。詳細につきましては、お手元に、平成28年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧をいただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成28年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであります。現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質

疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長(西村昭教君) 日程第5 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員会(金子益三君) ただいま上程されました報告第2号議員派遣結果について、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成28年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成28年12月13日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員会、金子益三。

1、上川管内町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成28年10月26日に美瑛町で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加した。

(2)研修の結果。

時事通信社解説委員長、山田恵資氏により「政治の行方を展望する」の講演と、北海道保健福祉部健康安全局国保医療課長、望月泰彦氏より「国民健康保険制度改革について」の講演を聴講した。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成28年11月24日に中富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加した。

(2)研修の結果。

北海道保健福祉部子育て支援課長、永沼敦紀氏により「北海道の少子化の現状と課題について」の講演を聴講した。

以上、結果報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果について、報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第3号

○議長(西村昭教君) 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、中澤良隆君。

○総務産建常任委員長(中澤良隆君) ただいま上程されました報告第3号の件につきまして、報告させていただきます。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、申し出した調査を終えたので、会議規則第77条の規定により報告をする。

平成28年12月13日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名、農業施策等窓口のワンストップ化について。

1、調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「農業施策等窓口のワンストップ化について」に決定、平成28年7月28日並びに8月12日及び9月6日、9月13日に委員会を開催し、関係職員の詳細な説明を求めながら慎重に審査を行いました。

その結果を次により報告する。

2、調査の結果。

上富良野町の農業を取り巻く環境は、地球温暖化による気象の変化、担い手の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少などさまざまな課題が存在する中、国においては国内農業に大きな影響をもつTPPの協定や農業協同組合法及び農業委員会等に関する法律の改正など一体的な見直しが進められている。

こうした現状を踏まえるとき、上富良野町農業の将来を見据えた「第7次上富良野町農業振興計画」に基づく、「農業・農村振興実践プラン」で計画されている重点施策を行政、農業関係団体等と一体となって着実に推進することにより、足腰の強い農業の実現を図ることが強く求められるところである。

農業施策等窓口のワンストップ化については、農業者にとっても利便性の向上、本町農業の持続的発展に有効なものであると考える。

以上、報告といたします。

次ページをお開きください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、申し出した調査を終えたので、会議規則第77条の規定により報告をする。

平成28年12月13日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査について。

#### 1、調査及び研修の経過。

本委員会は、平成28年第1回定例会において閉会中の継続調査として申し出した「友好都市提携の方向性について及びジオパークによる地域活性化について」を平成28年10月17日から20日までの間、三重県津市及び静岡県伊豆市を視察し、調査を行った。

#### 2、調査の概要。

##### (1)友好都市提携の方向性について。

三重県津市は、三重県中部に位置する都市で人口約28万人の三重県の県庁所在地である。津市と上富良野町の交流は、歴史的な結びつきから平成9年4月30日に上富良野町開基100年を記念し、友好都市提携としての調印が行われた。また、来年には提携後20周年を迎えることになることから、本委員会としては、津市の特徴や実態把握を目的に視察を行ってきた。

なお、次からの個々の視察先につきましては、既に御高覧いただいたものと思ひ、省略をさせていただきます。

3ページの下段のほうをごらんいただきたいと思ひます。

##### (2)ジオパークによる地域活性化について。

静岡県伊豆市には、ジオパークの拠点となる「ジオリア」が設置されており、伊豆半島ジオパーク推進協議会の事務局もこの施設内に置かれている。事務局体制として、事務局長兼ジオリア館長1名、県派遣職員1名、市町派遣7名、専任研究員1名(地質)、臨時職員1名の11名体制で、現在は世界ジオパーク認定に向けての活動を進めている。

伊豆半島ジオパークは、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町の伊豆半島7市8町で構成され、平成24年に日本ジオパークの認定を受けている。

以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

5ページをごらんください。

#### 3、研修のまとめ。

友好都市提携の方向性に関しては、津市における公共施設の建設や施設運営に当たり、地元自治会と共助のもとに運営されている実態などを視察、調査することができた。

また、津市と上富良野町は、三重県安東村(津市)出身の田中常次郎を総代とする一行8名が草分地区に入ったことから、記念すべき上富良野町の開基100年の平成9年7月30日に友好都市提携が

結ばれ、平成29年の来年には、節目の20周年を迎えることとなる。これを機に、さらに意義深い交流を進めていく必要がある。現在までの交流をベースに、さらなる経済交流の進展と友好都市提携を将来伝えていく人材を育てていくために、互いの町や市を訪問し合い、理解する人たちをふやしていくことが重要であると考えます。

次に、ジオパークによる地域活性化については、伊豆半島ジオパーク推進協議会の事務局を担う伊豆市を中心とした調査を行った。

ジオパークミュージアム「ジオリア」は、子どもたちからお年寄りまで、誰もが理解しやすい内容で、見る、聞く、さわる五感に訴えた体験ができ、総合案内機能と情報発信機能が十分発揮される施設となっていた。

また、「伊豆はひとつ」を合い言葉にそれぞれの自治体が個々に活動していたのが、ジオパークの認定を受けることにより一体感が生まれ、地質や歴史、文化を観光や教育分野へと発展させており、さらにはガイド養成にも力を注ぎ、毎年、認定ガイドをふやし、高校生からお年寄りまで多くの人々に関わりを持たせていることが大いに参考となった。

今回の研修先の伊豆半島ジオパーク推進協議会は7市8町という構成であり、参加市町村の取り組み姿勢や考え方には温度差もあるようだが、本町が美瑛町と進めている十勝岳ジオパークは、相互理解と統一した考え方で、地域活性化のため、日本ジオパークの認定に向けてさらなる努力をされることを期待する。

以上、報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

#### ◎日程第7 議案第8号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選出については、現行の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することとな

り、その定数は政令で定める基準に従い条例で定めることと規定されたところであります。

このことから、これまで農業委員会内部における議論、さらには農業者による検討委員会での検討経過を踏まえ、本町の農業委員会の定数を13名と定め、附則において施行期日を交付の日から定めるとともに、上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の廃止とあわせて、現委員は現任期中在任する旨の経過措置を規定するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第8号、上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例。

農業委員会等に関する法律（昭和28年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、上富良野町農業委員会委員の定数は、13人とする。

附則。

（施行期日）。

1、この条例は、交付の日から施行する。

（上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の廃止）。

2、上富良野町農業委員会選挙委員定数条例（昭和29年上富良野町条例第11号）は、廃止する。

（経過措置）。

3、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員である者が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任する間は、前項の規定する廃止前の上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

以上で、議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 定数条例制定にあわせて、何点かお伺いいたします。

今回の定数制定にあわせて、幾つかの条文等の改編が行われたかというふうに思います。この文書を見ますと、農地の流動化されている自治体においては、推進委員等の委嘱はしなくてもいいというふうになっておりますが、上富良野町の実態等はどのようになっているのか、流動化は恐らく70%以上を超えるという状況の中で、推進委員を置かなくてもいいというふうになるのかと解釈されますが、この点、どうなっているのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、農業委員報酬についてであります。この国の文書では、農業委員会委員に対する報酬、あるいは農業推進委員を設置する場合、活動状況に応じた報酬を定めることができるという形にもうたわれているかというふうに思いますが、この点は上富良野町として現行の報酬制度という形で理解していいのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

また、周知については8割程度という形の中で、公募をする期間として、大体1カ月、あるいは24日以上を基準とすべきという形になっておりますが、上富良野町においてはこの公募に当たっての日数はどうなるのかお伺いいたします。

また、中立性を高める上でのいわゆる女性等の登用、あるいは若者等の登用がうたわれているかというふうに思いますが、ここの中では必ずしも地元に住民票を置かなくても、いわゆる町外からも中立性、公平性を保てるのであれば、農業委員としてのいわゆる資質があれば適格だというふうな条文も表示されておりますが、この点、上富良野町等の考えはどのようになるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 11番米沢委員の4点の御質問についてお答えをいたします。

1点目の農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。国の基準の中で農地の遊休農地率が1%以下であるということと、農地の集積率の関係で農地利用最適化推進委員を委嘱しなくてもいいということが定められているところでございますが、当町におきましては、遊休農地率については1%以下であるということと、農地の集積率については87.46%ということで基準の70%を上回っているということで農地利用最適化推進委員は委嘱をしなくてもいいということに入っているところでございます。

2点目の農業委員の報酬の関係につきましてでありますけれども、農地利用最適化推進委員を設置するところにつきましての、まず考え方なのですけれども、農地利用最適化推進委員を委嘱するところにおきまして、現行の農業委員と同等程度の報酬にするといったような国の方針でありまして、あわせて農業委員の報酬についても、引き上げというのでしょうか、底上げを図っていく、農地利用最適化推進委員を委嘱するところにおいては、農業委員の数を半分程度に減らして最適化推進委員を設置するといったようなことになっておりますことから、農業委員の報酬についても見直す、上げていくような方



向に国としては今、指導が来ているところが現状でございまして、国としましても新たな交付金を7月から設けて、新しい委員さんになるところについては、その交付金を設けて、国は手当するから各自治体でも今後上げていきなさいといったような動きになっておりまして、このことについてはまだ具体的な動きにはなっておらないのですけれども、今後、6月以降等々の全国的な動きの中が今後出てくるのかなというふうに理解をしているところでございます。

当町におきましては、農地利用最適化推進委員は委嘱しないという方向で考えておりますので、委員の報酬については現行のままということで考えてはおりますけれども、日本全国的な動きの中では、インセンティブというのでしょうか、歩合制というか、能率に応じて、その動きに応じて、少し上げていくというような動きが、今後、日本全国的に出てくる動きになっておりまして、当町についてもまだそういった動きにはまだちょっとなっておらないところではございますけれども、今後そのような動きになってくるのかなというふうに理解をしております。

3点目の募集等における公募の期間につきましては、4週間1カ月ということが定められております。おおむねといったような基準もありますけれども、最低24日以上は、80%以上の基準ということも国では言っておりますけれども、町的には4週間ということでは考えているところでございます。

4点目の今後の中立性の委員、女性の委員、若年者も求められているところでございまして、町としても取り組みを強めていきたいというふうに思っております。また、委員における町、町外からの委員も委嘱、農業委員も求めることができるということには法律的には市町村のくくりは書いてはおらないところなのですけれども、今の考えといたしましては、当町に籍を置いている人といったようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問よろしいですか。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

今、議題となっております議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例については、なお十分な検討を要すると思われまますので、この際、総務産建常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、総務産建常任委員会に付託することに決定しました。

#### ◎日程第8 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第9号上富良野町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第7次農業振興計画に基づく実践プランに位置づけられるとともに、農業振興審議会より御提言をいただいた農業窓口のワンストップ化の実現に向け、これまで農業者及び農業関係機関の皆様と協議を重ねてきたところであります。

本町の基幹産業である農業の現況的課題に対処していくため、JAふらの上富良野支所内に行政の農業振興部門及び農業委員会を移転し、農業窓口のワンストップ化による農業施策の推進体制を強化しようとするものであり、この移転に伴い、行政組織の一部改正に当たり、所要の改正を行うものであります。

改正の概要についてであります。産業振興課を廃止し、農業振興部門を担う新たな課として、農業振興課を設置するとともに、商工観光の振興部門を現在総務課が所掌している企画振興部門と統合し、産業連携や地域連携に向けた政策推進部門として新たに企画商工観光課を設置するものであります。

また、附則においては、観光開発審議会及び農業振興審議会の庶務的機能を担う部署を現行の産業振興課から企画商工観光課及び農業振興課にそれぞれ改正するものであります。

なお、施行期日は、平成29年4月1日とするものであります。

以上で、議案第9号上富良野町課設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問いたします。

今回、課の設置条例という形の中で産業振興課を農業振興課に改めるという形の中で、従来のいわゆる農協に設置するという形になるかというふうに思っています。

そこでうたわれているのは、町の説明では、農業者からの意見等々くみ上げながら効率的な事務運営ができるということで、将来的には精度の高い農業政策や、あるいは意見交換が図られながら、農業者の利便性と農業所得の向上が期待できるという形の表現になっているかというふうに思いますが、ただ懸念されることは、今後、今でもそうなのですが、いろいろな農業情勢の変化の中で必ずしも行政が思うような形にはなっていないという部分があるかというふうに思います。そういう中で、こういう施策を打ち出す以上、やっぱり後に引くことはできないという形のものではないかなというふうに思います。

改めてお伺いいたしますが、この振興課を改変することによって、どのような農業者、あるいは農業関係者等に利益、あるいは行政としてもたらすのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

また、従来、農業と商工観光と結びつけて一体的な運営がなされてきましたけれども、今回の改正の中では商工観光等については、企画観光という形の中でいわゆる統合するという形となっておりますが、有機的な結びつきが一方で途絶えるのではないかなというふうに思いますが、この点。

また同時に、従来この窓口でいろいろな農業者と行う事務手続が一貫してこの庁舎内で行われていたのが、一斉に場所が移動することによってそういう弊害が生まれるのではないかというふうに思いますが、こちら辺についても万全な体制の中で進められるかというふうに思いますが、こういう心配も農業者等においては心配されているかというふうに思いますので、この点、お伺いいたします。

また、アンケート等においては必ずしもこれに賛成という形ではない、けれども、それでよくなればそれでいいわけでありますから、そういう人たちにもやはり応えるようなやっぱり窓口が今、求められているというふうに思いますので、この点等についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま、11番米沢議員の農業施策窓口ワンストップ化に関する課の設置条例ということで御質問いただきましたので、私のほうから4点の御質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、今回のこういう体制をとったときに、引くことができないというような御発言もございましたけれども、今回もまさに今の農業情勢等に応じて機構を改善、見直しするものでございますので、いつまでという期限というものはございませんけれど

も、さらにまた違った情勢になったときには、さらなる機構の見直し等はあるというようなことで理解をしているところでございます。

また、どういう農業者に対してどういう効果をもたらすかということでございますが、農業形態というのはそれぞれ多種多様でございますので、どういう営農されている農家さんにとって有効なのかということは早々には言えないわけでございますけれども、やはり高収益の作物に取り組みされてそういう経営もありますし、一般作物等作付して、まずは経営を安定させるような農業経営というのもございますので、より今回、現場に近づくことによって、多様な営農形態に取り組む農業者の皆さんにそれぞれ対応する中で、本来の目的であります農業所得の向上につなげていきたいというふうに思っております。

あと今回、今まで産業振興課ということで商業、工業、観光、農業も含めて、一つの課としてその中で連携を図ってきた事業というものは、これまでの10年ちょっとの間でかなり培われてきているのかなというふうに思いますけれども、そちらのほうの産業連携についてはより一層連携が図れるように意識を強めたいというふうに思いますし、今までに町内の産業団体等も含めた中でのご共同団体といえますか、協議会等もつくっておりますので、そういう民間の産業団体とも連携をより深めながら、その産業関連連携というものを図っていきたいというふうに考えております。

あと、いろいろ手続の関係になりますけれども、農業者の方も役場に來られたときに農業だけではなくて、いろいろな住民票でありますとか、窓口関係のそういう手続もされてございますけれども、できるだけ、ただ要するに、ついでにといたらおかしいのですけれども、複合的に手続をすること、圧倒的に農業のほうが多いかな、そういう部分でいけば、農協に行くことによって営農関係だけではなくて、例えば資材でありますとか、金融でありますとか、そういう機能も所の中にありますので、よりそういう部分では農業者の方については、手続等については利便性の向上が図れるのかなというふうに思います。ただ一方で、農業施設でも加工場みたいに農業者ではない町民の方々が利用される場面もございますので、そちらのほうについてはできるだけその不便性を感じさせないような、そういう体制を整えて、新体制に移行していきたいというふうに思います。

あと最後の御質問のアンケートの結果で、必ずしも今の時点では諸手を挙げて賛成できないというような農業者の方の御意見もアンケートとして頂戴しているところでございますが、先ほども言いました

ように、より身近な、現場に身近なところで接する中からそういう方々にも今回の体制ができてよかったというような効果をぜひお伝えできるような形で努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第10号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町の乳幼児等の医療費助成は、北海道医療給付事業の助成事業の内容を拡大し、特に医療ニーズの高い就学前の乳幼児に対して、入通院費の自己負担分を軽減し、また小学生の属する非課税世帯に対しては、入院費の自己負担分に対しても一部助成を実施してきたところでございます。

昨今、子どもの貧困が社会問題となり、本町の低所得世帯への支援策がひとり親世帯や非課税世帯を対象としておりましたが、現行制度とのはざまとなる二人親世帯においても低所得者の実態があることから、対象世帯を市町村民税、所得割非課税世帯までとし、対象年齢についても満15歳に拡大することにより、題名等の「乳幼児等」を「子ども」に改めるものでございます。これにより子どもの疾病の早期発見と早期治療により、より健康増進が図られることを期待するものであります。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。その主な改正点のみ内容の説明とさせていただきますので、御了承願います。

議案第10号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例。平成6年上富良野町条例第20号の一部を次のように改正する。

題名中及び第1条、第2条、第3条、第5条中の「乳幼児等」を「子ども」に改正する規程であります。

また、第2条では、「満12歳」を「満15歳」に改正する規程であります。

第5条は、当該事業の助成範囲に市町村民税所得割非課税について給付対象者を拡大するものであり、当該保険適用外となる自己負担分については、これまで同様、除外するものであります。

附則第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、附則第2項、平成29年4月1日以後の医療費助成について適用することとし、平成29年3月31日までの医療費助成については、従前の例によることの規定でございます。

以上で、議案第10号上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 基本的に幼児及び小学生、中学生までの補助という、拡大ということで、一歩前に進んでいいのかなというふうに考えますが、いわゆる市町村の所得税の非課税者を対象と今回されておりますが、やはり本来であれば、実状を鑑みると、もちろん非課税世帯の方というのはさまざまな苦しい生活をされているのも理解できますけれども、ぎりぎりの線で課税世帯になっている世帯というのは、実はもっとさまざまな面でいろいろな恩恵がなく苦しいという現況もあるわけでございます。本来であれば、子どもというのは、等しく平等に扱わなくてはいけないわけですから、このような例えば非課税世帯の子どもたちに対して、いわゆるそういう所得の証明を出した形で医療機関でそういう控除を受けるといことであるところで、まず一つ区別がされるところでまず残念だというふうに考えるのですよ。

であれば、非課税世帯だけに対象とするのではなく、例えば、国の子ども手当のように、所得の高い家庭について、それはかかりますよ。例えば、800万円以上とか、1,200万円以上の家庭につ

いては、子ども手当はあげないというふうに国でもなっておりますから、例えば、そういう非常に高額所得のある家庭については、これは補助は行わないが、そうでない一般的な家庭について等しく行うことがやはり本来の目的であると思うのですね。

例えば、兵庫県の明石市などは、子どもの今、課長がおっしゃられた貧困の家庭に対する補助は行わない。そのかわり、全ての子どもたちに対して手当をするのだというような政策をとっている自治体もあるわけですから、やはりここは子ども、上富良野町の子育て拡充の点からおいても、非課税世帯というところで線を区切るのではなく、上で区切るべきだと私は考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 6番金子議員の子どもの医療費の拡大の関係に対する御質問にお答えいたします。

当町におきましても、子どもの医療費につきましても、北海道の給付事業の制度を用いまして、町独自でも拡大をしてきたところでございますが、昨今、議案の上程の説明の中でも申し上げましたとおり、子ども町のほうでも実際には課税か非課税かという世帯が一つ区分としてございましたが、非課税世帯だけではなく、所得割の課税世帯、ここまですべて何とか拡充をしなければ、なかなか収入、所得に応じて確認をしましたところ、これまでひとり親、重度医療、あと就学援助の制度との他法との町の施策も確認をしましたところ、やはりそこはもう少し拡大をして、子育て支援の一つとしてやっぱり必要ではないかという検討値から、今回、非課税世帯プラス所得割課税世帯まで拡充させていただきました。

ただ、これも、今、6番金子議員がおっしゃるとおり、また違う見方の中での子育て支援というものも御提案のとおり意見はあるかと思いますが、それは、町の子育て施策の中でまた改めまして、その政策については検討すべき内容と考えております。

まず子ども、子どもの医療費をやはり軽減をしていく体制としましては、まず今、生活を一生懸命保護の方が子どもを育てながら進めていくときに、やはりその子どもの医療費を払うためのまず生活基盤となるものが、ある程度、収入がやはり余り多くはないという方たちに対して、まずこの世帯にこの施策を当てて支援していくべきではないか。それで、就学前はもちろん医療費は高いということで私たちも認知しておりますが、小学校に入っても、また中学校に行っても、そういう方たちがきちんとした医療を受けられるような形がまず子ども町のほうですべき案件だというふうに考えているところでございます。

以上です。

申しわけございません。

6番金子議員のおっしゃるような提案の中身についての考えは、現在のところ持ち合わせてはおりません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 課長おっしゃるとおり、わかるのです。その一歩進んだという意味では高く評価はしているのですけれども、何というのでしょうか、やはり疾病も就学前、それから小学校、中学校等によって、やはり変わってきますよね。具体的な例ではないのでしょうかけれども、やはり小さいお子さんのほうが数多くの疾病にかかるリスクというのは非常に高いですし、もちろん私も子育て中だからわかるのですけれども、小学校から中学校に上がっていくと子どもたちの体力もついていったりして、非常に疾病にかかるリスクという割合も低くなるのはさることながら、やはりどうしてもかかってしまうことともありますよね。

例えば、この時期であればインフルエンザも流行しますし、突発性のいろいろな菌であったりとか、そういうものが等しく受けられることこそが、やっぱりこの町の施策で大事なことだと思うのですよね。だから一歩進んだことは非常に理解するのですが、なぜもっと拡充をしなかったか、どうしてそこで線を引いたかというのが非常に明確でないので、もう一度答弁を欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 6番金子議員のもう少し、現在提案されている内容に対しての拡充について検討をできないのかという御質問に対してお答えします。

町としては、まず上富良野町の子どもたちの医療費の実態について、これは国保を所管している私どもの中で実態を把握している状況でしか押さえてはおりませんが、本当に子どもたちの医療にかかる分については、議員おっしゃるとおり、やはりその年齢構成に応じた医療費がかかっている実態は押さえております。ただ、本当に具体的に医療を等しく皆さん受けられる制度は確立されているというふうに考えておりますが、その中で実際にそれぞれの世帯の財布の中から医療費の自己負担分を支払っていただく、その中でやはり子どもたちに教育もしなければいけない、衣食住の生活もしなければいけない、医療費がかかれば医療費の負担をしなければいけない。その中でやはり一番最優先に考えなければいけないのは、やはり金額の少ない生活をしている方

ちの中でそれを最優先的に支援するのが私ども町としては最優先のまず拡大すべき内容として今回は考えているのです。

これにつきましては、今回、この内容について具体的に上程させていただきまして、今後またさらなる町の内容を把握した上で、今後さらなるまた子育て支援策なのか、また医療費の助成の施策なのか、それについては関係機関とも十分連携して検討していく課題だとは認知しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 議案書の中の改正条例の第2号を次のように改める。（1）、（2）、それぞれ文末に丸々される額を控除して得た金額を記載されていますが、第5条の本文で、医療費から受益者が負担すべき額として、次に掲げる額を控除して得た額を保護者に対して助成すると書かれていますので、この場合、1、付加給付される額を控除して得た額とありますが、付加給付される額と切ってよいのではないかという条文の文章の理解のことなのですが、いわゆる1の文章で控除された額となれば、ここで既に控除されている、いわゆるゼロです。その辺がちょっと理解できなかったのを御説明願います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番荒生議員の今回上程させていただきまして第5条の条文についての御説明を申し上げます。

今回、第5条につきましては、まず保険適用外になる自己負担分になることを区分させていただいておりますが、今回、第1号につきましては、0歳から15歳まで、所得割非課税世帯に対して保険適用外の除外について明記させていただきました。

（2）号につきましては、2点ございまして、まず就学前の子どもたち、次に就学後6歳から12歳までの子どもたちに対する適用除外について明文化したものとございまして。これまで新旧対照表でつけさせていただいた資料の中では、前条例につきましては、改正前の条例につきましてはの内容の表記と今回の改正分では、そういう形の適用対象となる方たちの内容を項立てて区分をしたことによりこのような表記となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） そうですか。それでは間違いはないということで、私の解釈の違いでよろしかったですか。

もう1点お伺いしますが、現行、通院は就学前まで医療費は保護者の所得に際限なく全額助成となっておりますが、例えば、海外でぐあいが悪くなって外国の病院にかかった場合、外国での医療費も全額助成しているのかお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番荒生議員の海外での療養費に対する助成に対しての対象になるのかという御質問にお答えします。

現在、国民健康保険の中でも海外療養費の支給制度が構築されました。本町におきまして、まだ該当事例はございませんが、海外においても医療費がかかった分につきましては、支給される金額が対応することから、上富良野町においてもそれに応じて自己負担をして帰ってきた場合、申請をしていただければ対象にする考え方でおります。なお、ほかの町村では、国内というふうに定義した自治体もあるというふうにお伺いしていますが、本町においては対応していくことの考え方でおります。

なお、外国での療養費の中で特に多いのが、保険のきかない診療、差額ベッド等、これにつきましては対象となりませんので、必ず海外に渡航される際には、まずその診療内容明細をきちんと書類を持って帰ってきていただくこととなりますので、その辺については保護者の方にも十分御理解をしていただくような説明をしていくことが考えられております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 今の課長の答弁ですと、近隣の自治体ですと南富良野町、こちらでは22歳までその医療費が無料ということで、その文末、条文の最後に国内医療費に限るということとしっかりと明記されていますが、当町においては、今の御答弁ですと領収書等々で精算がなされるという解釈でよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番荒生議員の国内外に限定するのではないということで解釈よろしいかという質問にお答えします。

本町の条例規則の中では、これまでも国内に限るという表現はしてございませんでした。ですから、町としてもこれは国保、または社保等に加入している子どもたちにおいて、海外での療養費についても日本の保険機関の中で適用となる療養費についてはこれについて証明できるものを持ってきていただければ対応したいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11 番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問させていただきます。

今回の町長選挙ですね、多くの方々が町長に対する批判の声が出ました。その結果、投票率も下がりましたが、同時に町長の得票を得た数も前回から見て下がったという状況にあります。

その中には今まで町長がされてきた行政に対する批判の声があるという形で受けとめております。あのお母さん方は、やはり上富良野町はなぜこの医療費の無料化を中学校までしないのかと。今、声が多数あるというのが実態であります。そういうものも含めて、それだけではありませんけれども、要因としてそういう結果になったのではないかなというふうに考えております。

そこでお伺いしたいのは、私、今、担当の課長がおっしゃったように、確かに非課税世帯、あるいは均等割の課税世帯がいわゆる救済するという形の目的のはっきりしたものだという形で訴えました。

しかし、一方、同僚議員がおっしゃるように、やはり問題はいわゆるボーダーライン層、あるいは、そうでなくても今、いろいろな税の負担や子育ての負担という形の中で多くの人たちが給与が下がるという状況の中で、なかなか負担増に悩むという状況があります。

子どもたちは所得のあるところに生まれるわけでもありませんし、ないところに生まれるわけでもありません。選択はできないわけです。私はそのことを考えたときに、等しく子どもたちの健康、あるいは担当の課長がおっしゃったように早期の疾病、早期の治療を促すということであれば、中学校までの医療費の無料化をきっちりと押さえながら、疾病予防医療につなげるのが私は原則ではないかなというふうに思いますが、この点、どのようにお考えなのかお伺いいたします。また、この点についても町長の見解等についてお伺いしておきたいと思っております。

もう一つお伺いしたいのは、今回の入院費の助成で小学校のいわゆる通院拡大とかで約126万円という文書、いただいた参考資料に書かれております。小学生の拡大で80万円、中学生まで拡大することによって46万円という形でそれぞれ33人と29人が対象ではないかと、現時点では書かれておりますが、この点についても所要金額、対象人数等はどのようになるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

何よりも今多くのお母さん方が言っているのは、やっぱりぜんそくやその他の疾患、疾病という形の中でレントゲン、あるいは薬をもらうということになれば、検査等でやはり1万円、2万円かさんでし

まうという状況であります。そういう状況の中で少しでも負担を軽減していただければ本当に助かるのにねというのが多くの人たちの声です。私は行政というのはこういう声にしっかりと耳を傾けるべきだというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、将来、見直しを検討することも、どういうふうに検討するかわかりませんが、何の補償も担保もないというのが現状であります。この点、町長、担当の課長はそういうふうにおっしゃっていますが、町長は近い将来、こういったものを中学校まで拡大、あるいは小学校まで入通院を、例えば、最低限、通院、あるいは入院、非課税世帯ではなくて、均等割の課税世帯ではなくて、全ての子どもたちにそういう対象を広げる、あるいは中学校までに広げるという構えというのは持っていられるかどうか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の部分ですが、先ほど来、担当課長から金子議員の御質問にも一部お答えをさせていただきましたが、まず今回の制度改正についてのポイントは、いわゆる非課税世帯と均等割世帯、いわゆる所得が一定程度少ない方について、その所得がないことで子どもの医療の負担をぜひ軽減しようと、以前から申し上げましているように、今、子どもの貧困が社会問題化していることをあわせて、それらの施策をこの制度にのせたところでありまして、

一方、選挙のお話もありましたが、上富良野においては、その子育て施策については、その医療、適切な医療、福祉、保健の子どものライフステージに合わせたそれらのバランスのとれた子育て支援策がされているということで、一定程度全道の皆さんからも一定の評価をいただいているところであります。したがって、政策本体をぜひ評価をいただいて、多くの町民の皆さんからも評価をいただいているところであります。1点目につきましてはこのような評価をお願いしたいというふうに思います。

2点目は、この間、委員会、全員協議会等でもお知らせをしておりますが、人数については33人プラス29人、これらについては28年度の今の実態ですので、来年度からまだ人数は変化要素がございますが、その人数規模でいきますと126万円程度というような想定をしております。

あと、3点目の、今後近いうちにその医療費の中学校までの拡大をするのかという御質問でありまし

たが、これも以前から議場でも議論をされておりますが、いわゆる時代背景と子育て支援策の全体像を見ながら、そういう医療費の拡大がさらに必要な場面には当然必要な施策として実施をする必要があるかというふうに思いますが、あくまでも医療費の無料化だけを切り取って、その子育て支援策を語る予定をしておりますので、先ほども言いましたように全体像を通して、バランスのいい子育て支援策を検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今回の条例改正については、そういう焦点当てて、非課税世帯等に支援するという点ではいいかというふうに思います。

ただやはり多くの人たちが望んでいるのは、一方で、そういう声が生産者としてあるのですよ。町長も恐らく副町長と同じ考えなのかなというふうに思うのですが、なかなか町長自身の言葉として語られないので、私は何回も言いますが、非常に残念です。町長はリーダーシップ等とって、ここまでやりますということであれば、職員の方だって一生懸命働いて仕事して、それでは頑張らましようということになるはずだというふうに思うのですが、私は、町長の、もう一度確認いたしますが、町長も副町長と同じ見解、今後も未来永劫に子育て支援全般をトータル的にバランスをとれた支援策を行っているから、見直す必要、今回でという考えですか、それとも改善する余地があるという考えですか。言葉を濁さないようにしていただきたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、私は町政を預かる立場といたしまして、やはり町民に不安感を与えないようにするのが最大の私の役目というふうに理解しております。

子育てに関しましても、医療費だけが充実すればよしということにもなりません。教育もあります。あるいは、家庭環境を整備することもあります。そういったことを私なりに全体を通して、安心感を提供できるようなまちづくりということに最大の精力を払っております、この部分を切り取ってここをどうするああするというような一点集中の考えではなくて、全体を見渡した中で各担当に上富良野町をして支援できる仕組みをつくるように指示しておりますので、今回の御提案になったということで、全体を通して常に見させていただいているということをお理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、10時45分といたします。

---

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎日程第10 議案第11号

◎日程第11 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第11号上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第12号上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第12号上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を一括して御説明させていただきます。

まず当該2条例の改正の趣旨ですが、平成26年6月に成立しました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法によりまして、介護保険法が改正され、それに伴い当該サービスの基準等を規定している厚生労働省令が改正されたことから、町においても地域密着型サービ

ス等の基準を規定している当該2条例の一部を改正するものでございます。

次に改正の内容ですが、まず議案第11号上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、主な改正点は、1点目は地域密着型通所介護の創設であります。利用定員が19人未満の小規模な通所介護につきましては、今まで都道府県が指定等を行ってございましたけれども、市町村が事業者の指定等を行い、原則として利用者が当該地域住民に限定される地域密着型サービスに位置づけられることになったことから、地域密着型通所介護の基本方針等及び人員、設備及び運営に関する基準等を定めたものでございます。2点目につきましては、認知症対応型通所介護について運営推進会議の設置が規定されたことです。3点目についてですが、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の準用規定につきまして、今回、追加された地域密着型通所介護の基準を一部準用することとしたため準用規定の変更をするものでございます。

また、条例の制定に当たりましては、国が示しました従うべき基準、参酌すべき基準を基本といたしまして、一部、町として独自基準を追加したところであります。条例に町が独自に盛り込む基準につきましては、平成24年度の本条例制定時に町が独自基準として盛り込んだ内容を同様に今回新設されます地域密着型通所介護の基準につきましても規定したものでございます。

まず、独自基準の1点目といたしまして、記録の保存期間の延長でございます。省令の基準では、保存年限を2年間としていますが、介護給付費の返還請求権の時効が5年であるため、保存年限を5年間に延長するものでございます。

2点目は、非常災害対策です。活火山十勝岳を有する本町の特性などを考慮して、噴火災害、地震災害、風水害、その他の自然災害に係る対策を含むことを追加したものでございます。

3点目は、介護従事者の資質の向上です。介護職員のみより一層の資質の向上を図るため、研修項目に高齢者の権利擁護、虐待防止、認知症ケアなどを追加したものでございます。

4点目は、地域包括支援センターとの連携です。運営に当たっては、地域包括ケアシステムの構築のためにも地域包括支援センターとの連携を追加したものでございます。

次に、議案第12号上富良野町指定地域密着型介

護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携の項目が追加され、運営推進会議への設置などについて規定したところでございます。また、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護につきましては、今回追加されました介護予防認知症対応型通所介護の地域との連携の項目について、一部準用することとしたため、準用規定の変更をするものでございます。いずれの条例も施行期日は、平成29年4月1日となっております。

なお、議案の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第11号の質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第1号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。



提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第1号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国の補正予算に伴い、泉町南団地の整備に係る社会資本整備総合交付金について、配分額の通知があったことから、3号棟の本体工事に着手するため、所要の補正を行うものであり、あわせて繰越明許費を設定するものであります。

2点目は、学校施設環境改善交付金の減額に伴い、中断していた上富良野中学校整備事業2期工事について、国の補正予算に伴い道交付金の決定通知があったことから、事業の着手に当たり、施工時期のおくれによる労務単価の上昇分など事業費の増が見込まれることから、所要の補正を行うものであり、あわせて繰越明許費を設定するものであります。

3点目は、国の補正予算に伴い低所得の高齢者を対象とした新たな臨時福祉給付金事業を実施することから所要の改正を行うものであり、あわせて繰越明許費を設定するものであります。

4点目は、この夏の豪雨により被災した柳の沢道路及び江幌完別川第1支流川の災害復旧事業の実施に当たり、道路橋りょう災害復旧費として繰越明許費を設定するものであります。

5点目は、備荒資金組合の譲渡事業を活用して導入した圧雪車更新事業について、事業費の確定に伴い債務負担行為の限度額を変更するものであります。

6点目は、農業窓口のワンストップ化に向けた農政部門の事務所移転に係る経費として、電話やネットワーク環境整備など、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、富良野広域連合の補正に伴い、本町の負担分について補正するものであります。なお、台風10号により被災した串内広域牧場の復旧に向けた調査設計等に係る本町の負担分については、既に御議決いただいている公共施設整備基金の使用額の範囲内で対応しようとするものであります。

8点目は、明年開基120年を迎えることから、年間を通じて諸行事を初め、町の様子などについて映像として記録するため、その撮影及び編集等の業務を実施するに当たり、所要の補正をお願いするものであります。なお、当該事業は、平成29年の幕開けを飾る北の大文字からスタートし、2カ年度にまたがることから、長期継続契約を締結し、実施しようとするものであります。

9点目は、去る10月18日にお亡くなりになられた、本町の特別名誉町民、故後藤純氏のお別れ会を実施するに当たり、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、特定防衛施設整備調整交付金について、2次配分額が示されたことから、既に完了した事業等の事業費調整を含め、故障により今年度に更新を検討していたラベンダーハイツの中間浴施設の更新事業について、前倒して実施するよう所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、町内の事業者が取り組む事業について、6次産業ネットワーク活動交付金の交付が見込まれることとなったことから、所要の補正を行うものであります。

12点目は、公営住宅使用料について納付しやすい環境整備として、平成29年4月1日からのコンビニ納付の運用に向け、システム改修など所要の補正をお願いするものであります。

13点目は、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行うものであります。

以上、申しあげました内容を主な要素として財源調整を図り、財源余剰と見込まれる部分については今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。なお、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億801万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補

正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 9 万 2,000 円。

1 2 款分担金及び負担金 1 6 万 5,000 円。

1 4 款国庫支出金 2 億 1,481 万円。

1 5 款道支出金 2,003 万 5,000 円。

1 7 款寄附金 7 4 万円。

1 8 款繰入金 7 6 3 万円の減。

2 0 款諸収入 1,516 万 4,000 円。

2 1 款町債 1 億 6,610 万円。

歳入合計は 4 億 9 4 7 万 6,000 円であり  
ます。

2 ページをごらんください。

2、歳出。

2 款総務費 2,192 万 3,000 円。

3 款民生費 6,952 万円。

4 款衛生費 2 0 1 万 2,000 円。

6 款農林業費 2,074 万 8,000 円。

8 款土木費 2 億 9,369 万 2,000 円。

9 款教育費 9 9 万 8,000 円。

1 2 款予備費 5 8 万 3,000 円。

歳出合計は 4 億 9 4 7 万 6,000 円であり  
ます。

4 ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

臨時福祉給付金給付事業については、給付対象者の決定及び受け付けを開始後、給付金の支給は次年度になることから、また町営住宅整備事業及び上富良野中学校整備事業については、今後入札契約等の手続を進め、事業実施は次年度になることが見込まれることから、さらに道路橋りょう災害復旧費については、前段御説明した2カ所の災害復旧工事に当たり、冬期間における山間地の施工が困難なことから、雪解け後の施工とするため、それぞれ繰越明許費を追加するものであります。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

圧雪車更新事業についてですが、備荒資金組合の譲渡事業を活用し導入する旨、補正予算及び財産取得の議決をいただき、当該事業において事業費が確定したことから債務負担の限度額を変更するものであります。

第4表、地方債補正について申し上げます。

前段、御説明したとおり、国の補正予算に伴い、

町営住宅整備事業については、実施計画を予定した泉町南団地3号棟の本体工事についても着手するため、また上富良野中学校改修事業については労務単価を含め、それぞれ事業費の変更に伴い限度額を変更するものであります。

以上で、議案第1号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 13ページの一般管理費の中で、委託料という形で後藤純男氏のお別れの会の祭壇作成予算という形で32万4,000円になって計上されております。この件をお伺いしますが、従来、特別名誉町民については、こういったもろもろ等については、葬儀等については行わないという形のことがあったかというふうに思います。お別れの会という形で違うというのかもしれませんが、祭壇を祭る等々という形になれば、地方自治体における政教の分離という点でも問題が生じるのではないかなというふうに思いますが、この点、どういう経過で今回、予算が計上されているのか、お伺いいたします。

また、町が当然、この説明資料によれば主催という形になりますから、当然、実行委員会でもなければ何でもないという形になります。あわせてお伺いしたいのは、香典等がもしも納入された場合、その分の納入部分というのはどのようになるのか、誰が受けるのか、この点についてまたお伺いしておきたいというふうに思います。

何回も申し上げますが、従来の説明では特別名誉町民は葬儀は一切行わないという形で、もう既に前回完結しているわけですから、新たにこの予算をのせること自体が問題があるのではないかというふうに思いますので、政教分離との関係もあわせて問題、違法にならないのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、財産管理の中で農業部門の移転という形で予算が計上されております。これは、農業の窓口のワンストップ化に伴う必要な書棚、公印、複写機等がのって予算が計上されているかと思えます。この中では、いわゆる施設の賃貸等については予算というのが計上されておられません。この扱いはどういふふうになるのか。また光熱費等の扱い等にも計上されておられません。新年度から使用ということであれば、そこの当初予算の中で見込まれるのかなとい

うふうに思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次、15ページの地方振興費の中で、総務課の企画財政ということで、委託料の上富良野120年の映像記録業務という形でことしから始まるということでもあります。これは、もう既に予定が組まれるということであれば当初予算に本来であれば計上しなければならぬ予算ではなかったかというふうに思いますが、またぐものがあるから今回計上したのか、その関係等について適正な予算の計上だったのかお伺いしておきたいというふうに思います。この中では、今後実際に撮影回数等に応じた契約支払金等という形の単価設定が行われるという形になっております。撮影回数についてもおおむね40回という形になっておりますが、この単価設定というのはどういう内容になるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、25ページの農業振興費の中で6次化ネットワークづくりという形になっております。上富良野町の食品、株式会社という形で載っておりますが、聞きましたら札幌に進出するというような中身かというふうに思います。その上富良野の富良野和牛、焼き肉レストランを開設するという形の事業費にかかわっての補正という形になっておりますが、総事業費等はどのようにになっているのか、町に対する詳細な図面等々というのが添付されているかというふうに思います。間接補助ですから、そう詳しい必要な書類もないのかというふうに思いますが、この点、確認しておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、上富良野中学校の予算が計上されたということで載っております。37ページですね。この中では、単価等の物価と資材等の値上がり等々があって、それに見合う分の補正も含まれているかというふうに思いますが、今後こういう予算が組まれるということになれば、当然工事に当たっての着工する建設に当たっての経過ですね、どういう計画で進められてきているのかお伺いします。

また、備品購入に至っては今回外されておりますが、新たに新年度予算の中で購入されるのかなというふうに思いますが、当然、備品等の購入については地元のいろいろな活性化のためにも対応できるものは購入することも必要かというふうに思いますので、これらの点について概要を確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問、前半の3点について私のほうから概略を説明させていただきます。

後藤画伯がお亡くなりになられて、お別れ会のことでもまず御質問をいただきました。基本的には、無宗教によります献花の方式でそのようなお別れ会を実施したいと思っておりますので、特に政教分離等に御心配をいただくことはないのかなというふうに理解をしております。なお、お別れ会につきましては、町の名誉町民条例に基づく特別名誉町民としての厚遇策として実施するものは一切ございませんので、そのような形で条例に伴った何か厚遇策で実施するようなものとは全く違いますので、それについても御理解をいただきたいというふうに思います。

今回、このような開催の経緯に至った経過にありましては、多くの町民の皆様から町のほうにこのたび特別名誉町民であられた後藤先生がお亡くなりになったというようなことで、仮のお葬式につきまして地元で密葬で行われております。また、本葬につきましても、先生のお寺であります埼玉県のほうで実施されたということが当初から予定をされておりましたので、多くの町民の皆様から町のほうにぜひ先生に直接弔意を申すような、そういう機会をぜひ町のほうで設定いただけないかというような熱い思いをたくさん寄せられました。そのようなことから、事業費を計上させていただき、今回、このような事業を実施させていただいたということで、予算をもって御提案させていただいている内容でございますので、その点についてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

また、これまでいろいろと委員会、全員協議会等の中でも御議論いただいた中で御心配の向きもたくさん御意見を寄せられております。そのようなこともありまして、町といたしましては、これまで御議論を準備の中で御議論もさせていただいております後藤画伯を囲む会と一緒に発起人会を立ち上げて、そのような形をもってこの会を主催をさせていただき、運営をさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、もし香典等があった場合というような御心配の御発言もありましたが、基本的にはその御香料等については御辞退をさせていただくような形の会になるかというふうに思いますけれども、場合によってはそのような方は、そういうふうに御持参をされる方もいらっしゃると思います。こちらにつきましては、御遺族のほうともこれから御相談をしなければならぬと思えますが、そのようなことがあればお預かりをして、御遺族のほうにお渡しをするのが本来の形かなというふうに思っているところであります。

それから、農政部門の移転に伴います経費という

中で御質問がありました上富良野支所の施設の使用料の関係であります。こちらにつきましてはこれまで町と農協とのほうで事前の話し合いの中で当然地域の農業者に向けた振興策をお互いに推進体制を強化しながらやっていこうという中で取り組む事業でございますので、使用料についてはお互いにそのようなものはないよというようなことでの話し合いを進めてきたところであります。

ただ、当然、光熱水費等は職員も行って使うわけですから、それらについては案分をするなりした中で新年度の予算で光熱水費は計上は必要というふうに理解をしているところであります。

それと、120年の記録映像についての御質問がありますが、議員の御質問の中でありましたように、ちょうどこの事案、この120年に向けては今年度の7月ぐらいから課長会議を通じて120年に当たって、どういったようなことが今後考えられるのだろうかというようなことを組織の中で内部協議をした中で、このちょうど来年の1月から1年かけて町の様子等を記録するような事業もいいのではないかなというような意見の中で、ぜひ実施したいというような中で、今回、ちょうど12月31日、1月1日からと、事業を実施するとなりますと、28年度、29年度にまたがる事業になるということで、今回予算のお願いをしたこととあわせて、長期間にわたるといって長期継続契約をもってこのような事業を実施したいというようなことでお願いをしているところであります。

あと、それに伴います撮影時の単価設定であります。これにつきましても基本的には専門業者でありますところから1回当たりの撮影に当たっての予備の見積もり等をいただいたところであります。基本的には撮影に当たっては、カメラマンとそれをサポートする2名体制で1回当たりの撮影が基本的な体制になるということで、カメラマンの経費とそれをサポートするスタッフといえますか、そういう方たちの経費でおおむねいただいた見積もりの中では大体8万円から10万円ぐらいが相場でありましたので、そのようなものを一定程度、40回程度を年間の事業料としておおむね盛り込んでいる、そんな計画でいるところでございます。

私のほうから、以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢議員の6次化に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

当該事業につきましては、今後、正式な申請行為が行われるということで、詳細については今のところしっかりと把握してはございませんが、現在の

段階では、需用費では約5,840万円程度、あと店舗につきましては、札幌の中心部の南4条西2丁目のビルフロアをお借りするというところで聞き及んでおります。

また、店舗の規模につきましても、厨房も含めて、客席含めて、大体180平方メートルということで、基本図みたいのを私のほうでは把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 11番米沢議員の5点目の上富良野中学校整備に関する2点の質問にお答えしたいと思います。

上富良野中学校の整備につきましては、既にこれまでも説明したとおり、今年度、文部科学省の当初、未採択ということで、今回、国の二次補正により採択を受けたということで今回、物価上昇分の費用、それから人件費単価の上昇分について補正予算を計上させていただいたところであります。

今後の予算執行にかかわります工事の計画でございますが、これから補正予算が通りましたら、再度積算をしまして、来年の3月までには発注をしまいたいと考えております。年度内完成が見込めないことから、今回の補正においても繰越明許費を設定させていただくものでございます。一応、完成の見込みにつきましては、改修工事と改築工事がございます。改修工事につきましては、現在のところ8月末、9月の末には使用が可能かと思っております。また、改築工事につきましても、10月の中頃完成し、11月からの使用を目指して計画を組んでいるところでございます。その後、現在使用している特別教室等の解体工事ということで、最終的には再来年の1月におおむね工事が終わるのかなということで、今、計画をしているところでございます。

次に、物品等の購入の関係の御質問でございますが、これにつきましても特別教室等の完成等のした後の納品になるということから、今年度予定していたものを減額補正させていただきますが、来年度の29年度の予算の中で再度、予算要求をしまいたいと考えているところでございます。購入に当たっては、これまで同様、取り扱い可能な町内事業者を指名により入札執行する予定ということで、計画しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お別れの会についてお伺いいたします。

実行委員会形式という形の話がありましたけれど

も、もう既にこういった実行委員会形式という形で設定されているのかどうなのか、町民の声もあったというふうなたくさん要望が寄せられているという形の声もありましたけれども、それはそうなんだというふうに思いますけれども、なかなか耳に聞こえてこないという部分もあるのですが、どのような実行委員会形式になっているか。もう数名という形で運営されるような人も決まったのか、その点についてお伺いいたします。

これは、特別名誉町民の規定には一切ないわけで、そうしますとそれから外れた形の中で今後こういうことが起こるといことであれば、町長あるいはその人たちの判断によってやるかやらないか左右される部分もあるのではないかなというふうに思いますが、町民の声があるということですから、それはそれとしてそうなのかなというふうに思いますが、しかしなかなか納得できない部分もありまして、もう既に何回も申し上げますが、前回のお祝い等々、名誉町民の称号等々あげたということですから、改めてこういってところを町が、恐らくは多額のお金が出るのだろうというふうに思います。実行委員会形式ということであれば、そういった各分担というのがあるのかなというふうに思いますが、その分担というのはどういうふうになっているのか、あわせてお伺いしておきたいとします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、先ほどお答えしましたように、実行委員会を設けるわけではございません。町と後藤画伯を囲む会、任意の会でございますが、そういった町内にグループがございますので、この方たちとこのお別れ会を実施するに当たる発起人会を設置をさせていただいて、発起人会の発起人の代表が町長が務めさせていただくような形で囲む会の方たちともお話を少しさせていただいたところであります。

米沢議員の耳には、多くの町民からは耳には入っていないということですが、私たちの耳にはたくさんのそのような声が寄せられたということが事実であります。

それから、特別名誉町民につきましては、議員がおっしゃるように、特別名誉町民としての厚遇策につきましては、条例に基づくものとして当然、顕彰額の贈呈とそれに伴う記念品を添えて贈呈をさせていただきましたので、それについては議員のおっしゃるとおり完結をしているものでございます。お別れ会につきましては、この条例に基づいて実施し

たりということでは全くございませんで、今、これまでお話、説明させていただきましたように、多くの皆さんから多くの声が寄せられた、その声に寄せる方法をこの予算でもって対応させていただきたいということで、予算の提案をさせていただいているということで、御理解をいただきたいとします。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 別に後藤氏を批判しているわけでも何でもないので、誤解なされないように。権威ある方ですし、それなりの社会的貢献をされた方であります。ただ予算のつけ方としてどうなのかということが一番聞きたいので、完結しているのに改めてこういった予算を計上しなくてもいいわけで、囲む会ということであれば、その有志の方が発起人として実施されればいわけで、費用負担も恐らく囲む会の代表が町長ですから、そうするとなかなか政教分離とは違うということをおっしゃるけれども、まさにこれは宗教的な祭壇もつくるといことですから、装いがあるわけで、そういった意味では私は自治体が行うという点であれば、全く予算も白紙に戻して、囲む会の有志という形でやるべきですし、その有志の会の負担というのとは伴うのですか。恐らくこれでいくと、全くないのかなというふうに思いますが、行政が全く、全面的に受けるということの内容になったら、お金のやっぱり使い方としても問題があるというふうに思いますが、その点はどうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、総務課長が申し上げましたが、国内的に評価の高い方が亡くなったから今回お別れ会をするのではなくて、まず上富良野町に多大な貢献のあった方が亡くなられたということがあって、先日、本葬にも上富良野町のトップ、そして議会のトップも含め、埼玉県にお参りにいった経過であります。

今、総務課長も言いましたように、多くの町民の方々がそこに、本葬にお参りにいくことができないということもあって、多くの皆さんから要望もいただいたところであります。

政教分離のお話もありましたが、今さらここで言うことはありませんが、自治体が政教分離を定められているのは、特定の宗教、特定の宗教活動に従事をしない、一定の区切りをなささいというのがその趣旨でありますので、今、申し上げました上富良野町に多大な貢献のあった方のお別れという形で、この度、無宗教で行うこと、それとあわせて上富良野町の経費を上富良野町がそれを負担するという内容

でありますので、条例に基づいたものではないということ、これまでも御議論ありましたが、そのようなことあわせて、上富良野町とその後藤先生に縁の深い、そういう会の皆様もおられますので、そういう方と共々共同開催をさせていただくという内容でありますことを、まずもって御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 今の関連ですけれども、特別名誉町民、名誉町民条例に基づいていないという話ですけれども、きょうの説明にも特別名誉町民だったと言いましたよ。最初の補正予算の概要の9番目で説明するとき。あと、我々がもらっている説明資料でも、特別名誉町民とうたっていますよね。

ということは、何を言いたいかというと、やっぱり特別名誉町民条例に抵触しているのではないかと。当然、特別名誉町民だから、そこにフィードバックするのですよ。第5条に。第5条は、顕彰額と記念品しか渡せないでしょう。だから、そこにフィードバックしてしまうのですよ、後藤画伯は特別名誉町民だから。だから、できない。ただ、第4条では、名誉町民はできるとうたっているわけ。特別名誉町民はできないのだったら、後藤画伯も名誉町民にすればよかった。それだったら問題はない。だから私はやはり、条例に抵触しているのではないかとこの疑問なのですけれども、その見解をもう一度お聞きしたい。

同僚議員も言いましたけれども、この送る会をするという趣旨は大賛成なのですよ。ただ、議員として、あるいは人間として、やはり日本国は法治国家ではないですか。あなた方も法律だとか条例に基づいて行動しているはずですよ。我々もまたそうだし、それをチェックしなければいけない。だから、抵触しているかどうか、なぜしていないのかというのは、それもまだいまいよくわかりません。

それと、2番目。では、条例に基づいてやらないのだったら、根拠は何だということ。どういう根拠でやるの。委員会とかの説明を訂正しないのであれば、委員会のときなんかはこう言いましたよね。禁止条例ではない。条例のことを言っているのです。禁止条例ではないからできるのだ。書いていないからできるのだ。まず、あの言葉は訂正するかどうか。

そういうことはだめなのです。法治国家というのは、法律に基づいて、条例に基づいて、やっぱりやらなければいけないと私は思いますよ。饒舌で判

断すると、大変なことになりますよ。民主主義を破壊するとか、そういう考えは毛頭ないのもわかりますけれども、やはり規則とかそういったものにのっかってやらないと、一つだけはいいい、今後はこういうことはしないと、そのような話ではないのですよ。しっかりしたやっばり根拠を持ってやっていく必要があると思いますよ。まず、そういったところがちょっと疑問だった。

あとは、私はもともとこれをやる趣旨は賛成で、実行する手段が間違っていると思いますので、やはり新しい条例というのですか、これをつくるのが一番いいと思うのです。名誉町民条例を改正するよりも、時限立法的な、後藤画伯だけに通じる、公金を使用できる条例をつくってやるべきだと思いますが、ここの見解もお聞きしたいというふうに思います。

また、全員協議会で説明した事項以降、議長がいて調整されたと思うのですけれども、主催から共催にかえるとかいろいろありましたよね。そういった全員協議会后、説明した以降で変えたことがあれば我々もお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 5番今村議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

この間、各委員会、そして全員協議会等の御議論の中でもありました。私ども、その思いを十分御説明をさせていただいたところであります。

今村議員のおっしゃるような条例違反をいう認識はございませんので、そういう背景の中でこの補正予算が成り立っているという私どもの認識でございます。条例違反、法令違反に基づく予算執行はありませんので、そのようなことを御理解をいただきたいというふうに思います。

今、今村議員がおっしゃったようなその決して条例に基づかない、禁止条例ではないという意味合いではなくて、一人間として、そういう上富良野町に多大な貢献があったから、そういうことでお別れ会を実施をするという内容でありますから、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 思いは同じで、言っていることは同じ。私は、しっかり根拠をつくってやっていただきたいと言っている。本当にはいいですよ、これ。特別名誉町民と説明するのであれば、上富良野町名誉町民条例に帰ってくるのですよ。第5条に帰る。第4条は、名誉町民として第3項に葬儀ができるようにうたっているのですよ。第1項から第5項までだつて、しっかり言い切っているではないですか。あれはポジティブ条例、やれることだけしか

り書いているわけです。第4条でやれることだけしっかり書いて、第5条がやれないこともやれるわけがない。だから、第5条も、先ほどから言っているように、顕彰額と記念品等しか贈れない。条例に基づかないと言っていますけれども、上富良野町特別名誉町民というふうに言うのであれば、仕方なくあの条例に帰ってしますと、第5条に。根拠が何かといったら、あれしかないのですよ。特別名誉町民のやつは。私はそう思いますよ。だから、やりたいから、趣旨は同じなのです。やりたいという目的は同じなのです。行おうとする手段が条例に抵触するのではないか、あるいは根拠はないのではないかと申し上げている。だから、この際、しっかり新たな、後藤画伯にだけ通じる特別措置条例みたいな、時限立法的なものをつくるのも私はベストだと思う。もちろん名誉町民条例を改正するという案もあるかと思いますが、何もしないでやるというのはちょっと私の今まで生きてきた生き様に対して引っかかってしまうのです。やっぱり規則に基づいてしっかりやらない、規則、そのように条例、法令がありますよね、法律が。それがやらないと私は絶対引っかかるかなというふうにどうしようもなく思う。

我々に不義を課そうとしているのですか、この補正予算10号を通そうとして。今回、いろいろな大事なものがいっぱいあるではないですか。これも通さなければいけない。これだけをもってだめだからと反対しないだろうというふうに、議員はイエスマンではないのですよ。我々だっていろいろな意見を持っているわけです。議員を罵倒だとかないがしろにしてはいかん。我々は我々の考え方で行動しなければいけない。議員としての資質を問われるのですよ、これは。なぜ、何でも一緒に抱き合わせてこの案を出してくるのか、議案を。私は本当、ここに非常に憤慨を感じている。条例を使わないというところをもう一度確認したいのと、私はフィードバックすると思いますよ、絶対、第5条に。そして、それやらないのであったら、公金を使う根拠は何なんだという話。私は、宗教的な話はさっきから1回もしていないですよ。私の人間というのは保守なのです。公金を使ってもいいですよ。そういうものは。私は条例に抵触しているからだめだと言っている。そこをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 5番今村議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

繰り返しの回答で申しわけございませんが、まず条例違反の認識は全くございませんで、議員と見解の相違かなというふうに思います。

あと、当然にして、補正予算という形で議案を提出をさせていただいておりますので、私どもがそれぞれの議員の御判断に私どもが申す立場にございませので、それぞれの議員の立場で御判断いただくことは当然かというふうに思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 質問はありますか。

ほかに質問ございませんか。

暫時休憩して、再開は午後1時といたします。議員の方は控え室に集まってください。

---

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の議案について続行いたします。

今村議員、もう一度再質問できますけれども、ありませんか。よろしいですか。

ほかに。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 関連ですが、お別れの会の14ページのところでございます。

名誉町民の条例には、第7条に町葬を行うとありまして、遺族負担が伴う範囲で経費は遺族が負担する云々とあります。ところが、特別名誉町民には町葬はしないということでありますので、条例に貢献度を鑑みて町長が認める者については、町葬でなくても、こういった形のお別れ会などを行うなどの追加をされた条例改正を考えていただけたらと思います。

それと、この間の全員協議会で議長が我々の代表で町長に申し入れをさせてもらったと思うのですが、それらの検討はどのようにされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。皆さんがすっかりした形で私たちはやりたいと思っているわけでございます。それらについてちょっと御答弁お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 13番村上議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

午前中の御議論の中でも申し上げましたように、名誉町民条例の改訂をいたしました。そこに基づく特別名誉町民のその称号に、その条例に基づかないいわゆるそのお別れ会を開催する経費について、町長としてその地方自治法に基づいて提案するこの行為を今回させていただきたと。議会においては、地方自治法96条の規定に基づいて議会で議決をい

ただきたいという思いで補正予算を調整した内容でありますことから、条例に基づくものではないということで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問に私からもお答えさせていただきましても、条例云々についての御意見もございましたけれども、私、全員協議会でも申し上げたと思いますが、広く町民の中から町を上げて、あるいは町民みんなが気持ちを示す事象は今後も起き得ることですので、そういった意味で、広い意味で今回のことも理解しておりますので、今、議員から御意見あったようなところへ結びつけて組み立てていないということをお理解いただきたいことと、議長と意見交換をさせていただきましたことについては、これは議会のことでございます。私がコメントする立場ではございません。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。よろしいですか。再質問ございませんか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） ちょっと今、町長、答弁いただいたのですけれども、町長が考えてくださる、検討されるというような内容のものになってきていなかったかなというように思うのですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（西村昭教君） 村上議員、今の質問ですが、先ほど、町長も副町長も言ったのですけれども、今の名誉町民条例にこだわって提案しているのではないということで、これは全員協議会のときにも申し上げているとおりでありますので、今、それをその条例にかかわるということになりますと、かみ合わなくなりますので、そこら辺のところは御理解いただきたいと思います。よろしいですね。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

起立採決といたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第2号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第2号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、議案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきまして、1点目は、退職者療養給付費の減に伴う療養給付費等交付金の減について、減額補正するものです。

2点目は、平成28年度の前期高齢者交付金、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業等の確定により、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきまして、1点目は、一般分の療養費及び高額療養費の支出増、退職分の療養給付費の減に伴い、保険給付について減額補正するものであります。

2点目は、28年度後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び平成27年度療養給付費負担金、特定健康診査負担金の確定に伴い、所要の補正をするものであり、その収支の差額については、予備費を充当するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,817万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,855万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。



3 款療養給付費交付金 2,219 万 7,000 円の減。

4 款前期高齢者交付金 45 万円。

8 款繰入金 357 万 5,000 円。

歳入の合計は 1,817 万 2,000 円の減であります。

2、歳出。

2 款保険給付費 1,733 万 7,000 円の減。

3 款後期高齢者支援金等 54 万 7,000 円の減。

4 款前期高齢者納付金等 1,000 円。

5 款介護納付金 28 万 9,000 円の減。

10 款諸支出金 242 万 5,000 円。

11 款予備費 242 万 5,000 円の減。

歳出の合計は 1,817 万 2,000 円の減であります。

以上で、議案第 2 号平成 28 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明といたします。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 2 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 14 議案第 3 号

○議長（西村昭教君） 日程第 14 議案第 3 号平成 28 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第 3 号平成 28 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、平成 27 年度後期高齢者医療保険広域連合事務費繰入金の確定に伴う精算並びに平成 28 年度後期高齢者医療保険基盤安定繰入金 が確定したことから、補正をするものであります。

歳出につきましては、歳入補正をしました相当額

について、広域連合納付金について補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 3 号平成 28 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 28 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 297 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,201 万 9,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3 款繰入金 297 万 2,000 円の減。

歳入の合計は 297 万 2,000 円の減であります。

2、歳出。

2 款広域連合納付金 297 万 2,000 円の減。

歳出の合計は 297 万 2,000 円の減であります。

以上で、議案第 3 号平成 28 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案の要旨について御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、利用実績見込みに伴います介護給付費の増及び要支援認定者の増に伴います介護予防支援委託費の増額が主な内容であります。なお、これらの財源につきましては、予備費を充当して予算調整させていただいたところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

2款保険給付費160万円。

3款地域支援事業費11万2,000円。

7款予備費171万2,000円の減。

歳出合計0円です。

以上で、議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきまして、1点目は、社会福祉法人等による業者負担軽減分に係る実績見込みにより、サービス収入の減並びに一般会計繰入金増の補正を行うものであります。

2点目は、寄附採納分1件3万円による補正であります。

3点目は、現在、中間浴施設にふぐあいが生じていることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、中間浴の整備を行い、事業実施に伴う調整交付金及び一般財源分の増額補正であります。

歳入におきまして、1点目は、中間浴設備の整備に係る増額補正であります。

2点目は、寄附採納分1件3万円分を購入費に充当し、それらに生じた一般財源を予備費に充当するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成28年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,312万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入72万円の減。

4款繰入金435万2,000円。

8款国庫支出金1,123万8,000円。

歳入補正額の合計は1,487万円でござい  
ます。

2、歳出。

2款サービス事業費1,484万円。

5款予備費3万円。

歳出補正額の合計は1,487万円でござい  
ます。

これをもちまして、議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

まず、歳入におきましては、1点目は、一般会計繰入金の減と、2点目は、諸収入の工事確定に伴います水道管移設工事補償費の減と、3点目は、町債の事業費確定によります起債借入額の減であります。

次に、歳出におきましては、事業費の確定によります7項目の増減があります。

内訳は、1点目は、役務費の量水器取り付け手数料の精査によります増と、2点目は、検針委託料確定によります減と、3点目は、使用料及び賃借料確定によります減と、4点目は、公課費の消費税確定によります減と、5点目は、工事請負費の事業確定によります減と、6点目は、備品購入費確定によります減と、7点目は、償還金利子の確定によります減となり、歳入歳出同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億573万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金31万7,000円の減。

4款諸収入227万3,000円の減。

5款町債250万円の減。

歳入合計509万円の減額となるものです。

2、歳出。

1款衛生費501万6,000円の減。

2款公債費7万4,000円の減。

歳出合計509万円の減額となるものです。

第2表、地方債補正。

起債の目的。

簡易水道事業、限度額補正前5,000万円、補正後4,750万円。250万円の減額となるものです。

以上、議決項目のみについて御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入につきましては、1点目は、事業費確定に伴います社会資本整備総合交付金の減と、2点目は、歳出の減に伴います一般会計繰入金の減と、3点目は、事業費確定に伴います下水道事業債一般分の減であります。

次に、歳出につきましては、下水道管理費及び事業費の減であります。1点目は、経営戦略事業費確定に伴います委託料の減と、2点目に消費税確定に伴います公課費の増と、3点目に施設修理箇所が増によります需用費の増と、4点目に施設維持管理業務費確定に伴います委託料の減と、5点目に社会資本整備総合交付金事業確定によります建設事業費委託料の減と、6点目に事業費精査に伴います公債費の財源組み替えとなり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,891万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款国庫支出金683万3,000円の減。

4款繰入金73万1,000円の減。

7款町債690万円の減。

歳入合計1,446万4,000円の減となるものです。

2、歳出。

1款下水道事業費1,446万4,000円の減。

歳出合計1,446万4,000円の減となるものです。

第2表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的。

公共下水道事業、一般分。

補正前2,300万円、補正後1,610万円。690万円の減額となるものです。

以上、議決項目のみについて御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第16号

普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第16号普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、7月31日に起きました集中豪雨により、普通河川清富開拓の沢川の土場築堤崩壊や河床洗掘などの被害を受け、去る12月12日に公共土木施設災害復旧工事現場査定を受け、事業決定となり諸手続が完了したことから、復旧工事を行うものであります。

工事内容につきましては、復旧延長398メートルで、かごマット工法による復旧を行うものであります。

入札に当たりましては、町内業者5社を指名いたしまして、去る12月9日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が4,950万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の5,346万円となっております。参考までに、2番札は、高橋建設株式会社の4,990万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第16号普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)請負契約の締結について。

普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)。

2、契約の方法。

指名競争入札による。

3、契約金額。

5,346万円。

4、契約の相手方。

北海道空知郡上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業。代表取締役、荒田陽史。

5、工期。

契約の日から平成29年3月31日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第20 議案第17号

○議長(西村昭教君) 日程第20 議案第17号財産の取得について(上富良野町中学校教育用コンピュータ購入)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第17号財産の取得についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野中学校で使用している現在の教育用コンピュータは、平成19年度に整備され9年が経過し、基本ソフトのサポート期間も終了していることから機器を更新し、情報教育の充実を図るものであります。

機器の更新については、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、パソコン41台、タブレット14台及びプリンター等周辺機器を整備するものであります。事業の実施に当たりましては、学校ネットワーク設定等の実績のある5社を指名し、12月9日実施した入札の結果、株式会社コンピューター・ビジネスが877万円で落札し、契約額は消費税を加えた本議案の947万1,600円となったところであります。参考までに、2番札は、株式会社ゆあさの995万円であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第17号財産の取得について、上富良野中学校教育用コンピュータを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。

上富良野中学校教育用コンピュータ。

2、取得の方法。

指名競争入札による。

3、取得の金額。  
947万1,600円。

4、取得の相手方。

旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号。株式会社  
コンピューター・ビジネス。代表取締役社長、阿久  
津秀人。

5、納期。

平成29年3月31日。

以上で、議案第17号財産の取得についての説明  
といたします。御審議いただきまして、御議決くだ  
さいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた  
します。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いた  
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第21 平成28年度  
第3回定例会で総務産建常任委員会に付託しました  
議案第12号上富良野町債権管理条例を議題といた  
します。本件に関し、総務産建常任委員会委員長の  
報告を求めます。

総務産建常任委員会委員長、中澤良隆君。

○総務産建常任委員長（中澤良隆君） ただいま上  
程されました議案第12号の件につきまして、報告  
させていただきます。

総務産建常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結  
果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の  
規定により報告する。

平成28年12月13日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

事件名。

債権管理条例。

1、審査の内容と経過。

平成28年9月13日開会の平成28年第3回上  
富良野町議会定例会に提案された議案第12号上富  
良野町債権管理条例は、9月14日付で本委員会に

付託された。その後、平成28年9月21日及び1  
1月8日、14日、24日の4日間にわたり、本委  
員会を開催し、関係職員の説明を求めながら慎重に  
審議を進めた。

審議に当たっては、条例案の内容確認のための質  
疑や意見交換を行い、特に町民に対する条例内容の  
周知、また納税環境の整備方針、減免の取り扱いな  
どに関して質疑を行った。

その結果については、12月8日開催の全員協議  
会において報告したとおりである。

採決を行った結果、議案第12号については、必  
要かつ適正と認め、原案のとおり可決すべきものと  
決定した。

なお、条例の施行に当たっては、理事者におい  
て、「2付託意見」を尊重するよう望むものであ  
る。

2、付託意見。

条例の制定及び施行に当たっては、町民に条例の  
内容を丁寧に説明し理解を深めること、納税手段に  
ついてさらなる検討を加え、納税環境の整備を図る  
こと、また、減免のその他の減免事案を実施した際  
は、議会に情報提供されたい。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） これから、委員長報告に対  
する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私、上富良野町債権条例  
に反対の立場から討論いたします。

まず、町は条例制定の理由として、経済不況と就  
業環境の悪化の中で各種徴収金について納めたくて  
も納められない生活困窮者の納税もふえていると  
いって、また一方で、納税者意識の低い悪質な納税  
者が見られると述べています。納期内納税者との公  
平を欠くものだと述べています。

私は、悪質な納税者にしっかりと対処をすべきと  
考えます。当然であります。町の税収の状況を見て  
みますと、平成26年度市町村税の概要では98.  
9%、全道12位という状況になっています。また、  
現年度課税分では99.8%、全道5位とある  
ように、決して税の収納率が低いといえない状況に  
あります。

また同時に、一括納付が困難な納税者について  
は、分納誓約書等により納付してもらうなど、職員  
の努力もあり、改善に至っているというのが現状で  
あります。

しかし、町の報告書の中には、滞納者の中には、年金受給者や低所得者層が多いと記されています。悪質な納税者とされるのは、限られた方ではないでしょうか。町の財政運営の厳しさを挙げていますが、それはまた同時に外的要因もあるのではないのでしょうか。

例えば、交付税率の見直しや就労環境の悪化、商工業、農業など、産業の伸び悩みという状況の中において、町においても長引く景気悪化で町民の暮らし、税収がなかなかふえないという状況が見られ、ますます深刻になるというのが実態ではないのでしょうか。

また同時に、町においても高齢化の進行で、入所施設の負担、また消費税率の負担など、生活に困窮する世帯もふえてきているのも実態であります。国税、徴税が納期までに納められなくなることは、特別な世帯ではなく、誰でも起こり得るというのが今の実態ではないかと考えます。

そういう意味では、債権管理条例を制定すれば、収納対策がそれで完結するというものではありません。さらに収納にかかわる管理が一層求められ、強化されることは明らかであります。税の収納強化に、また同時に拍車がかかると同時に悪質を理由にして、さらに税収、収納が強化される懸念があります。現行制度の中で生かすべきです。税金を徴収する行政は、納税の義務だけを強調するのではなく、町民の暮らしの実態を丁寧に聞き取り、分割納入や徴収の猶予など、納税の緩和措置制度を運用して、納税者に温かい対応が求められるものと考え、私は今条例に反対の討論といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 私は上富良野町債権管理条例の制定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

上富良野町の自主、自立を進める上で、自主財源の安定的確保は必要不可欠であります。とりわけ町税は自主財源の根幹をなし、健全財政を維持する上で極めて重要であります。また、税以外の債権においても同様であると考えます。その上で私が賛成をする主な理由を申し上げたいと思います。

本条例は、町の債権管理に関する事務の手続について今まで統一的に規定された条例がなかったのを、今条例で債権管理に関する規定の趣旨を再度確認し、徹底することにより、適正な債権管理を図ることを目指したものであると思われま。

次に、支払い能力がありながら支払わない場合には、強い態度で臨むのは当然であります。問題なのは、生活困窮者に対する対応であります。

また、病気、災害などの不慮の事態に納税がどうしても困窮な方たちに対する一定の配慮、きめ細やかな納付相談が必要であります。これらの対応についても条例の中で十分規定されると考えられます。

また、回収が困難となった債権の取り扱いについて放棄できる基準が明示されており、業務の簡素化にもつながるものと期待するところであります。

債権管理条例の制定は、町民の負担の公平性の確保、健全財政の維持の面から必要な条例であると考え、本条例の制定には賛成するものであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

これから、日程第21 議案第12号について、起立採決をいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案可決となります。

## ◎日程第22 認定第1号及び

### ◎日程第23 認定第2号

○議長（西村昭教君） 日程第22 認定第1号平成28年第3回定例会で付託されました議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第23 認定第2号平成28年第3回定例会で付託されました議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、村上和子君。

○決算特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました認定第1号、第2号、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

平成28年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成28年10月5日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

決算特別委員長、村上和子。

付託、事件名、議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について。

1、審査の経過。

本委員会は、平成28年10月3日、4日、5日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに別記、平成28年度（平成27年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応して、予算執行に当たられたい。

次のページの平成28年度（平成27年度会計）上富良野町決算特別委員会審査意見書は、御高覧をいただいたものと省略させていただきます。

御審議賜りまして、認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局次長より報告いたします。

事務局次長。

○事務局次長（岩崎昌治君） 御報告申し上げます。

あす12月14日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時56分 散会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年12月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三

平成28年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成28年12月14日（水曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

追加日程 第 1 議案第18号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)

追加日程 第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中澤良隆君 | 2番  | 岡本康裕君  |
| 3番  | 佐川典子君 | 4番  | 長谷川徳行君 |
| 5番  | 今村辰義君 | 6番  | 金子益三君  |
| 7番  | 北條隆男君 | 8番  | 竹山正一君  |
| 9番  | 荒生博一君 | 10番 | 高松克年君  |
| 11番 | 米沢義英君 | 12番 | 中瀬実君   |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 西村昭教君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

|             |       |           |       |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 町長          | 向山富夫君 | 副町長       | 田中利幸君 |
| 教育長         | 服部久和君 | 代表監査委員    | 米田末範君 |
| 農業委員会会長     | 青地修君  | 会計管理者     | 藤田敏明君 |
| 総務課長        | 石田昭彦君 | 産業振興課長    | 辻剛君   |
| 保健福祉課長      | 北川和宏君 | 健康づくり担当課長 | 杉原直美君 |
| 町民生活課長      | 鈴木真弓君 | 建設水道課長    | 佐藤清君  |
| 農業委員会事務局長   | 北越克彦君 | 教育振興課長    | 北川和宏君 |
| ラベンダー・ハイツ所長 | 大石輝男君 | 町立病院事務長   | 山川護君  |

○議会事務局出席職員

次長 岩崎昌治君 主事 菅原千晶君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局次長。

○事務局次長(岩崎昌治君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。

その質問の要旨は、さきに配付しているとおりであり、先例により、質問の順序は、通告を受理した順となります。

本定例会におきます説明員は、町長以下、別紙配付資料のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 北 條 隆 男 君

8番 竹 山 正 一 君

を指名いたします。

### ◎日程追加の議決

○議長(西村昭教君) 日程追加についての議決。お諮りいたします。

本日、町長から、議案第18号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

### ◎追加日程第1 議案第18号

○議長(西村昭教君) 追加日程第1 議案第18号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま追加上程いただきました、議案第18号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)につきまして、御説明を申し上げます。

単純な事務処理のミスにより、昨日、御議決賜った一般会計補正予算(第10号)において、減量化・資源化事業の一般廃棄物収集業務委託料で、200万円の減額超過の誤りがあったことが発覚したところであります。

このことから、当該業務の実施に当たり、財源に不足が生じることとなったことから、超過減額分200万円について、予備費を充当することで対応したく、補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第18号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

4款衛生費、200万円。

12款予備費、200万円の減。

歳出合計は0円であります。

このたびは、極めて単純な事務処理の誤りにより、このような事態となりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが起きないように、事務のチェック体制の強化に努めることをお約束し、議案第18号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第2 町の一般行政についての質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 3期目を果たされました向山町長に、さきに通告してあります2項目について質問いたします。

1項目めは、保健福祉分野を1カ所で相談、支援できる総合窓口の設置を。

平成29年4月より、介護保険法に規定する介護予防、日常生活支援事業は、まちが主体となり、地域の需要に応じて行うものとされた。

1点目は、保健福祉課は、健康推進班、高齢者支援班、地域包括支援センター・福祉対策班、子育て支援班、子どもセンターなどの班に分かれているが、高齢者や障がいのある方、子育て家庭等の相談支援や、地域の支え合い拠点である地域包括センターは、縦割りで、なかなかわかりにくく、それらの対応を1カ所で、健康づくり、介護予防の支援など、これからの生活の不安や心配事を受けとめて、安心に住みなれた地域で暮らし続けることができる、便利で身近な総合相談窓口の設置が必要と考えるが、いかがか。

2点目は、これらの福祉分野に、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を持つ人を設置してはどうか。

3点目は、社会福祉協議会等とも連携した総合窓口というのはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

2項目めは、子育て支援策として、妊娠・出産・子育て、トータルケア事業の実施について。

子育て支援策として、妊娠・出産・子育て、これ

らを一つのトータルケア事業として、本当に支援が必要なところに必要なサービスが届く、国や道の補助制度も視野に入れ、効果的な予算づけをし、利用者のニーズを適切に見極めるためにも、アンケートの実施をしてはどうか。双子や障がいを抱える困難度の高い家庭には支援を2倍にするなど、支援の必要な妊産婦が安心して出産、子育てのできるまちにしてはどうでしょうか。町長にお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

13番村上議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの、保健福祉分野におきます総合窓口の設置に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、保健福祉課内での総合窓口設置についてであります。平成16年11月にオープンいたしました保健福祉総合センターは、健康づくり、幸せづくり、生きがいづくり創出の拠点施設として、保健、福祉、医療の連携を図り、各種保健福祉サービスが総合的かつ迅速に受けられる整備体制を目的として整備したものであります。

議員御質問の総合相談窓口機能につきましては、各班が十分連携をした中で、保健福祉課全体が総合相談窓口の機能を果たしているものと理解しており、今後におきましても、住民のサービス向上に資するよう、さらに課内の連携強化を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の、福祉分野への精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職の配置についてであります。現在、高齢者等の総合相談窓口であります地域包括支援センターにおきましては、設置基準に基づき、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士をそれぞれ1名配置しているところでもあり、うち、社会福祉士におきましては、精神保健福祉士の資格も有しており、3職種が、権利擁護、虐待防止、認知症対策など、困難事例についても対応ができるよう、支援体制が整っており、さらに、平成29年度におきましても、これらの機能をさらに充実させるため、保健福祉課内に新たに社会福祉士1名の採用を予定しているところであります。

次に、3点目の、社会福祉協議会との連携した総合窓口についてであります。保健福祉総合センターには、保健福祉課のほか、社会福祉協議会を初め居宅介護支援事業所や通所介護事業所など、各介護サービス事業所が入っている状況にあります。

社会福祉協議会との総合窓口の設置につきましては、それぞれの業務内容、役割等が異なることから

ら、日ごろからお客様からの相談等への対応につきましては、社会福祉協議会と連携した中で情報交換などを行っており、双方でお客様の相談内容をお聞きし、そのニーズに合った事業所へ御案内させていただいており、今後においても相互の連携を密にすることで対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の、妊娠・出産・子育てトータルケア事業に関する御質問にお答えいたします。

国におきましては、平成27年のまち・ひと・しごと創生基本方針で、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を図ることとしております。

子育て世代包括支援センターの基本的な機能といたしまして、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、ワンストップ窓口化、個別ニーズに対するきめ細かな支援、関係機関のネットワークの構築等が挙げられます。

本町におきましても、本年度4月から、子育て支援班に新たに職員を配置し、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業といたしまして、主に妊娠期から出産後の母子を対象とした母子保健型利用者支援事業と、就学前の親子を対象といたしました基本型利用者支援事業を行っており、母子保健型事業と基本型事業の連携により、子育て世代包括支援センターの機能を担っているところであります。

現在も妊娠期、出産直後、子育て期にわたるまで、子育て支援班、保健師、助産師、子どもセンターなどが一体となって、切れ目のない支援を実施しておりますが、今後におきましても、産後健診事業やマタニティ教室などの事業を拡充しながら、さらに子育て世代包括支援センター機能の充実を図ることで、包括的かつ継続的な支援に取り組んでまいります。

また、ニーズ把握のためのアンケートにつきましては、平成25年12月に、子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、全町的なアンケート調査を行い、これらに基づき、現在、それぞれ事業を実施しているところでありますが、今後におきましても、必要に応じて子育てに関するニーズの把握に努めてまいります。今再びアンケート調査を行う状況にはないものと理解をしているところであります。

さらに、双子や障がい児など、困難度の高い家庭への支援につきましては、多子世帯、または障がい児支援の中で取り組んでいるところでありますが、一方では、対象家庭や家族間での対話など、日常の思いや悩みを共有できる機会も少ない状況と思われる、経済的な支援やサービス提供に加え、精神的な

不安解消にも対応できるよう、状況をしっかり見極め、今後におきましては、同じような思いを共有したり、悩み事を相談し合えるような、親同士のつながりを持てるよう、多胎児や障がい児の親のネットワーク活動の推進を図るとともに、経済的支援のあり方に関しましても、実態を十分把握し、適切な対応を図ってまいります。

現在、子育てに関しましては、子育て世代の家族構成や家庭環境が多様化し、支援事業も種類がふえ、制度も複雑化している中において、支援を必要としている方が必要なサービスを円滑に利用できるよう、さらにきめ細かな支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目目の1点目、保健福祉の分野を便利で身近な総合窓口の設置のところでございますが、総合窓口については、それぞれが十分連携した中で機能を果たしているということで、さらに課内の連携を強化して図るということでございますが、確かにそれはそれぞれ職員の方は一生懸命取り組まれておられることは十分承知いたしております。

私は個人ボランティアをさせていただいてまして、保健福祉課、それから社会福祉協議会等に出向くことが大変多ございまして、相談されている障がい者をお持ちの方とか、それから、子育て世帯の方、高齢者の方だとか、認知症の方、それから、健康診断を受けまして、その後の健康指導、栄養指導なども受けておられる方にお会いするのです。

そうすると、多くの方からいろいろな意見をお聞きしますと、どこに相談していいかわからない、そして大変見づらいと。実はきょう、1、2、3、4と分かれておられて、きょう、拡大してパネルにしてみました。このように縦30センチ、横40センチの表示看板が上のほうにありまして、そして字も小さくて、例えば2番ですと、上の福祉対策班と書いてありまして、生活保護、福祉相談、障がい者福祉、かみんの利用、上富良野町相談支援センター、このように書いてあるのです。それで、町長にわかっていただけるように、きょう、拡大して持ってまいりまして、このようになっております。

それで、ちょっと写真もぼけているかもしれませんが、今、高齢者実態調査では、65歳以上の方が3,312人、高齢者や認知症の方がいらっしゃいます。どんどんふえていく中で、やっぱり不安を取り除くやさしい対応、町民の方がわかりやすい、相談しやすい体制づくりが必要でないかということで、これらをもっと改善して、表玄関に大きく

わかりやすく、使い勝手のいい、町民への周知の仕方を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初のお答えでも申し上げましたが、人的対応につきましても、重ねて申し上げますが、どこへ、どの方にお声をかけていただいても、きちっと適切な対応が図れるようなポジションに御案内させていただいたり、あるいは御相談に乗ったりということ、そこでの御不自由はおかけしていないというふうに思っております。

ただ、今、議員から御説明いただきましたような表示の仕方とか、そういったことにつきましては、まだまだ工夫や改善の余地はあろうかなど、それは全く議員がおっしゃるとおりだと思います。

特に子ども健常者の通常の行動する目線の高さとか、そういったものと、ハンデをお持ちの方々の視点の行き場所は違うなどというふうなこともわかりますので、そういった方々に、やはりやさしい、また、わかりやすい、そういうふうな表示につきましては、保健福祉課のみならず、全課がそういう対応を図っていかなければならないと思っておりますので、十分に参考にさせていただいて、どういうことが皆さんにお役に立てるのか、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 検討していただけるということですが、私の提案としましては、今、高齢者支援班とかいろいろ書いておりますけれども、保健福祉課に総合窓口相談とあらわして、次のことを相談できますというふうな感じで、子どもと子育てに関する相談、高齢者、障がいのある方に関する相談、申請手続、それから、健康づくりに関する相談、こういったわかりやすいように表示されて、そしてその上に、保健福祉課は1カ所で便利で身近な相談、保健福祉の総合窓口となっておりますよというようなあらし方、こういうふうを考えていただいたらと思うのですが、そういうお考えもちょっとしていただきたいと思うので、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

表示の方法等につきましては、いろいろ課内での協議、あるいは皆さん方からいただく、御利用者の皆さん方からいただく御意見等も参考にしながら改

善をしてみたいと思いますが、いずれにいたしましても、皆さんに、見やすくなったね、あるいは便利になったねと言われるようなことが必要だと思いますので、具体的な内容については、少しお時間をいただいて、検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） それでは、1項目めの2点目の、専門家の配置についてですけれども、今も対応できる社会福祉士がいらっしゃるということですが、ちょっと活動の部分が見えにくいのですね。それで、権利擁護、虐待防止、認知症対策など、困難事例に対応できると、こういうことですが、今までの事例というのはどういうふうな、何件ぐらいあったのでしょうか。虐待防止となれば、子どもの場合は教育委員会の対応だったり、児童相談所の対応だったりするかと思うのですけれども、精神福祉士の資格を持っておられるということであれば、家族以外の交流を半年以上もしていないという引きこもりの方が、残念ながら上富にも何人かいらっしゃるということを知っておりますけれども、こういった人の相談等の事例などは今までどうなんでしょうかと思うのですけれども、それと、専門職……。

○議長（西村昭教君） 村上議員、ちょっと質問の趣旨からそれていますので、もとに戻るようお願いいたします。

○13番（村上和子君） それでは、専門職を1名採用するということですが、来年4月からということになるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

来年の4月から、新たに社会福祉士を1名増員するというような計画を持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） それでは、1項目め、3点目の社会福祉協議会との連携窓口ですけれども、これについては、役割も異なるので難しいと。それで、情報交換して相互の連携をするということの御答弁をいただいておりますけれども、これ、65歳以上のひとり暮らしの方が、除雪をしてほしいとの申し込みは、保健福祉課の高齢者支援班であります。それで、保健福祉課の高齢者支援班から、今度は社会福祉協議会に、こういう人が除雪をしてほしいと連絡をいたします。そうすると、今度は社会福

社協議会から高齢者事業団に、こういう人が除雪をしてほしいと、このように伝えるわけなのですね。そうすると、高齢者事業団も都合がありますし、なかなか除雪の時間もかみ合わないときもあります。こういった場合は、保健福祉課高齢者支援班に申し込みしなくても、社会福祉協議会に申し込みすればすぐ対応できるような仕組みづくりというのはどうなのでしょうか、できないものでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、社会福祉協議会と保健福祉課との連携等につきましての御質問でございますが、いずれにいたしましても、御利用を希望されている方、あるいは御相談に見えられた方が、ワンストップできちっと目的が遂げられるように、そういうふうに対応させていただいていると思っておりますし、御自分で判断ができなくて、本来、高齢者支援班のほうへ行行って手続すべきものを、仮に社会福祉協議会のほうへ行かれたということによって、俗っぽく言えばたらい回しされるような、そういうことにはなっていないというふうに思っておりますので、ただ、そういった申請行為をどこでも行えるようにできるかということに対してまして、これは一定程度、やっぱりルールに基づいてやるべきものでございますので、実務を担当する場所が行政手続をする仕事をすぐできるかということは、これは少し検討してみないと、即座にというわけにはいかないと思っておりますので、さらに利用される方、あるいは御相談に見えられる方に安心して対応できるような工夫は、これは必要な部分は改善してまいりますので、いろいろまた御意見をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 検討されるということで、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、2項目めの、妊娠・出産・子育てトータル事業の実施についてのところですが、現在、まちなちも、妊娠期、出産直後、子育て期まで、子育て支援班、保健師、助産師、子どもセンターなど、一体となって、切れ目のない支援を実施していただいております。

ですが、国が27年にまち・ひと・しごと創生基本方針、これを打ち出しまして、地方自治体にも、妊娠から子育て期までのニーズに対して、総合支援、子育て世代包括支援センターの整備を図ることとされました。

今回、私の質問に対して、まちなちは、産後健診事業、それから、マタニティ教室の事業拡大、それから、双子さんとか障がいのある方の親のネット

ワーク活動の推進を図るといふ、大変前向きな答弁をいただいております、大変ありがたく思っております。

また、経済的な支援も、実態を把握して、適切な対応を図りたいということでございますが、そういうことであれば、妊娠期の支援として、分娩可能な産科医療機関が上富にございませんので、協会病院になるのですけれども、そういった方、妊産婦に対して、健診や分娩の際の交通費ですとか、宿泊費を助成するなどの考えはないのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、子育て支援全般に関します御質問にお答えさせていただきます。

御質問いただきました、出産ステージに関しましての支援策等につきましては、御質問にありましたように、まず、分娩ができる医療機関、これらの整備についても非常に深刻な地域課題となっております、現在、医療機関につきましては、地域センター病院として、富良野協会病院が北海道の指定を受けておりますが、これらにつきましても、非常に今、診療体制が不安定な中で診療が行われているという実態もございまして、困難事例につきましても、旭川のほうの3次医療のほうにゆだねているというような実態でございます。

まずこれらにつきまして、地域として安心して出産ができるような体制、さらには、議員から御発言ありましたような、足の確保だとか、そういったことを通じて支援をしていくこともこれから必要になってくる事項かなというふうに私も認識しておりますので、財政的な支援の一環というふうにとらえるべきなのか、あるいは出産に対するサポートというふうにとらえるのかは別といたしましても、子育てしやすいような、あるいは子どもを産み育てやすいような状況づくりというのは大変大事だというふうに思っておりますので、できるところから手掛けてまいりたいと、そんなふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） アンケートはとらないということでございます。3年前にやりましたということなのですが、今、子育て世代、家族構成がどんどん核家族化が進んでおまして、そしてなかなか隠れ貧困問題というのでしょうか、行政でなかなか吸い上げることが難しいというようなところもありまして、やっぱり子育てする家庭の孤立化は、絶対これは防がなければいけないと思うとこ



ろでございます。

それで、アンケートも、3年前にとったとおっしゃるのですけれども、今、ちょっと時代の変化というのはなかなか早いものですから、アンケートからそういったなかなか見えにくい部分、冷蔵庫の食材も食品も何も入っていないと。子どもが栄養失調になったという記事なども目にしておりますし、未就児までは目が届くのですけれども、ちょっと学校に上がった、学校に行っている方のところは、少し手薄になっているのではないかなと、こういうふうな気がしているわけでございます。

こういったことを考えますと、母親が仕事をしていく上でも、病後保育というのも大切だと思うのです。それで、子育てサポートセンターでもなかなか手がつけられないようなことをおっしゃっていて、大変だということを聞いているのですけれども、こういったところへの支援は、町長、考えられないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の、子育てに関します支援策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、出産までの、妊娠から子育て、幼児期におきましては、御案内のように、当町におきましては100%、妊娠が確認されましたから、母子手帳が交付されましたから、マンツーマンで、1人の漏れもなく相談事業を行っている状況でございます。そういう中から、生活の実態、そういったものも十分把握できる状況になっております。

また、就学後も、さまざまなネットワーク、あるいは地域の民生委員さんのお力をお借りするなどのしまして、その情報収集が100%完璧とは申しませんが、情報収集ができるような仕組みはできていくというふうに思っております。

しかしながら、そのすき間で、やはり御苦労されている方もいる実態もあろうかと思えます。そういうところをいかになくすかということは、子どもセンター等の機能をさらに高めるなど、あるいはネットワークをしっかりと強くするなど、あらゆる手段を講じて、そういう方をなくすようにしてまいりたいというふうに思っておりますが、アンケート調査からそういうものを読み取るということは、今、そういう状況ではないかなというふうに理解しておりますのでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） アンケートのことはわかりましたですけれども、いろいろ今、妊娠、出産、子育て、いろいろと切れ目なく取り組んでいただいておりますので、本当にありがたいことだと思っております。

りますけれども、ただ、今、シングルマザーの非常に貧困率が2人に1人、こういったような状況も見えております。それで、なかなか表に出にくいものもありますし、それから、世帯の年収が10年前よりかなり収入も落ちております。こういう経済状況もありますし、やっぱりどうしても母親も働かなければいけない、共稼ぎの方、こういった方に、やっぱりお子さんを育てていく状況というのは大変厳しいものがございますので、このすき間のところ、一番は病後保育もお願いしたいところでございますけれども、もう一度聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく制度で、例えばひとり親家庭、あるいは母子家庭の方々につきましては、公的制度が一定程度整えられております。しかし、そういった狭間で、お二人で働いていながら、なかなか低所得から脱しきれない、そういうような方がおられるという実態を踏まえて、実は昨日お願い申し上げました乳幼児の医療費の拡充、まさにそういうところに目を向けたわけでございまして、そういった潜在しているものを見過ごすことがないように、さらにしっかりとそういう状況把握に、いろいろな課を横断的に通じまして、漏れのないように、しっかりと手が届くように、これからも取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

○13番（村上和子君） はい。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、13番村上和子君の質問を終了いたします。

次に、12番中瀬実君の発言を許します。

○12番（中瀬 実君） 向山町長、3期目の当選、おめでとうございます。まちのために、今後4年間、よろしく願いをしたいと思っております。

私は、さきに通告をさせていただいております、町長に対して2項目、教育長に対して2項目、お尋ねをしたいと思っております。

1番目の、農業振興計画の課題の進め方についてであります。上富良野町農業振興計画は、多岐にわたり計画されていますが、重点課題を優先して、よりスピード感を持って実施する必要があると思われま。

まず1項目めは、今後、経営面積の増による人手不足に対して、どのような対策な対策を考えるか。

2項目め、大雨等により農地防災・減災事業の取り組みについての考えは。

3番目、スマート農業をどのような形で推進して

いくのか。

4項目め、作業効率の悪い畑作地帯の基盤整備、区画整理、均平等の事業を推進する考えは。

以上の点を町長にお伺いいたします。

2点目、町内の学校におけるいじめ、不登校に対する現状と対策、課題について。

国のいじめ防止対策推進法が施行され、3年が経過したが、全国的にいじめに対する件数は増加している。この法律が効果を上げているとは思えない状況である。

町内の学校において、いじめは少ないということであるが、初期の段階で子どもたちが発するSOSをしっかりとキャッチすることが重要である。

上富良野町でもいじめ防止の条例が制定されているが、次の点についてお伺いをいたします。

1項目め、条例制定後、いじめ件数は減ったか。

未然防止、早期発見できたケースはあったのか。

2項目め、中学校には心の教室相談員、スクールカウンセラーが設置され、教育委員会にSOS相談窓口があるとのことだが、いじめ、不登校の相談件数は何件あるのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の1項目めの、農業振興計画の課題に対する取り組みに関する4点の御質問からお答えさせていただきます。

まず1点目の、人手不足、担い手対策につきましては、私もたびたび申し上げておりますが、北海道の試算によりますと、2025年には本町の農家戸数は半減、おおむね数字であらわされておりますが、134戸というような推計がなされております。そういったことが示されておまして、農家戸数の減少、農家1戸当たりの経営面積増大に伴って生じる人手不足、担い手不足につきましては、議員同様、私も上富良野町農業が直面する最も大きな課題として認識しているところであります。

まちにおきましては、第7次農業振興計画に基づく農業農村振興実践プランに沿いまして、本年度より、より積極的な施策展開を図っており、その中で、後継者対策に対し、研修機会をふやすなど、支援対策の拡充や、新規就農支援にも取り組んでいるところであります。

また、担い手への支援策として、作業の効率化と省略化を図るため、TMRやコントラクターの導入を検討しており、これらの事業を通じ、規模拡大等に対応した人手不足の解消につなげていきたいと考えております。

議員御発言にありますように、これらについて、スピード感を持って当たることが必要であり、事業

の導入に当たりましては、大きな予算も伴うことから、できるだけ早期の導入に向けて、受益者の意見調整や財源見通しなど、具体的検討を進めてまいります。

次に、2点目の、農地防災・減災の取り組みについてであります。本年においても、7月31日の局地的豪雨、8月の一連の台風により、農地及び農業施設にかなりの被害が発生したところであります。

特に平成21年度以降におきましては、頻繁に被害が発生しており、まちの単独費や多面的機能支払交付金等の事業による財源を活用し、対応を図ってきたところであります。

平成24年度からは、農業者がみずから取り組む防災・減災事業への支援といたしまして、緩衝緑地帯の造成や土嚢設置、また、表土流出を防ぐための沈砂池整備などに助成を行っており、これらの取り組みにより、一定の成果を確認しているところであります。

今後におきましても、これらの取り組みを継続するとともに、基盤整備事業を通じて、排水機能の強化や安定した圃場づくりによる土砂の流出防止対策を行ってまいりたいと考えております。

また、過去に国営事業等で造成されました畑地におきましても、当時想定していなかった量の降雨による土砂流出が発生しておりまして、今後、排水機能の改善など、再整備の必要性を関係機関へも要請してまいりたいと考えております。

次に、3点目のスマート農業についてであります。これまでもお答えさせていただいておりますが、この間におきましても技術の進歩が進み、加えて、メーカーの積極的なPR展開もありまして、地元農業者、農業団体の皆様も、セミナーや研修会に参加されており、関心の高まりを感じているところであります。

最近の情報によりますと、今後、測位衛星の整備が進めば、基地局設置などに係る多額な投資が軽減されていくようなこともお聞きしておりまして、引き続き関心を持って情報収集に努めるとともに、農業者、農業団体の皆様と、導入効果の検証や普及などについて、意見交換を図りながら、導入の可能性について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の基盤整備についてであります。基盤整備は、多くの農業施策の中でも、行政が最も役割を果たすべき重要な施策であり、その必要性は強く認識しているところであります。

現在、水田におきましては、東中地区、島津地区の一部で事業が進んでおりますが、これら事業が完

いたしましたも、本町における農地全体の整備率は50%に満たない状況にあります。

とりわけ畑地帯における基盤整備は、勾配修正を含め、排水改善も行われることから、今後、農業者の皆様や地域の皆様の要望を伺った中で、基盤整備事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の2項目めの、いじめ、不登校に対する現状と対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、本町においては、昨年6月にいじめの防止などに関する条例を制定し、12月にいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止に取り組んでいるところでもあります。

まず1点目の、条例制定後のいじめの件数についてであります。昨年度のアンケート調査では、1回目63件、2回目43件で、本年度は1回目13件、2回目10件でありました。

その内容は、仲間外れや無視、悪口を言われるの記述が多く、面談指導などにより、それぞれのアンケート調査の時点で全て解消されているところでもあります。

子どもたちには、いじめはいかなる理由があろうと、人間として絶対許されないという認識に立ち、道徳教育などを進めることにより、未然防止を図っているところでもあります。

また、本アンケート調査が早期発見の一つのツールとなっているところでもあります。

次に、2点目の、心の教室相談員、スクールカウンセラー、教育委員会の相談窓口へのいじめ、不登校の相談件数についてであります。昨年度において、心の教室相談員へのいじめの相談は0件であり、保健室登校生徒の対応相談121件、生徒の悩み相談106件など、年間233件の対応をしているところでもあります。

スクールカウンセラーは、不登校者への対応91件など、年間109件の対応をしているところでもあります。

また、今年度開設いたしました相談電話窓口、かみふらのあんしんラインへの相談は0件であります。

今後におきましても、さまざまな対応を確実に行うことで、いじめのない学校をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ただいま町長のほうか

ら、まず1項目めからちょっとお伺いしたいと思っております。

人手不足に対する対応についてでありますけれども、農村農業振興実践プランにしたがいまして、より積極的な施策展開を図っていくということで答弁をいただきましたけれども、いわゆる後継者対策に対しての研修機会をふやすということでの答弁がありましたけれども、この研修機会というのはどういった形の研修を指しているのかをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

実践プランの中におきます教育研修等の充実についてでございますが、いろいろ今、一方では農業というものに関心を持たれる方が、農業に従事するかどうかは別として、農業を志してみたいというような方がふえてきている状況もございます。そういった方々が本当に農業に一歩足を進められるのかどうか、そういったことをまず基本的に勉強していただくような、そういう研修。さらには、実際、現場で担い手として活躍する前段において研修をするような、そういうアプローチのための研修も必要でありまして、いろいろな場所へ研修に出掛けていただいたり、あるいはいろいろな方からお話を聞く、あるいは先進的な、あるいは新しい取り組み等をされているような農家に実際に研修に行ってくださいなど、そういったあらゆると申しましうか、そういった上富良野で対応できるようなことを通じての研修をさらに進めることが、担い手に結んでいくことにつながると、そんなふうを考えておりますので、この実践プランの中で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今の研修の中身について答弁をいただきましたけれども、私の受け取り方がちょっと間違っって受け取ったのかもしれないけれども、いわゆる後継者、我々、今現在、後継者になっておられる方が、これからの上富良野農業を支えていくわけですけれども、そういった方たちに、水田、畑作、それから野菜、いろいろな経営体はあると思います。そんな中で、いろいろな先進地を勉強していただくための研修という形であればすごくいいと思うのですが、これからたまたま新規就農者とか、これから農業に興味を持たれている方についての研修というのでは、私、ちょっと考え方としては、ちょっと方向性が違うと思って今聞いたわけですけれども、その辺のところはどうなのでしょう

か。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

実践プランの中でも述べさせていただいておりますが、既に後継者として、あるいは担い手として、既に農業を实践されております若い人たち、そういった方に対するさらに研修を深めて、担い手として、あるいは後継者として習熟度を上げていくということは、もちろんそれは基本でございますが、しかし、農業にチャレンジしてみようかと、そういった方を育てていくことも一方では大変重要だと。そして、実はそういった意向を持たれている方の問い合わせも実はまちのほうに来ておりまして、そういった方もこれからは育てていくことが、広い意味で担い手確保につながるのだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 若い人たちがこれからの上富良野町の農業を支えてくれるわけですから、先ほど町長のほうからお話がありましたけれども、農家戸数はまず半減するということは、これは間違いない事実だと思っておりますし、この半減する予想を少しでも食いとめるためには、やはり今、農業をやっておられる方、特に中堅、若手の方々が、将来、ずっと上富良野町で農業をやれるような仕組みはやっぱり大変必要だと思っておりますので、特にいろいろな地域にいろいろな勉強をしていただく機会を設けてもらうことは大事な部分だと思っておりますので、これは特に力を入れてやっていただきたいというふうに私は思っております。

次に、いわゆる作業効率を、結局は農家戸数が減少するということは、いわゆる上富良野町の畑作面積、水田面積を含まして、土地の面積は減るということにはならないと思いますから、農家戸数が減るということは、いわゆる1戸当たりの経営面積がふえるという、これは間違いない事実だと思っておりますし、そのときに、いわゆる人手不足が生じるということになります。その人手不足を解消するために、TMRやコントラクターの導入を検討したいという話でありましたけれども、いわゆるコントラという形、いわゆる農業振興計画の中では、堆肥のコントラクター整備だとか、上げておりますけれども、今、JAのほうでもアグリプランのほうでコントラ事業をやっております。まちとして、JAとはまた別の形のコントラをやるようとしているのか、例えばJAと連携をしながら、いわゆるコントラ事業を考えておられるのかをまず伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

年々減少する農家戸数、反比例するかのようには1戸当たりの耕作面積がふえていくと、こういう非常にいびつな状況はこれからも続いていくものと推定しているところでございまして、そういう中で、どのように上富良野の農地、あるいは農家の育成を図っていくかということ、これは両立させていかなければならない、非常に重い課題でございます。

そういう中で、日々感じますのは、やはり議員もお話のように、人手不足による経営の効率化がなかなか進まないという大きなネックに対しまして、とり得る方法として、現在、酪農家の中でも大きな課題になっております堆肥の処理に関しましては、コントラクター事業、あるいはそういったようなことを通じての軽減を図ること、あるいは飼料の確保等につきましても、TMR等によりまして、効率的な経営につながることも想定に置いているところでございます。

一方、耕種農業につきましては、やはり請負事業、コントラクター事業でございますが、現在、農協のほうでも取り組みをしておりますが、まちが独自にそういった仕組みを持つということは、非常にハードルが高いかなというふうに思っております。できましたら、ぜひ農協のほうとタイアップして、上富良野バージョンのような、そういうコントラクター体制というものがないか、そんなようなことを実は想定をしながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 人手不足については、本当に非常に深刻な問題になってくると思われまので、いわゆる重作業というのか、収穫作業が一番のネックになってくるということなのですよね。だから、そういった中での収穫作業のコントラクター事業というのは本当に必要な部分だと思っておりますし、これは今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、町独自でということになると、なかなか難しい面が出てくるのは私も理解をするところでありますけれども、せっかく今回、まちの農業振興班が農協のほうに移動いたしまして、ワンストップ化で事業を展開することになると思っておりますけれども、やはり上富良野のまちのための施策を考えてもらうような形で、このコントラ事業というのは大事な部分だと思っておりますので、この辺のところは十分検討されていっていただきたいなというふうに思っております。

次にですが、2点目の農地防災と減災の関係でありますけれども、先ほど町長から答弁ありましたけれども、ことしは特に大きな大雨がありまして、被害に遭われた農家がたくさんおられるわけでありまして、この被害に対しましては、ことしのうちに全部被害に遭われた農業施設等が全部修復ができないということで、来年度にまたがるのではないかという話も聞いておりますが、我々農家にとりましては、農地が経営の作物をつくる上での一番大事な部分でありますので、それが次の年にきちっと修復されないと、非常に営農に支障を来すということでもあります。

ですから、当然、こういう災害があるということ、特にこれからは異常気象というのが当たり前ようになってくる可能性があるということで、事前に、町長もことしの施政方針の中でも、農地減災事業については特に考えていきたいということをおっしゃっておりますから、今回は特にまたこういう災害があったからこそ、なおさら多くの予算も多少使っていただきながら、実施していただかなければならないとは思っております。

ところで、そういった防災事業に対しまして、昨年度は、中山間事業とかいろいろなものを取り組みながらこの事業を展開しているわけですが、昨年度、予算措置としてはどれぐらいを予算してやっておられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 12番中瀬議員の、ただいまの防災・減災の中山間事業を活用した部分がどれぐらいあるかということでの御質問でございますけれども、大体年間300万円程度、その年の予算状況によっても、中山間事業の集落協議会の予算の中で移動もありますので、ただ、平年、大体300万円程度を準備した中で進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、年間の平均的な防災に対する予算というのは300万円程度ということでありましたけれども、当然、力を入れていくということになれば、この金額よりは今後はふやして防災対策に取り組むという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、農地防災に対します御質問にお答えさせていただきます。

現在、担当課長のほうからただいまお答えさせていただきましたのは、中山間事業で取り組ませてい

ただいております、農業者みずからが減災対策事業を行うということに対する事業費でございます。

私といたしましては、まちといたしまして、既に御案内のように、来年度から日の出地区の農地防災事業、そういったものは7億円、8億円という、そういう巨費を投じて防災事業を行っていく予定としております。

そういうような、直接農業者がみずからの努力で対応していただける部分、あるいは公をもって対応する部分、そういったようなことを両方効果的に組み合わせ、減災対策をさらに進めていきたい、そんなふうを考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 次に、3点目のスマート農業についてでありますけれども、非常にこれから農業をする段階で、我々年配の農家をやる人よりも、若い人たちが興味を持って、夢を持って農業をする、それから、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる人手不足解消の面についても、こういうスマート農業については非常に大事な部分でないかなというふうに思っております。

このスマート農業の展開につきましても、パソコンの世界と同じで、日進月歩というか、本当に1カ月、2カ月前はこういう状態でなかったというぐらい、非常に進歩しております。

そういった中で、いろいろな研修機会等々に、メーカーも、それから農業者の方でも、興味のある方は、当然、そういったところに取り組みられている方もおりますし、そしてJAのほうでも、こういったスマート農業に対する勉強、委員さん、理事さんが研修等に参加をして、どういった形で取り組むか、そういう方法を探っているという状況も私も聞いております。

それらにつきましても、先ほども申し上げましたけれども、農協と行政とが、やはりそういったこともきちっとお互いに研究しながら進めていく必要があると思っておりますけれども、そういったことは特に進めるという気持ちでおられるということを確認しておきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、スマート農業に対します御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの労力不足、そういったことの解消にも直結する、非常に将来、期待が持てる分野がスマート農業、IC農業かなというふうに思っております。

御案内のように、実は農水省の中でもこういった研究会が立ち上がっておりまして、上富良野の興農社様が、実は農水省の先進事例として位置づけられ

ております。

興農社様が現在取り組んでおられるのは、ハードのスマート農業ではなくて、スマートフォンを活用した、従業員全員が情報を共有する、そういうシステムが評価されているわけでございますが、そういったことから、あるいは肥培管理、さらには農業機械の自動操縦、そういったものが非常にバリエーションが今広い、開発途上でございまして、既に実用化されてきているものもあります。そういったものの中から、労力不足解消につながるもの、あるいは、本来、100、収益が生まれる素質のある作物が、現在、90しかその力を発揮していないものは100に、それはIC技術を活用することで、管理技術を駆使することによって100になるという実例も試験データから出ておりますので、あらゆる面に活用の期待が持てますので、実は農協とも既にお話させていただく機会も設けておりますので、これは一体となって進めることだというふうに位置づけているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） どんな職業でも、夢というのは大事な部分であると思っています。やはり夢のない仕事というのは力が入らないというか、特に我々の時代と違って、今の若い人たちというのは、夢を追う、それが農業っておもしろい、そういう感じになってくれば、非常に農業の底上げをしていく材料になってくるのだなと思っていますし、そこら辺のところは特にこれからも検討して、進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、4点目の基盤整備の関係でありますけれども、先ほどから関連することなのですが、1戸当たりの経営面積が広がるということは、作業効率が悪いところはこれから面積をこなす上で非常に困る。それから、特に畑作地帯は、水田とは違っていて、いわゆる傾斜地が多いわけですね。それに伴って、先ほどから出ています畑の土が流れるとか、そういういろいろな面での障がいがある部分があって、我々農家としても困っているわけですが、これらのことについては、農業者がこういった事業に取り組む必要があるという意見も結構聞いておりますので、そこら辺のところ、まちなほうがバックアップをしてくれる、農業者の意向に沿ってくれるような形をしてもらえば非常に助かるわけですが、そこら辺のところは、やっぱり農業者の意向調査とか、そういったことがもしあれば実施するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の、農業基

盤整備についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えでも申し上げましたように、私は常々、基盤整備事業というのは、農業を営む上においての1丁目1番地だというふうに位置づけているところでございまして、この必要性は申し上げるまでもございません。

そういう中におきまして、当町の基盤整備の整備率が、残念ながら半分にもまだ満たしていないという状況でございまして、やはりここを限りなく100%に近づけていくことが、まず最優先されるべきことであろうというふうに思っております。

そういう中で、特に近年、にわか周辺が整備されたことによって、それを見ることによって、ぜひ我々もという意識が強くなってきているのを感じておりますので、これからは水田、畑を問わず、いろいろな事業を実施するに当たりまして、小規模の事業もありますし、道営もありますし、国営まではまだ前提整備ができておりませんので結びつきませんが、あらゆる方法を模索しながら、とりわけ畑地帯におきましては、過去にも日新地区等で実施させていただきましたような緊急畑総事業もあります。非常に大きな効果が出ておりますので、私どもも既にそういった対象地域と思われる方々に対しまして情報発信しておりますので、ぜひ議員のほうからも、そういう機会がございましたら、背中を押していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 農業者のため、我々、今後、数が減っていく中での営農に差し支えないような状況での基盤整備、条件整備というのは必要だと思っておりますので、ぜひとも検討していただきたいなと思っております。

冒頭にも申し上げましたけれども、この第7次の農業振興計画をスピード感を持って実施をしていただきたいと私は申し上げました。スピード違反してもいいですから、早くやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、教育長にお伺いいたしますけれども、いじめの関係であります、非常に最近、新聞、テレビ等々で、いじめの関係の報道がなされております。

このいじめという問題につきましては、どこの地域、どのまちでも起こり得る可能性のあることだというので、当然、私も理解しておりますけれども、このいじめに対して、たまたま1項目めのところでお伺いいたしましたけれども、上富良野町もこういったいじめ防止条例ということで制定をされておりますが、この結果、アンケート調査を行ったと

いうことでありますけれども、このアンケート調査の対象者というのどこを対象として行ったのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の、いじめの対象者についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、最近、テレビ、報道等で、福島の移住というか、避難している方のお子さんたちが、福島、原発のほうから来ているということで、いじめの報道が多くされているというような実態も、けさも報道されていたところであります。

御質問の件につきましては、小学校の児童、中学校の生徒の、調査日における出席している児童生徒に対してアンケート調査を実施しているところであります。基本的には小学校、中学校に通っている児童生徒全員を対象としているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 小学生、中学生を対象にしているアンケートだということでお伺いしましたが、アンケートをした結果、アンケートの回収率はどれぐらいだったのですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の、回収率についてお答えいたします。

基本的には100%。授業といたしますか、学校に来ている中でアンケート調査、登校生、来ている子たちに出して、その場で回収しますので、基本的には100%でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、基本的には100%という回答されましたけれども、現実には本当に100%だったのですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

基本的に申し上げたのは、子どもの、残念ながらいろいろな障がいを持っているお子さんもおりますので、そういうことから、基本的にというお言葉を使わせていただきました。それで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） アンケート調査の結果、この条例制定後のいじめの件数については、去年、1回目よりも2回目、今年度ですか、件数は減っているということで、その条例制定後は多少減っているのかなという数字がこれでわかるわけですが、いわゆるこういったいじめに遭っている子どもたちが面談指導をしていると。その面談指導という

のは、親御さんも含めての面談指導なのですか。お伺いします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

面談指導については、児童生徒に対して面談指導を行っているものでございます。

ケースはさまざまありますけれども、うちの今の現状で言うと、子どもと面談をして、いじめなのか、状況がどうなのかということをしっかり担任の教員が確認をするというものであります。

先ほどアンケート調査についての件数についてもお話をさせていただきましたけれども、いじめと、たたかれたというような事例があるとします。話を聞くと、3カ月前にたたかれた。どうして。けんかをしたというふうな状況のとき、これはいじめが継続的に行われていないし、その後なければ、いじめという定義には基づかないなという部分の話し合いも含めて、子どもたちと面談をする、そしてそういうのはしないように、けんかはしないようにねというふうな指導をするというような形のを、都度、対応をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） いじめの定義というのがあるみたいなのですね。それは、心身の苦痛を感じるようなことが、いわゆるいじめの対象になるということみたいなのですが、これ、一番いじめの問題で大変なのは、いじている側の本人はいじめではないという感覚で言っているのが、言われた側にしてみれば非常に苦痛を感じるというようなことが、いじめの根の深さというか、難しいところだと思うのです。

そんな中で、学校の中でも、当然、先生方が、そういった子どもたちの早期対応をしていっていただいているとは私も思っておりますけれども、見過ごす場合というのが若干出てくるのが現実だと思うのです。

だから、そういったときに、やはり学校側、それから教育委員会側との連携がきちとなされて、早期対応すれば未然に防げるということは当然考えられますし、それらのことの対応について、学校側とどのような形で連携をとられているのかを、まずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

いじめは、議員もおっしゃっているとおり、認知とか、発見する部分では非常に難しいところがあります。

それで、うちのまちにおいては、条例をつくり、基本方針をつくり、仕組みづくりをしっかりとしなければならぬという基本的な考えに基づいて、それらを実行してきたところでございます。

なおかつ、現場において、これをいかにしっかりと、制度、できた仕組みを実行していくかということが今求められておりますし、それをどのように実行させるかという部分で言えば、教育委員会、北海道のほうと連携する中で、しっかりと実践していくことが一番だというふうに考えております。

さまざまな仕組みづくりの中で、学校におきましては、学校の担当している教員の教師力、これも必要ですし、家庭においても家庭の教育をお子さんにしっかりと、いじめはよくないということ子どもに教育していただくことも必要ですし、地域としても、しっかりとその部分を地域全体で子どもたちにも伝えるという部分、まち全体で、教育委員会は当然でありますけれども、全体でこれらを進めていくことが防止につながるというふうに考えております。

また、アンケート調査だけでは完璧ではありません。それはもちろんおっしゃるとおりだと思います。

アンケート調査の項目の中には、いじめを見たことがありますかという項目もございます。その子が受けているだけではなく、ほかの子が受けている状況もアンケート調査の中でしっかりと把握するような形もっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 2項目めの関係ですが、心の教室相談員のいじめの相談は0件でありますということです。保健室の登校生徒の対応については121件だというふうに回答されております。相談と、保健室のほうに行き、相談とは違うのかもしれないけれども、こういった件数のある中で、相談をしようと思っても、相談をきちっとできるのだということが周知徹底をされているのか、そこら辺のところはどういう形で、相談員がこういうふうな形でいますよということをお知らせ、通知しているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

心の教室相談員でありますけれども、例えば新入学生が入ってきたときには、教壇というか、一番前に立って紹介をされます。その中で、子どもたちには当然紹介、心の教室相談員が誰かということをしつかり子どもたちに示していますし、日々、保健

室に、保健室の担当の先生と心の教室相談員と一緒にその部屋におります。子どもたちは、都度、保健室に行って相談をするというような形で、保健の先生と共同する中でさまざまな対応をしているところであります。

先ほどお話に出ておりました、不登校への対応でありますけれども、私たちの子どものころにはそういうことがなかったのですけれども、まず、不登校の最初の一歩は、学校に行けない子を不登校といいます。学校に行けるけれども、教室に入れないという子がいます。それを保健室登校とって、その子の対応をしているということでございますので、非常に難しい部分というか、我々にはちょっと理解しにくい部分がありますけれども、まず学校に行けない子がいる、学校に行けても、教室に入れない子がいる。そういう対応をしっかりと、教室に戻していくというような役割を、心の教室相談員、そして保健室の先生にはやっていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 先ほどからいろいろ質問させていただいておりますが、基本的には、いじめ、不登校等々がないのが一番理想的な形だというふうに当然思っておりますが、今後におきましても、未然防止という形での考えをきちっと持ってもらう、子どもたちが安心して学校に通えるような、そういう環境づくりというのを大事にしていっていただきたいなと思っておりますので、最後に教育長の今後に対するいじめ、不登校関係についての考えを、最後、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 12番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

これからの未然防止をどのように進めていくかという部分では、平成30年を目標に、今、コミュニティスクールというものを進めたいというふうに考えております。

コミュニティスクールにつきましては、学校運営協議会という組織をつくります。この組織につきましては、地域、学校、保護者が、学校の運営をどのように進めていくかというようなことを、今まででしたら学校から一方的に言われたものを、一緒に決めていくという仕組みがあります。こういうものを進めていく中で、より情報の共有化が図れる。そういう部分で、いじめという部分を、情報の共有化をしっかりと図って対応していきたいというふうに考えておりますし、また、新たな教科、道徳という、道徳が教科として平成30年から位置づけがあります。



今、その道徳の中で、どの項目をチョイスするかというのは、ある意味、教員の、学校の自由で決められることになっています。教科になるということは、それが自由に決められなく、これをやりなさいという形で、当然、いじめに対してはやるのですけれども、その部分は絶対にやりなさいという形に変わります。これらの部分も入れながら、しっかり道徳教育の中でいじめに対する道徳をしっかりと教育していくというようなことを考えております。

これら、次年度以降でやることによって、さらに環境が整うものというふうを考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、10時45分といたします。

---

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） 向山町長、3期目、大いに期待をし、さきに通告しております2項目について、町長の所信をお伺いいたします。

まず1項目め、十勝岳ジオパーク構想について。

上富良野町と美瑛町で十勝岳山麓ジオパーク推進協議会を設立し、平成29年度の認定に向けて活動を行っているが、現在までどのような取り組みを行い、どの程度進んでいるのか、取り組みの状況と、今後の進め方について、町長の考えをお伺いします。

1点目、ジオパークのパンフレットによると、ジオサイトを選定し、ジオパークの見どころとするとあるが、上富良野町では現在、具体的にジオサイトはどこを想定するのか、お伺いします。

2点目、ジオカフェや出前講座などで、町民の理解者をふやすためにジオパークの周知を行っておりますが、これまでどのような周知活動を行ってきたのか。

また、今後は、ジオカフェや出前講座のほか、どのように町民に参画を求めていく考えがあるのか、お伺いします。

3点目、今年度中に申請書を作成し、平成29年度に申請すると聞いておりますが、現在、申請書の作成状況はどのようになっているのか、お伺いします。

4点目、現在の上富良野町の推進体制はどのような体制になっているのか。今までのままで十分と考

えているのか。

また、今後、上富良野町と美瑛町から職員を派遣し、自治体から独立したジオパーク推進事務局の整備が必要と思うが、町長の考えをお伺いします。

次に、2項目め、新しいにぎわいづくりについてお伺いします。

近年、家族や地域、職場などでは、家族や地域の絆が希薄化した、あるいは、職場の人間関係が希薄になったなどの言葉が聞かれるが、最近では、ものの豊かさより心の豊かさが重視されるようになってきており、つながりは生活全般の満足度を高める効果があると言われている。

そこで、当町に新しいにぎわいと町民のふれあいをつくるため、盆踊りの復活と、収穫祭の充実、発展を進める考えがないか、町長の所信をお伺いします。

1点目、盆踊りをまちとして開催することは考えられないか。

2点目、かみふらの収穫祭をかみふらのまるごとプレミアムビールのビアガーデンとジョイントし、町内外より数多くの集客を図ることにより、新しいにぎわいづくりの創出と、町内消費の喚起、拡充が期待されるよう、大きなイベントにしてみたいかがか、町長の所信をお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1項目めの、十勝岳ジオパーク構想に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のジオサイトについてであります。現在、十勝岳山麓ジオパーク推進協議会事務局におきまして、日本ジオパーク委員会に提出する申請書を作成しております。申請書作成に当たりまして、ジオサイトカルテの作成が必要であり、ジオ専門員を中心に調査、研究を行い、カルテの作成を終えたところでもあります。

ジオサイトにつきましては、地質や地形に特徴があり、保全を図るとともに、活用すべき箇所として、エリア全体で18カ所、上富良野町内におきましては、大正火口や62-II火口の火口群を含む十勝岳、ヌッカクシ火口、通称安政火口、化け物岩、日の出ダムわきの十勝岳火砕流堆積物の溶結凝灰岩の露頭、草分地区の十勝岳火砕流堆積物、波状丘陵、吹上温泉、道道吹上上富良野線沿いの北町の大正泥流堆積物の8カ所をジオサイトとして申請いたします。

また、地学的なジオサイトのほか、生態サイトや文化サイト、ビュースポット、学習施設などについても、ジオパーク推進のため、指定を行ってまいります。

次に、2点目の、ジオパークの周知や町民の参画についてであります。これまで周知活動として、広報誌やポスター、パンフレットなどによる情報提供を初め、今年度は5月に開催したジオフェスタなどのイベントのほか、出前講座や各種イベントへの参加によるPR活動、児童生徒に向けた教育活動、さらにはジオカフェなどを通じて、延べ1,000人を超える方々に十勝岳ジオパーク構想の意義や魅力、また、住民参加の重要性などについて、積極的に周知活動を行ってきたところであります。

ジオパーク事業の推進の要は、いかに多くの住民の皆様と価値を共有するかということと認識しております。こういった観点から、まだまだ周知活動やPR活動を積極的に行うべきと考えていることから、今後、ジオパーク講演会やフィールドワークなど、多くの方が興味を持って参加できるような催しや講演活動などを引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、ジオガイド養成も重要な要素でありますことから、ガイド養成講座を構築するためのプレ講座をこれまで6回にわたり実施し、ガイド養成プログラムを本年度作成いたしましたので、次年度以降は、広く町民の方に募集を図りながら、受講された方に将来のジオガイドとして活躍していただけるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、3点目の、申請書の作成状況についてであります。十勝岳山麓ジオパーク推進協議会において、日本ジオパークの申請に関し、豊富な経験を有します専門の事業者に作成を委託しております。既にジオサイトや地域の実態等の調査結果を踏まえ、地学的な見地や現在の取り組み状況、保護、保全の状況や、利活用等についてまとめ、現在は、今後の推進計画等の最終的な整理段階にあります。

今月中に第1稿が協議会に提出される予定でありますので、年明けには各部会の承認と総会の議決を経まして、3月中には完成する見込みとなっております。

次に、4点目の、推進体制についてであります。現在の協議会事務局は、行政内部において、地域おこし協力隊を活用した専門員を含め、美瑛町3名、上富良野町4名の、計7名の体制で構成しており、構想の推進、また、認定に向けた作業を行っており、その機能を果たしているものと理解しております。

ジオパークにつきましては、認定がゴールではなく、その後の推進による地域振興が重要でありますので、認定後の推進体制のあり方につきましては、両町において、本事業を通じた地域振興をどのよう

に図っていくか協議する中で、体制についても検討されていくものと理解をしているところであります。

議員御発言にあります、自治体から独立した推進事務局の設置につきましては、一つの考え方としては理解できるところでありますが、地域の貴重な自然遺産を保全するとともに、それらを活用しながら、教育や地域振興につなげていくことなど、行政が主体的に取り組むべき事業、あるいは観光事業や関連商品開発等、民間組織が主体性を発揮することでより成果が期待できることなど、その範囲は多岐にわたっておりますことから、当面は現体制を維持してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

まずは平成29年度の申請に向け、準備を進めてまいりますので、引き続き皆様方の御支援をお願い申し上げます。

次に、2項目めの新しいにぎわいづくりに関します2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、盆踊りにつきましては、近年までは4地区で開催されておりましたが、準備等にかかる経費、担い手不足などの理由により、開催地区は減少したものと伺っているところであります。

今年度におきましては、2地区で開催され、東中地区のほか、市街地においては宮町、旭、東明の3住民会の合同により開催され、多くの町民が参加され、盛大な催しとなっております。

まちといたしましては、盆踊りなどのにぎわいづくりは、町民の交流を促したり、地域の活性化を図るためには大変意義のある催しととらえていることから、現在は住民自治活動奨励事業補助金により支援をしているところであります。

今後におきましては、盆踊りを含めた地域活動の活性化、あるいは協働のまちづくりを推進する上において、現在の支援制度について、さらに使い勝手を改善し、これら補助金等を活用して、積極的に取り組んでいただけるよう、住民会長との懇談会や、町民の方々からの御意見をいただきまして、にぎわいづくりの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のイベントについてであります。議員御発言にありますように、それぞれの特徴を生かしつつ、相乗効果が期待できるイベントの統合、合体は、より魅力あるイベントとしてグレードアップされ、集客向上や満足度向上につながる有効な手段の一つであると考えております。

御承知のとおり、来年は開基120年であり、町民の皆様にとりまして印象深い1年となるよう、来年度の予算編成を通じて、イベントの充実について

も検討作業を進めているところであります。

まちといたしましても、来年度に向け、各種イベントの団体や関係者に対し、積極的に働きかけ、魅力アップや集客向上を図られるよう、ともに取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の御意見も参考にさせていただきながら、イベントの充実を通じた新たなにぎわいづくりを推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） 1 項目めの 1 点目、ジオサイトに関しての再質問ですが、御答弁では、現在、8カ所、29年度の申請に掲げるということでしたが、そのほか、まだまだ上富良野町には候補となり得る、また、ジオサイトになり得る可能性を秘めたスポットがあると考えておりますが、現在、8点のジオサイトの候補以外に、調査、研究を進めているところというのはどのぐらいあるのか、おわかりであればお答えいただけますか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 9 番 荒生議員の御質問にお答えいたします。

ジオサイトにつきましては、今現在、ジオカルテを策定したのは8カ所ということで、この8カ所について、今、当面の申請には載せていきたいというふうに考えております。

議員御発言のように、ジオサイトは8カ所というふうに決まっているわけではございませんので、この後、さらに調査を深めながら、そういうような極めて地質的にも地学的にも貴重なようなもの等が発見されるようなことがあれば、そういうものは随時追加をしていくことはやぶさかではないというふうに思っておりますが、今現在で新たに調査を進めているような、そういう箇所は今のところはないところであります。

○議長（西村昭教君） 9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） 次に、施設やスポット等、指定後、この8カ所についてもそうなのですけれども、今後、申請を進めていく中で、案内板等々の整備をどのように進めていくのか、答弁願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設、あるいはそういった拠点となるような部分につきましては、大きなハード整備ということに伴うようなことは想定しておりませんが、しかし、そういった拠点としてふさわしいような内容充実は、これは必要だろうというふうに考えておりますので、例えば展示の仕方、あるいは案内の仕方、そう

いったものは早速取り組めますので、そういうところからしっかりと、そういう拠点だということが理解していただけるようなことは取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） それでは次に、2点目の、ジオパークの周知や町民の参画についての再質問をさせていただきます。

現在、ジオパークの講演会やフィールドワークなど、町民参画型の催しを行っているのは承知しております。

このフィールドワークについてお伺いしますが、今までどのような団体と取り組んできたのか。

また、今後、どのような団体と連携をしていくのか、お聞かせ願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9 番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでもジオパーク推進を図る上において、多くの団体やグループの方々に御協力いただきながら、フィールドワークなどを進めてまいりました。

これまでも、郷土を巡る会の皆さん方、あるいはフットパスをなさっているグループの方々、山岳会、文化連盟など、多くの団体や組織の方々と、そういった認識を共有し合ってきたところがございますが、さらに、冒頭のお答えでも申し上げましたように、まだまだ裾野の広がり方は十分でないという理解しておりますので、そういった方々、これまでも御協力いただいております組織や団体の方々も含めまして、さらにフィールドワークを通じて、町民の皆さん方に広くこの思いを共有していただけるように、事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） この周知活動に関してですが、同僚議員の胸元にジオパーク構想の白いバッジがございまして、こういった缶バッジ等、今現在、過去もそうですけれども、一部の方々にはお配りにはなされているということですが、実際に出前講座のオファーをされた団体の皆様に、もし推進員からの丁寧な説明を聞いて、理解を深めたという証として、皆様に差し上げるような、財源があればですけれども、今後、多分、申請書を作成し、4月にプレゼンテーション、それから来年度の秋に認定が決まるか決まらないかという前に、その認定に際して、そのジャッジをする専門の方が当町に無作為に訪れ、無作為に町民の方にジオパークを知っていますかという事で尋ねられるということは、昨年の私の一般質問の回答でも御答弁をいただいております。

す。もしそんなときに、このバッジが胸元、もしくは、例えば帽子をかぶられている、その帽子の横にあると、その認定員の方が聞くまでもなく、ボトムアップ型で、皆に周知され、理解されているまちだなということが目で見てわかるように思うのですが、その辺のことを、済みません、お考えをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、ジオパークのPR等の手法に關します御質問にお答えさせていただきます。

議員が御発言いただいたような手法も、一つの方法としては大変有効であるというふうに理解をさせていただきました。缶バッジ、現在作成しておりますが、そういったものが有効なのか、あるいは複数ものを組み合わせ、例えば、これは予算も伴うことから、直ちにできるかどうかは別にしても、それぞれ御家庭にステッカーを貼っていただくとか、あるいは車にステッカーを貼っていただくとか、一つの方法だけではなくて、いろいろな方法を組み合わせ、本当に町民の皆さん方にジオパークという認識が広がっているということをお示しするのは、自分自身の自覚も向上できますし、認識も向上することができますので、ひとつ、どういうことができるのか、検討させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ジオ関連では最後の再質問になりますが、3月に申請書ができました。そのでき上がった時点で、町民の代表である我々議会に報告する考えがあるのか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、申請につきまして、その前段のことについての御質問にお答えさせていただきますが、申請そのものは、議員さん方の議を経るといような作業を必要としているわけではございませんが、どのようなものをもって申請できるようになりましたと、そういう情報提供は可能な限りさせていただくことは、何もやぶさかではございませんので、どういうタイミングでできるか、あるいはどういうところまで皆さん方にお知らせできるか、それはちょっと課題といたしましても、皆さん方にそういう進みぐあい、中身をお知らせすることは一向に構いませんので、時期を見て判断してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、都度、進捗をお聞かせ願えるということで確認させていただきました。

次に、2項目めの1点目、盆踊りに關しての再質

問をさせていただきます。

近年までは4カ所、それから、本年度は東中地区及び、昨年までラベンダー商店会が開催をしておりました盆踊りに際し、どうしても商店街の予算等々もなくなりましたため、町長の御答弁でありました、町民生活課からの助成金を借りるに際し、その実施主体が3住民会に改まり、何とかその盆踊りの明かりをとすことが、ことし、できた経過にありました。東中地区では100名強、それから、3住民会主体の盆踊りでは600名強の参加者があり、それぞれの場所等でにぎわいがあったということは、私も参加をいたしまして、確認はさせていただいております。

そんな中、例えば3住民会の盆踊りは、東児童館の裏のグラウンドといいますか、フィールドを盆踊り会場として、投光機等を設置し、また、出店のテントも本当に2張り、3張りが、場所等の確保が限界で、何となく私も3年間ぐらい、この場所で盆踊りを実際に見て、それから参加して、感じてはいるのですけれども、もう資金的な部分の限界ということは十分感じ、それがゆえに、ことし、主体を住民会に改め、補助金を活用させていただき、存続を図れたのですけれども、以前、私は、このまちには30年前にはおりませんでした、それはもう、その昔、大いにまちなか、中心に盆踊りがあったことにより、にぎわいを見せていた。そんな中、あるときから、その盆踊り自体が各地区に分散化し、それ以後、継続して盆踊り自体がなされている中、いろいろな財源の理由等々において、結局は、昨年が4、ことし、助成を受けて何とか2。このままでは、この先、補助の助成対象も3年とかということでの、それ以後の継続もあり得るかもしれませんが、もし可能性があるのであれば、再び古きよき時代のように、まちが主催、主催は難しいかもしれませんが、実行委員会形式等々で、その昔のまちの盆踊り復活の可能性というのがあるかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、盆踊りを通じてのにぎわいづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

盆踊りを例に挙げていただきました。私もかつてのにぎわいの時代を体験しております。非常にそういったにぎわいの中から醸成される人と人とのつながり、あるいはそういったものから育まれる地域の連帯感、そういったものの効果は非常に大きいということは身をもって体験しております、議員がお話されているとおりでございます。

しかし、時代背景とともに、そういったことが非

常に薄れてまいりまして、とりわけ人材不足等によりまして、開催が難しくなっている状況でございます。

しかし、私といたしましても、何としましてもそういう住民参加型のイベント、花と炎の四季彩まつりも、現在、大勢の方がおいでいただいて開催しておりますが、住民参加型というようには、少し趣が違いますので、ぜひ盆踊りのような、そういったにぎわい、まちがどういうお手伝いをできるか、例えば自治活動の奨励補助金等を、そんなにハードルが高くなく、もっと使い勝手のいいものにするとか、あるいは公共施設、あるいは公共の場所を会場にお貸しするとか、あるいは職員等のマンパワーがお役に立つということであれば、そういうこともあわせてお手伝いしながら、そんな大きな塊ができなくても、小さな塊でも結構ですから、そういったものを通じて、だんだん輪が広がっていくようなきっかけになれば、これはまた新たな経済活動も含めての大きな事業効果が期待できますので、ぜひまちが、仮に上富良野町主催の盆踊りというような想定をいたしますと、それはちょっとなかなかハードルもあるかなと思いますが、一緒になって開くということはそんなに難しいものではないというふうに理解しておりますので、ぜひいろいろ御意見をいただきながら、途絶えることのないように、私も続けていけるようなことに力を貸してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 町民の交流を促したり、地域活性化に役立つという認識は共通でございますので、町長の今の御答弁ですと、やはり中心で1回で行うということではなく、引き続き、本年度行われた東中地区及び3住民会、さらにまた、以前の4施設、また、それに波及して、各地区で地区ごとに行われるのが望ましいという見解でよろしいのか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、申し上げたいのは、必要以上に大きな仕組みを構想いたしましても、これは実行できなければ実が上がりませんので、まず手の届くところから始めると。そしてやがては、議員がおっしゃってくれておりますような、かつて駅前で行われたような、ああいう大きなものにつながっていくこと、これはもう大変望ましいわけですが、まず手の届くところから始めていくのが、将来に向かっての礎になるのではないかなと、そんな意味で申し上げたところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） この件につきましては、私も住民会の盆踊り等々に携わっている者として、引き続きまち側からの多大なる御協力をいただきながら、明かりをともし続け、さらに大きなものに発展できるよう、引き続き来年以降も頑張りたいと思いますので、御支援、御協力、お願いします。

次に、2項目め、2点目の、収穫祭とまるごとプレミアムビールのピアガーデンとのジョイントの件ですが、私自身、両イベントに、お客様としての参加及び主催者側として食べ物を提供したりということで、この11月に行われた、どか雪の降った翌日の収穫祭も、数多くの町民の皆様が参加をいただき、餅まき等、懐かしい、何かかわりというのを実際に肌で感じて、すばらしいイベントだったと思います。

また、ピアガーデンにおいては、町長も通り一遍を通行止にして、あれだけの多くの方々がこのまるごとピアガーデンを楽しみに来られているということで、ちらっとその場でもお話はさせていただいたのですけれども、このエリアが、また駅のほうまでさらに伸びないかななどということをお話しされていたことを記憶しております。

そういった両イベント、それぞれ色が違いますけれども、ものすごい未知なる可能性を秘めていると感じております。ぜひ来年、当町においては、記念イヤーである開基120周年、このイベントを、この二つのイベントが重なり合うのが好ましいのかということは、収穫の時期等々の問題や、いろいろなほかのイベント等で、これもあるのでちょっと厳しいなということはあるかもしれませんが、ぜひ120周年に向けて、こういったそれぞれのイベントを少しずつ拡充、充実を図ることにより、上富良野のファン、もちろん町内ではなく、町外、もしくは道外からも、上富良野を認知、また、知っていただくということにおいては、非常に可能性のあるイベントだと考えますが、まずはこの二つのイベントが重なることの可能性、あるかどうか、お聞かせ願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の、イベントについての御質問にお答えさせていただきます。

ことし初めて、皆さん方の御協力をいただきまして、収穫まつりを実施させていただくことができました。当初からこのお祭りにつきましては、将来に大きく発展させる、まずパイロット的なイベントというふうに私ども位置づけさせていただきまして、その中からいろいろな課題を発見しようということ、ことし、開催させていただきました。多くのこ

とを得ることができました。

さらに、議員からただいま御発言ありましたような、他のイベントとのジョイント、これについても、私どもといたしましては、少なくとも私といたしましては、上富良野の収穫祭を語る中で、やはりビールを抜かすということは、どうももの足りなさを感じておりまして、実は既に担当課を通じまして、サッポロビールさんのほうに、2回、夏のまるごとはまるごとといたしまして位置づけしておりますけれども、さらに秋にもまるごとを飲めるような、そういう醸造対応が可能かどうか、既に実は打診もさせていただいております。企業さんのほうからは、不可能でないというような、少しお話も伺っておりますので、ぜひ、どのようなボリュームでできるかは別といたしまして、ジョイントさせたいということは考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 私もサッポロビールさんにおいては、例年、まるごとプレミアムビールを醸造するに際して、空き樽を効果的に利用し、その季節にあわせて、決められた酒量といえますか、それを夏のいい時期に、町内外のお客様に、オール上富良野を味わっていただくということで、続いている事業と認識しておりますので、もし今の町長の御答弁のとおり、秋口にまた再度、同じようなまるごとプレミアムビールができるのであれば、このジョイントというのは、もちろん農業の皆様の生産がキーになるわけですから、その収穫においては、やはり秋口、ちょっとことし、11月の頭の収穫祭、寒い、雪が降っている、また、本当に外でやるイベントにしては、ちょっとやはり時期的に厳しかったと思いますので、もし本当に可能であれば、9月もしくは10月、ドイツではビールのイベントとして、もう皆様、世界的にも有名な、ミュンヘンのオクトーバーフェストがあります。これはもちろんドイツビールを使うということで、国内においてもそういった制限が多様な中、上富良野にはサッポロビールさんという協力的な企業が点在しています関係で、このまるごとプレミアムビールがございます。おいしい豚肉もあります。名前こそはまだ仮称ですけども、オータムフェストでも何でも構いません。ぜひ二つのイベントを集約し、町内外のお客様が楽しめるような催しをやっていただければと思います。もう一度最後に町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

ことしの収穫祭の時期を定めるに当たりまして、いろいろ諸条件を検証した中で決めさせていただいたわけですが、まず私といたしましては、多くの町民の皆さん方が気持ちに余裕を持ってお集まり、参加していただけるような時期、さらには、収穫祭でございますので、少しでも多くの農産物が集約できる時期、さらには、農業者の方々がほっと一息つけるような時期、そしてさらに、お天気にかかわらず、温かいところで、室内で存分に楽しんでいただける、そういったもろもろのことを勘案して組み立てをさせていただきました。

さらに、今お話のような、今度は新たなメニューも加えるということになりますと、どこが一番ベストな時期なのかということもこれから検討してまいります。いずれにいたしましても、できれば、欲張りですが、その全てを満足できるような時期を設定して、さらにそういったバリエーションが豊富な、そういう中身の収穫祭を、ましてや120年を記念する年になりますので、そういう努力を続けてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、2番岡本康裕君の発言を許します。

○2番（岡本康裕君） 向山町長、3選、当選おめでとございます。

それでは、私は、さきに通告しました二つの項目について質問をさせていただきます。

一つ目、市街地の活性化について。

今回については、駅前を中心とした活性化及び整備についてお伺いいたします。

かつての上富良野町の中心としてにぎわいを見せていた駅前を中心とした一帯は、今は空き地が目立ち、また、商店も少なくなっている現状にある。

今までも商店街再開発、駅前再開発基本計画など、さまざまな思案がなされてきたが、具現化することなく今日まで来ている。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

(1) これからのまちづくりにおいて、駅周辺をどのようなとらえ方をしていくのか。

(2) 鉄道で訪問される方々にとって、駅は玄関であり、そのまちのイメージにもなるが、観光の観点から、駅周辺はどのような位置づけだと考えているのか。

(3) 平成28年度の町長の執行方針で、新たな複合的機能を有する拠点づくりが重要と表されていましたが、駅周辺はその候補の一つに挙げられているのか。

続きまして、2項目目、十勝岳の避難用シェル

ターについてお伺いいたします。

平成26年の長野県御嶽山の大噴火や、昨年の鹿児島県口永良部島の大噴火は、活火山、十勝岳をいただく我がまち上富良野町においても他人事とは思えません。

隣町の美瑛町には、最近、シェルターが新設されたが、上富良野町側にはまだ設置されていない。

平成26年度の決算特別委員会において、美瑛や十勝岳裏側の新得町とも要望活動をしていく旨の発言があったと記憶しているが、その後の活動内容と今後の展望をお伺いいたします。

どうぞよろしくお祈りいたします。

**○議長（西村昭教君）** 町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）** 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの、市街地の活性化に関します3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目と2点目につきましては、駅周辺のとらえ方、位置づけに関する御質問でありますことから、関連があることから、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり、駅及び商店街も含めました中心市街地の整備に関しましては、町民や地域の方々、関係諸団体にも協議に参加をいただき、幾度となく基本構想や基本計画が策定され、一部事業実施に向けた本格的な議論も行われましたが、市街地中心部の歩道や中央コミュニティ広場など、部分的な整備は行われたものの、構想に描く事業の実施につきましては、予算や地域内合意など、さまざまな事情から、それぞれ断念し、現在に至っている経過にあります。

また、駅はそのまちの顔でもあり、玄関であると思っておりますが、今日までの経過も踏まえ、駅周辺整備を核とした大型プロジェクトによる活性化策は、客観的に判断いたしますと、大変難しい状況であると感じているところであります。

一方、議員御発言にもありますように、観光振興の観点から、一定の駅前整備は重要なポイントであることは私も同感でありまして、本町にお越しいただいた方々に対し、よいイメージが発信されるよう、環境美化など、必要な整備について、今後、JRも含め、関係者との意見交換を通じ、まちとしての必要な役割を果たせるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の複合的な機能を有する拠点づくりについてであります。本町の潜在力を最大限に発揮し、地域の活力創生を図るための拠点づくりは、多くの町民も待望しており、大変重要な課題ととらえており、本年度の執行方針においても、その思い

を述べさせていただいたところであります。

現時点におきましては、構想づくりに着手する準備段階にあり、整備予定地などについては白紙の状況であります。

今後、構想の実現に向け、広く町民や関係者の御意見をいただき、構想づくり作業にも参加していただくことなども想定しておりまして、ぜひ皆様の御理解、御協力をお願い申し上げるところでございます。

次に、2項目めの、十勝岳の避難用シェルターに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、御嶽山の噴火を踏まえ、多くの登山客に親しまれている十勝岳におきましては、登山者の安全確保のため、シェルター整備はぜひ必要ととらえており、平成26年11月に北海道及び美瑛町とともに、登山道が国有林、さらには国立公園内にありますことから、国の事業として実施されるよう、中央要望を行ってきたところであります。

その後におきましても、道内には24時間常時観測火山が十勝岳を含め九つあることから、北海道が中心になって国へ働きかけていただくよう要請するとともに、本年9月に行いました活動火山対策連絡会議による要望においては、要望項目に本要望を盛り込んだところであります。

また、機会をとらえまして、国の機関や地元選出国會議員等に対し、必要性を伝えさせていただいておりまして、十勝岳は本町にとり重要な観光資源であり、安心して登山ができる環境整備は避けて通れず、引き続き十勝岳の砂防事業や避難小屋整備などとあわせて、実現を目指し、要望活動を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**○議長（西村昭教君）** 再質問ございますか。

2番岡本康裕君。

**○2番（岡本康裕君）** ただいま答弁いただきました。

駅前ということで、過去に何度となく、こちらにいらっしゃる先輩議員、OBの方初め、同僚議員の方からも質問が多数出ていた、過去を調べるとそういう実情がありますが、私、平成12年3月からということで、都市計画マスタープランということで、過去、そういったことで、まちづくりというか開発の部分で何か事業をやられていたときに参加させてもらいまして、今から十五、六年前ですけども、先ほどお伺いした駅をどう見るかということで、非常に悩んだ結果、JRで来る方に対しては玄関なのだけれども、車で来る人にとって、果たして玄関なのかという、そういう論争とか話し合いも

中にはしては、今、行政は、町長おっしゃるように、玄関口ということで今回認識をさせていただいている次第ですが、都市計画マスタープランのサブタイトルが、「どうしようもなく上富が好き」という、すごいそのままのストレートなサブタイトルだったもので、その当時は一生懸命やらせていただきました。

それで、駅前については、およそ三つぐらいのことについて提案というか、お聞きしたいことも含めて三つありますが、一つ、大型プロジェクトはきついでということで、大規模な改修や再開発等々はきついでということだろうと思うのですが、観光振興計画や商業振興計画もつくって、少しずつ実を結んでいることもあります。

そういった中で、一つ目は、新規の出店者に対する補助制度とかもありますので、駅周辺を特区と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういったところに出店する人にとって、今までよりも有利な内容で補助金等をつけるというような、そんな考えもあるのかなと僕自身は思っておりますが、そういう考えはないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の、駅前周辺に対します考え方についての御質問にお答えさせていただきます。

都市マスタープランができた当時、実は私も議員として経過を感じていたところでございますが、非常に壮大な夢でありました。当時、振り返れば、国の経済状況も、あるいは地方の経済も非常に右肩上がり、実現できると、そんなような印象を私も持った1人でございます。

その後、大きく経済状況等、諸般が変わりまして、今日になっているわけでございますが、いずれにいたしましても、岡本議員から、鉄道を利用される方については玄関だけれども、車の方についてはどうかというようなこともありましたけれども、いずれにいたしましても、上富良野に来られる方の一つの玄関口であることは、これは紛れもないことでございますが、どのような形をもって駅前というものにハリを持たせるか、あるいは花を持たせるかということは、一朝一夕になかなかできるものではないでございますが、ただ、今、議員からお話ありましたように、エリアとしてどういうふうに着ていくかということになりますと、これは私ども一行政が主導して、なかなか得る、それは過去の歴史を見ればおのずとわかりますが、やはり地域として、民間の方々の力と行政とが一つになってなし得ることは可能だと思いますが、そういった環境がづく

るかどうかが、それらについては、少し時間を置いて、その中を議論していかなければ、そう簡単に方向づけができるものではないと。ただ、そういうことに気持ち一つになったときに、行政が応援するということは、これは当然すべきでありますので、そういう御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） まさにそのとおりでございますが、行政が一方的に進言しても、関係各機関なり、受け入れる町民側といえますが事業者側がその気がないのであれば、つらい結果がもたらされるのではないかなということだと思います。それは同感でございます。

あと、空き地等々、例えば行政が借り上げて、そこで、例えばにぎわいテントの横で建築士会の方々がボランティアでイルミネーションなどをつけたりしているのが、冬、やっていますよね。それを、駅前の空いた土地を借り上げて、協働という形で、行政、それからそういった諸団体、若者団体でもいいですし、例えば今やられている人材育成アカデミーの方々と手をとってという形もできるのではないかななどと思っておりましたが、そういったこともやろうと思えばできるのだと思いますが、そういった要請があった場合、行政はそういった要望には応えていくのかどうか、お答えください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ関係者の方々が思いを持って、新たな魅力づくり等に対しまして思いを持たれていることに対しましては、これはまちが応援する、あるいはまちも一緒になって実現していくということは、これは100%、そのように向かうべきだというふうに考えております。ぜひそういう熱い思いを聞かせていただければ、私どもとしてもありがたいというふうに感じるところでございます。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ありがとうございます。

あと、駅前にあります、ちょっと勉強不足でわからないのですが、倉庫がありますよね。あんなものも、ほかのまちは活用していたりもしますし、そういった、お金はかかるのですけれども、大型プロジェクトではなくても、そういったところで工夫するというのも少しできるのかなと僕は思っていていたり、若いころ、参加させてもらったときに考えていたのですけれども、同僚議員に聞いたら、実際、使っているということなので、ちょっとそこら辺は難しいかなと思っはいるのですが、そういったような既存の建物だったりを活用する



というような考えも今後出てきた場合は、お互い一緒にやっていくというようなことでよろしいかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のような、そういうアイデア、あるいはそういう御提言があった場合には、例えば所有者の方々との折衝の窓口役を務めさせていただくなど、そういった、むしろ行政が前面に出ることでスムーズに進むものもやっぱり中にはあるかと思えますので、餅は餅屋で、役割を果たしていけるものについては積極的に取り組みをさせていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） それでは、(3)新たな複合的機能を有する拠点づくりということで、回答いただきました。今のところ白紙だということですが、町長の執行方針を読んでから、私なりにといいますか、どういったところが候補地として上がるだろうかということで、いろいろ自分なりに考えてみた次第なのですが、例えば駅前もそうですけれども、駅裏の駐車場を含む広い土地だったり一つ上がるかなど。例えば日の出公園もあるかなど。複合的施設ですので、駐車場が多くないとだめかなど。防災も機能も含めるみたいなことを町長は語られていたので、そういったところで、幾つか町長が思うところなどというのは、言える範囲でお願いしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の、複合的施設についての点についての御質問にお答えさせていただきます。

現在申し上げられるものは、本当に限定的でございますけれども、私の思いとして受けとめていただくことがいいかなと思えますが、議員からお話ありましたように、どうしても外したくない機能、防災機能、これは外したくないなと思っております。それから、上富良野の産物の情報発信、観光情報の発信、これらの機能も、これは外すことができないなと思っております。あわせて、防災機能と連動いたしますけれども、私の思いの中では、現在、富原にあります農産物加工施設がございますが、ここが非常に機器も古くなっておりまして、施設も非常に老朽化しているというようなことから、そういった特産品、あるいは特産物を町民の皆さん方が、事業用ではなくて、そういった施設を活用して、関心を持ってもらうような、そういう役割も、研修施設と申しませうか、これも外せないなと。それはなぜ

かという、不幸にもそこが防災拠点として機能を発揮せざるを得ないときに、そういったところが炊き出し拠点に利用できるようなことも想定できますので、そういったことを考えますと、余り中心部から距離があるところというのは、これはちょっとそぐわないなというようなことから、どういったところがいいかということは、具体的にまだ構想も持っておりませんが、候補地となるようなところは、これはイメージの中ではありますけれども、これは多くの皆さん方から御意見をいただいた中で、いつかの時点で決断をすると、そういうことになるのかなというふうなことしか申し上げられません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） 思いを今聞かせていただいて、再認識したところでありますが、答弁にもいただきました、複合施設に関しての情報の共有でありますとか、協働と参画もうたっていますので、そういったタイミングというのは、いつごろがめどといいますか、それが3年後なのか5年後なのか、10年後みたいな遠くにはならないかなどは想像していただけますけれども、その辺、語れるのであれば、町長からお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御案内のように、実は総務課の中で、地域活性化室が既に立ち上がっております。そこで、あるいは産業振興課も含めて、全課横断的に、そういった前作業を現在もう既に着手しておりますので、ぜひ29年度の中で、少し具体的な検討をする組織と申しましょうか体制と申しましょうか、そういったことをさらに少し役場を超えて、町民の皆さん方、組織も含めて、議論に参画していただくようなことに、29年度には入れるかなというふうに、そこから、いつをゴールにするかということを決めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） この点の質問に対しまして、最後の質問になるかと思えますが、こういった駅前のみならず、駅周辺も含めて、5総はもうそろそろ終わりに近づいているということで、今度、6次総合計画等々入ってきますけれども、そういったところに組み入れるようなことになるのかならないのかだけお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまお答えさせていただいております複合的

機能を持った施設につきましては、6次総の中でも早期に実現できる位置づけにしていきたいと、そんなふうに思っているところがございます。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） 続きまして、シェルターの件について、3点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目は、今、要望活動を鋭意されているということで回答いただきましたが、それまでの間、既存の山小屋を強化するという、今、5万円ぐらいでしたか、多分予算づけとしては、管理費ぐらいだったかと思えますけれども、そういったところを強化する考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の、十勝岳の安全確保に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のように、避難小屋につきましては北海道のものでございまして、まちが主体的に対応できるものでございませぬので、以前から北海道に対しまして、避難小屋の窮状を訴えております。非常に老朽化しておりまして、早期に改修してほしいということで申し上げておりますが、なかなか実現に至っていないのが現実でございまして、粘り強く要望しております。山岳会などの皆さん方が本当に献身的に維持してくれているのです。そういったことも北海道にお伝えしておりますので、これからも粘り強く要望してまいります。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ありがとうございます。

2点目、要望がかなって、仮に予算がついた場合なのですけれども、シェルターの建てる位置だとか規模だとかというのは、手元に練った案があるのかどうか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 2番岡本議員の御質問にお答えいたします。

まちにおきましては、先ほど町長から答弁させていただきましたように、平成26年の秋に中央要望させていただいております。その折につきましても、両町において、美瑛町は今、望岳台のほうに、ああいう登山口と申しますか、そこでのシェルターというものができ上がっておりますけれども、上富良野町が要望しておりますのは、雲仙普賢岳の状況を踏まえた中で、登山道の中に必要なシェルターというようなものを要望させていただいております。当時の要望の中では、上富良野町内における登山道のエリアに4カ所ほどの、火口からの距離等を踏まえた中で要望をさせていただいております。それぞれ稜線の地域、それから三段山の山頂付近という

ようなことで、3カ所、それぞれ登山道ですとか、登山客の大体の入り込みの状況等を踏まえた中で、場所、場所に応じて、20人規模が避難できるような施設であったり、60人程度が収容できるような施設、30人程度が収容できるような施設ということで、登山道の4カ所にぜひというような要望をさせていただいているところであります。

○議長（西村昭教君） 2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ありがとうございます。

最後になりますが、登山者の安全安心を確保するため、シェルターのみならず、何かほか、安全策として考えていることがあればお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 2番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

登山者の安全確保につきましては、御嶽山の事案を受けまして、早急にまちといたしましては、まず登山口の要所要所に安全を確保していただくような啓蒙、さらには、記帳していただくことの徹底、さらには、各施設に登山者用のヘルメット、これらも民間の方から御寄贈いただきまして、整備をさせていただいたところございまして、究極は、やはり申し上げましたように、登山道にシェルターがあることが望ましいというようなことで、これからも粘り強く訴えてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） よろしいですね。

以上をもちまして、2番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

これにて、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

---

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問に続き、午後から、11番米沢義英君の発言を許します。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問いたします。

第1点目は、医療福祉施設の一体化整備についてお伺いいたします。

北海道新聞の報道では、町長の3期目の重点施策として、まちにおける課題への取り組みについての取材の中で、町立病院、特別養護老人ホーム、病院の老人保健施設の一体的な構想のあり方があるという方向性を示しました。この点についてお伺いいた

します。

今後、消防施行令の一部改正に伴い、病院は、面積にかかわることなく、スプリンクラーの設置が義務づけられ、猶予期間として平成37年6月までとなっています。この点について、どのように対応されるのか、お伺いいたします。

病院には、入院者がおりますので、安全が第一であり、早急な対策が求められると思いますので、見解についてお伺いいたします。

二つ目には、町立病院の改築をし、病棟、老人保健施設、特別養護老人ホーム等の一体的な複合的な機能を持ち合わせた施設として、今後、整備をしようとしているのか、その構想があればお伺いいたします。

三つ目には、町立病院の改築となれば、当然、時間も必要となります。

また、同時に、用地や財源の確保に対応した検討委員会の設置も必要となると考えています。

さらに、ラベンダーハイツ等の今後の維持管理等がどうなるかということも懸念されます。

どちらにしても、多くの問題、課題を含んでいる以上、この点について、今後の町長の見解、対応についてお伺いいたします。

二つ目には、富良野線の維持存続についてお伺いいたします。

JR北海道では、赤字経営が続く状況の中では、今後、路線の維持存続が困難だと表明し、10路線13区間については廃止、あるいは上下分離方式という案を打ち出しました。その中には富良野線も対象となっていることが明らかになりました。

しかし、今、この富良野線においても、多くの方が利用するというのが実態であります。車社会という現状の中で、列車に乗る方が少なくなったとはいえ、通勤、通学、通院などで利用されている方がまだいます。また、近年では、海外からの観光客も田園風景を楽しみながら列車を利用するという方もふえるという状況の中で、大切な基幹的な路線であり、仮に廃止ともなれば、北海道や地域経済、住民にも大きな影響を及ぼすことは明らかであります。富良野線の維持存続は困難との発表に、多くの自治体関係者や住民が不安に感じるのも当然ではないでしょうか。

JR北海道においては、路線維持のために、この間、どのような経営努力をされてきたのか、こういった点でも情報の公開が極めて不鮮明であり、当然、住民にとっても納得できる説明がされていないという思いはあるのではないのでしょうか。

このことを訴えて、次の点について質問いたします。

富良野線は、住民や関係自治体にとって、なくてはならない交通機関であり、まちは路線維持存続のために、各自自治体や国、北海道などの関係機関との連携が一層必要になると考えていますが、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

二つ目には、JR北海道からの路線維持のための具体的な計画案、素案らしきものが上富良野町に示されているのか、この点についてお伺いいたします。

次に、国保税の引き下げについてお伺いいたします。

上富良野町の国民健康保険の加入状況は、平成27年度で1,656世帯、2,958人となっています。この加入者の多くは、所得の少ない世帯であると同時に、多くの自営業者が含まれるという状況であります。

国はその状況を踏まえて、低所得者に対する軽減措置として、市町村に財政支援を実施するということを決め、もう既に国保支援金が交付されるという状況になっています。

国保支援金は、2015年度で、国において1,700億円、2016年度においてもほぼ同額が措置されたと聞いています。

また同時に、上富良野町には約2,600万円が2年間にわたって交付されているという実績があります。

その活用方法としては、国民健康保険税の引き下げに活用してもいいという文書があります。まちにおいては、その支援金を活用して、高いと言われる国民健康保険税の引き下げを直ちに実施すべきと考えますが、この点についての町長の答弁を求めます。

次に、中学校までの医療費の無料化について伺います。

上富良野町においては、生活困窮者を対象にした医療費の無料化枠の拡大を実施、きのう、条例が提案され、可決されました。施策の一環として大切であると考えます。

しかし、子育て中のお父さんやお母さん方からは、医療費の無料化を中学校まで拡大できないのかという声のほうが要望多数という状況であります。ある方は、子どもが体調を悪くし、すぐ病院に行き、そして検査をしなければならぬ。また同時に、薬などをもらおうと1万円を超えてしまう。ある方は、子どもが体調が悪くなって、費用負担のことを考えるときに、受診を控えようと思うけれども、そうもいかない。子どもの体調のことを多くの人たちが負担で悩むという現状はあります。子育て中のお母さんは、多くの費用負担に悩まされている現状

です。今、上富良野町に求められているのは、こういったところに対してきっちり支援することではないでしょうか。

また、費用負担が軽減されれば、1人でも子どもを多く産みたいという声も、さまざまな声があります。これは決してわがまま、勝手なことと言い切ることはできないのではないのでしょうか。自然なことであり、当然なことではないのでしょうか。

日本国憲法第25条では、健康で文化的な最低限の生活を営む権利がうたわれています。中学生までの医療費の無料化拡大をすれば、生活が大変な世帯にもその恩恵があるわけですから、この点を十分考慮して、今後、どのようにされるのか、まちの見解についてお伺いいたします。

次に、中学生の指定ジャージの無償給付についてお伺いいたします。

私はこの間、中学生の指定ジャージの無償給付について質問してきました。しかし、就学援助の拡充や、部活動など、スクールバス運用の拡充を行っている、現在は考えていないという教育長の答弁であります。

今、一部の自治体では、指定ジャージを入学のお祝いとして給付する、あるいは、教育費の保護者負担軽減のために、給食費や進学するための学費の給付制度を設けるなど、多様な保護者の負担軽減策をとるという状況になっています。

今、多くのまち、自治体でも、貧困問題が盛んに叫ばれるようになり、こういった点でも、負担軽減というのは当然ではないのでしょうか。

日本国憲法第26条には、教育を受ける権利及び義務教育の無償化がうたわれています。このことを考えれば、十分検討に値するものだと私は考えます。

以上のことを述べて、町長及び教育長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、医療福祉施設の一体化整備に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のスプリンクラーの設置についてですが、平成25年の福岡市の診療所火災で、死者10名、負傷者5名と、多くの死傷者が発生しましたことから、平成28年4月から、スプリンクラーを入院機能のある病院及び診療所に、原則として延べ面積に関係なく設置が義務づけられました。

スプリンクラーの設置につきましては、既存の病院などは平成37年6月まで適用を猶予されておりますが、現在の町立病院への設置につきましては、

病院の全体に設置する必要がありますことから、その工事費用について、おおむね2億円弱が見込まれていることとあわせ、工事期間も約6カ月を要し、診療、入院と、全てにわたり支障を来し、病院運営に大きな影響が生じることが想定されております。

御承知のとおり、町立病院は昭和54年12月に建設され、築37年を経過していることから、老朽化に加えて、病室やトイレ、外来診療室の中待ち合いの配置など、現状では患者さんのプライバシー保護の対策も十分ではなく、快適な医療環境が確保されていない状況にあり、これらのことを踏まえ、現在の町立病院へのスプリンクラー設置は無理があるものと認識しております。

次に、2点目の町立病院の改築と、3点目のラベンダーハイツの維持管理の御質問につきましては、関連がありますことから、一括してお答えさせていただきます。

町立病院は、外来部門と一般病床44床と、医療機関併設型の介護療養型老人保健施設28床を病院と一体で運営しており、ラベンダーハイツは入所者50名、デイサービス25名、ショートステイ10名の規模で運営をしております。

ラベンダーハイツは昭和59年建設で、築32年を経過しており、市街地からも遠く、町立病院との距離も2キロあり、また、個室化等の整備も行っておりません。

医療施設と福祉施設の一体的な整備に関しましては、大きく2点について、十分な検討が必要とらえておりまして、1点目といたしまして、ハード面におきましては、現在はラベンダーハイツ入所者の定期的診察の健康管理については町立病院の医師が出向いており、また、急変時の救急車の利用など、搬送の時間的なロスについてもネックとなっております。これらの不安除去等も必要と思われま。

また、医療施設と福祉施設の併設につきましては、同一建物内では、並列型、積層型、混在型、また、同一施設内では、分棟型、併設型などがあり、機能的な施設配置が期待できるものであります。

2点目は、ソフト面における人的資源の有効活用であります。将来、町立病院の医師や看護師、医療技術者などのマンパワーが、町内全体にとりまして重要な医療資源となることが想定されますことから、医療と福祉の一体的な整備を図ることにより、医療従事者と福祉従事者の連携も強化されまして、マンパワーの活用や、患者さんや入所者へのサービスの向上も図られるものと思われま。

これらのことにより、町立病院の診療体制や病床数などの規模につきましては、平成27年7月に北

北海道が定めました北海道地域医療構想策定方針の動向を見極め、また、ラベンダーハイツの規模や配置などにつきましても、今後、総合的見地から検討を行い、平成31年からの第6次上富良野町総合計画において位置づけが必要と考えているところであります。

いずれにいたしましても、本構想の具体化に向けては、議員御質問にありますように、用地、財源等、多くの課題を内包しており、検討委員会等の設置も当然必要になってくるものと推察しております。

なお、ラベンダーハイツの今後の維持管理に関しましても、現状分析を含め、安定的な経営が図れるよう、一定の方向性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、J R富良野線の維持存続に関する2点の御質問についてであります。関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、J R北海道が単独では維持することが困難な線区として発表した10路線13区間に富良野線が含まれておりますが、富良野線は、通勤、通学、通院など、多くの地域住民に利用されている生活路線として、また、ノロック号の運行など、多くの観光客にも利用されている地域振興路線として、いずれも大変重要な路線であり、将来も含め、廃止などは全く考えられないものと受けとめております。

J R北海道からは、7月29日に発表した持続可能な交通体系のあり方、また、11月18日に発表した単独では維持困難な線区について、当町へ概要説明がりましたが、内容的には、具体的な計画や方法などについては白紙であり、今後、関係自治体等と協議をさせていただきたいとのことでありました。

私といたしましては、そもそもJ R問題は、北海道全体の公共交通ネットワークのあり方について議論されることが前提であるべきと理解しております。現段階において、一自治体として個別の協議に応ずる考えは持ち合わせていないところであります。

北海道におきましても、北海道全体の課題として検討チームが設置されており、今後の推移を見守ってまいりたいと考えておりますので、現時点で今後の対応について町民の皆様へ情報提供する状況でないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目めの、国保税の引き下げに関する御質問にお答えさせていただきます。

国から交付されます保険基盤安定負担金は、保険税負担能力の低い低所得者層の加入割合が高い国民

健康保険者に対し、保険税軽減相当額について公費で補てんする制度であり、国保税の引き下げを目的としたものではないことを御理解賜りたいと存じます。

本制度に基づきまして、まちにおきましても、今年度、1,532人の低所得者に対しまして、保険税の2割、5割、7割軽減を実施し、総額7,504万円を軽減させていただいたところであります。

次に、4項目めの、中学生までの医療費の無料化に関する御質問にお答えさせていただきます。

中学生までの医療費の無料化につきましては、本定例会において、乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部改正について上程させていただいておりますが、まちといたしましては、子育て世帯における低所得者世帯に対して支援するため、平成29年4月から、市町村民税所得割非課税世帯に対し、中学生までの通院、入院に係る医療費について、全額助成を行うよう改正いたしました。

本制度は、子どもの成長過程において、所得状況などの家庭環境により、子どもの疾病の早期発見、早期治療に支障を来すことのないよう、医療費負担の軽減を図り、子どもの健康づくりと子育て支援を拡充させていくものであります。

御質問の、中学生までの全ての子どもの医療費無料化につきましては、これまでも申し上げておりますが、統計的にも中学生からの医療費は急激に低下している状況にあります。

しかし、その中でも、特に支援が必要な子どもに対しましては、各種公的制度等で補完されておりますことから、まちといたしましては、健康づくり推進のまちとして、子どもたちの健康増進を図るため、子育てステージの各分野において、必要に応じた切れ目のない支援策を講じることが重要と考えておりますことから、中学生までの全ての子どもの医療費無料化につきましては想定していないことを御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の5項目めの、中学生の指定ジャージの無償給付に関する御質問にお答えいたします。

学校での教育活動に要する費用のうち、学習指導上で授業などに用いる教材で、個人に帰属する経費につきましては、保護者に負担を求めているところであります。

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対しましては、新入学用品、進級時学用品、学校給食費の援助のほか、平成24年度から、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費を就学援助の対象に加え、支援の拡大を行うとともに、昨年度からは

中体連の大会以外の部活動にもスクールバスの利用範囲を広げ、保護者負担全般の中で軽減を図っているところでございます。

今後におきましても、現在の支援策を継続しながら、保護者の教材費などの経済的負担軽減について、研究、検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 質問いたします。

医療、福祉の一体化整備についてお伺いいたします。

まず1点目には、町立病院へのスプリンクラーの設置の件についてお伺いいたします。

平成37年の6月までという形で設置の猶予期間があるということを述べられております。義務化になったかというふうに思います。

ただ、この答弁書によりますと、現在、工期等、入院されている方のことを考えた場合に、大きな支障があるという形で、難しいという形になっております。

そうしますと、このまま放置されるのかということが問題になるかというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の、病院のスプリンクラー設置に関します御質問にお答えさせていただきます。

議員からただいま御発言ございましたように、診療、入院を維持したまま、現在の施設を維持したままの中で、スプリンクラーの設置工事を仮に実施したすと想定しますと、全館にわたるものですから、入院体制、あるいは診療体制に非常に支障を来して、それがひいては病院経営にも大きな影響を及ぼすというようなことで、なかなか現在の病院の施設の中に追加工事をするというのは難しいのではないかなというように意味でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、このままいくということで、特にこの点になりますと、義務づけられているけれども、それはやらないということになれば、どうなのですか、反することになると思うのですが、そこら辺は問題があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、義務化されたものを逃れるというような想定は毛頭ございませんので、当然、安全策を講じる、どういう方法をもって講じるかとい

うことの検討になろうかと思えます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、恐らくそこまでは考えていらっしゃるのかなという、この答弁を読みますと思うのですが、具体的にもしも仮にスプリンクラーを設置しないとした場合の安全策というのはどういうふうに位置づけになっておりますか。一般的な防災マニュアルに基づいた、それではなくて、きちっと具体的な対策をとれるような、そういった個別の対策というのも当然必要になるかというふうに思いますが、その点はどうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、現在の施設をそのまま病院として存続させる、利用していくということになりますと、当然、心配事がどうであれ、設置を免れるものではございませんので、現在の病院の施設を維持した中でスプリンクラーを設置するという事は非常に投資効率、投資行政効果を考えると、非常に難しいというような意味で御理解いただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私が聞いているのは、投資効果云々ではなくて、それにかわるようなきちっとした安全対策がとられるのかということを知っているのですよ。そこをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、私のお答えしている意味をそのまま受け取っていただければよろしいかと思えますが、37年6月まで猶予されておりますスプリンクラーの設置を、現在の病院をそのまま生かしていくということにおいては、これは、もしそういう前提を持つとすれば、スプリンクラーは設置することになります。しかし、そういう形が、果たして将来を考えてみたときにどうかということも一方では私の中にあるということでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、一体的な取り組みという形の中で、平成31年から6次の上富良野町総合計画における位置づけが、一体的な整備構想の取り組みを実施するとすれば、位置づけることが必要だというふうに書かれております。

そうしますと、書かれているだけで、やるともやらないともいうふうな表現にはとられないのですが、これはきちっと位置づけるという形で受けとめていいのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

方向づけを、今後、第6次総合計画の中で位置づけ、方向づけをしていきたいということでございますので、今の現時点において、どちらに方向を決めたということは申し上げる段階でないということをお理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 全体の文章を読みますと、こういうことは考えているけれども、きっちりと私の頭の中にはそれらしきものはあるけれども、きっちり決めることはできないということなのですね、これ、そういうことですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、さまざまな検討要素が、私の思い、一存で進むものではありませんし、そういったさまざまな御意見、御議論を経た中で、こういった行政施策というのは定められていくものでございまして、私としての思いはあったにいたしましても、それは今ここで申し上げて、そういうふうには理解されることによる誤解を招くようなことは申し上げられませんので、現段階では、先ほど申し上げましたように、私の思いとしては持っているものはありましても、多くの要素を加味した中で方向づけをさせていただきたいということでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） トップの方の意見というのは重みがあります。恐らくここの中でいろいろな検討をして位置づけるという方向で、もう既に検討委員会だとかいろいろ立ち上げて、進めましょうという形になれば、一般的な今までの動きを見ていけば、そういう方向で職員の方も持てる力を発揮できるのだというふうに思います。そこで町長がぐらりぐらりぐらり、どっちでもない、こっちでもないということと言っていれば、どっちつかずで、結局何もなさずに終わってしまうという形になるというのが一番問題なのですよ、町長。トップだから、その責任のもとで、しっかりとした指示を出せば、そういう方向に動くのではないですか、職員の方も。だから、そうなる、このスプリンクラーに対するかわりの安全対策も持ち得ていないということであれば、何をやるのかということで、はっきり私は理解できないのですが、この点、きちっと表明できますか、位置づけるという形で。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、認識の持ち方の根本的な部分がどうも違いかあるようでございますので、堂々巡

りのお答えは避けたいと思いますので、これまで申し上げてきたとおりでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何回言っても、なかなか町長、理解されないの、私は、少なくとも町長ということであれば、それだけの認識を持っておられて、一定の思慮深く物事を判断して、こういった一体的な構想というのを、あのインタビューに答えたのだと私は思っているのです。

今、話を聞いたら、思っているだけ、具体的な話については、いろいろな関係があるから、私としてはなかなか表明できる立場ではないというようなことであれば、ただインタビューに答えて、思っただけで突っ走ってしまうということになるのかなというふうに私は思うのですけれども、そんな無責任なインタビューに対する答えというものもないですし、また、将来にわたってまちをつくる責任者としての病院経営のあり方や安全を確保する点で、非常に不見識なことではないかなというふうに思うのですが、この点、確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、報道の一断面をとらえて、それについて私がさらにそれにつけ加えて説明をするというような性格のものと、報道というものは一部分である場合もあるでしょうし、あるいは報道側の思いも含まれる場合もあるでしょうし、それをこの議場で議論するというようなことは、私としては生産性のある議論ではないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町民の人たちは、思っただけとか、思いは大切だと思います。先ほど同僚の議員も言われたように、夢だとかそういうのは非常に大切だと思います。しかし、町長になれば、その夢のほかに、具体的に何をやるのかということ、やっぱり道筋をつけて、初めて認められるのではないかなというふうに思います。この点、時間もありませんので、何回も繰り返しますが、余り構想的なものというのは持ち得ていないということでよくわかりましたので、ただ、このスプリンクラーの設置義務があるということを考えれば、それなりの安全の担保というものがなければならぬということをお訴えしておきたいと思っております。

次に、富良野線の維持存続についてお伺いいたします。

富良野線の維持存続については、多くの住民が不安に感じています。なぜかという、この間、JR北海道に至っては、日高線の復旧工事が全然進まな

かったという問題や、また、ＪＲ北海道、分割民営化になったときに、基金という形の中で、その運用益から赤字分を補てんするという仕組みがとられました。しかし、金利の低下などによって、なかなか運用益が上がらないという形になってきています。

もう一つは、この間、ＪＲはいろいろな形で努力して、経営のための赤字を出さない努力をしてきたと言っていますが、町民や住民、道民にとっては、どう努力してきたのかということも一切わからないわけです。情報の公開がないわけです。

分割民営化後、住民に負担をかけていないのかということであれば、当初の路線から大幅にもう既に線路が減ってきていますから、そういった点でも十分住民に負担を押しつけて、バス路線への転換という形。

そういう状況の中で、やはり問われているのは、住民にわからない中で、一方的な赤字だから廃止するというのが、やっぱり私、問題だというふうに思います。

そこで、きょう、北海道新聞を読んでいましたら、１２日の富良野市の市議会で、単独では維持が困難と伝えられたＪＲ富良野線に関して、沿線自治体と協議を始めたところでありますという形で、能登市長が答弁しているわけですが、この点は、そういう方向で今いっているという形で確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １１番米沢議員の、ＪＲ問題に関します御質問にお答えさせていただきますが、きょう現在、ＪＲの存続に対します協議等についての富良野市さんからの打診なり動きというものは、現在のところ一切ございません。

○議長（西村昭教君） １１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君） そうすると、この新聞報道、能登市長が答弁したことについては、こういうことはないということで、もう一度確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私のところにはそういった問い掛けはございません。

○議長（西村昭教君） １１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君） それはそれとして、どちらにしても、関係機関や沿線で、やっぱり連絡協議会等、つくるかどうかは別としても、この問題にしっかりと向き合う環境をつくる必要があるというふうに思いますけれども、この点についてはそういう方向で今後検討されようと思しますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） まだまだ判断するには十分

な情報もいただいておりますし、北海道からの考え方もお聞きしていませんので、今ここで断定的に申し上げる段階ではない。ただ、私の思いとして、ＪＲをオール北海道として交通、鉄道の維持というのは、これは共通の願いでございますので、その点だけは申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） １１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君） どちらにしても、ある程度方向性が打ち出されました、それが確実なものかどうかという点で、私もよくわからないところがあります。いずれにしても、廃止か、あるいは上下分離方式という形の方向では進んでいくのだろうというふうに思っています。

そこで、そういう状況で進むということを想定しながら、いろいろな対応が求められているのだろーと思します。それは、国、道に対してのやっぱり支援策、あるいは自治体に存続を求められた場合、どうするのかということも含めた協議機関設置というのは、今後、見据えた中で想定されるものだというふうに思いますが、今後の動向いかんによって、今、わからないということで否定するのではなくて、そういう方法もあるのではないかとということの見解についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １１番米沢議員の、ＪＲ問題に関します御質問にお答えさせていただきますが、現在、むしろ米沢議員のほうが情報をお持ちのようございまして、私、それだけの情報を持ち合わせておりませんので、今後どういう展開になるか、今、北海道のほうからきちっと考えが私どものほうにいずれ示されてくるのかなというような状況にありますので、むしろ米沢議員のほうが情報をいっぱいお持ちのように、今承ったところでございまして。

○議長（西村昭教君） １１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君） いずれにしても、町長、この答弁の中にも書かれているように、基幹路線としてきっちり位置づけられて、多様な観光客もノロック号等に多く利用されていると。通勤、通院の方もいらっしゃるということで、この負担が重くかかるということになれば、やっぱり地方自治体の運営も思うようにいなくなるという課題もあります。やはり根本的には、こういった赤字路線を生み出した新幹線等の延伸等が、やっぱり大きな負担に、ＪＲ北海道の負担になってきておりますので、そういうものも含めて、ＪＲ北海道の責任、国、道の責任、費用負担、今後のあり方、やっぱりそういうものを積極的に行政としても訴えていく必要があ



るのではないかというふうに考えておりますので、この点、そういった認識を町長が持っていらっしゃるということで確認したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、基本的な考えというのは、冒頭の答弁でお答えさせていただいたとおりでございます。やはり住民生活、あるいは観光、産業振興等を考えますと、やはり特にJR富良野線の存続は抜きには考えられませんので、この点は崩すことなく、これからもしお話し合いの場だとか、あるいは協議の場が設けられたときには、しっかりと述べさせていただきたいと思っております。

あわせて、先ほども触れさせていただきましたが、こと富良野線だけが残ればいいというものでございませんで、これは函館から根室、稚内まで、全てオール北海道でネットワークというものが構築されて、初めて価値が生まれてくるものでありますので、そういう観点から私も臨んでまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） JR北海道は、この鉄道が公共交通機関の役割を担っているというところが非常に薄いということで、いろいろな検討委員会の中でも指摘されたという報道が耳に入ってきております。私も、別に特にこの富良野線だけを存続しろということではなくて、全体に物流、流通にかかわる、非常に経済にとっても大きな打撃を与えるものですから、オール北海道にかかわるやっぱり振興策や、あるいは地域自治体の振興策を考える必要があるというふうに思っています。

そのことを述べて、次、国民健康保険税の引き下げの問題についてお伺いいたします。

答弁の中では、1,532人の低所得者に保険税の2割、5割、7割軽減をしているという形の、実施しているのだということで答弁されております。総額7,504万円ですかね、という形になっております。

お伺いしたいのは、国が示した国民健康保険税の財政支援の拡充についてというところの文書があります。そうしますと、この横出しになっている部分、これが拡充部分として、今回、財政支援として、全ての自治体に来ているのだらうというふうに思います。ですから、私は、こういうお金があれば、これを活用して、負担軽減につなげる、これが必要だということを言っているのです。

まちの答弁では、確かに7割、5割、2割軽減に充てています。しかし、この充て方が問題なので

す。交付金、いわゆる一般財源、国からのいろいろな支援金を充てて、負担軽減に従来どおり充てています。その上に、今回は約2,600万円来ているわけですから、その部分を負担軽減に充てれば、さらに引き下げることが可能なのですよということで、国もそういう方向性を示しています。

ですから、私は、そういう財源を一般会計のかわりに、いわゆる持ち出しが減っているということで、要するに。ですから、軽減は名目上はなっています。しかし、実質、なっているのかということになれば、なっていないというのが現状かというふうに思いますが、このことを考えたときに、私は、きっちりと引き下げの方向に回すべきだというふうに考えています。

例えば上富良野町の所得階層別の世帯を見た場合に、8割以上が、やはり200万円以下の世帯で占められるという形で、約1,215名ぐらいの世帯の方が、平成27年度の決算では、そういう所得の少ない世帯で占められているという状況です。そのことを考えたときに、年金、わずか月額3万円で生活している人、4万円で生活している人たちがたくさんいるわけです。やはりそういうことを考えたときに、こういうお金を活用して、実質、軽減に結びつける、これが今、行政の仕事だというふうに思いますが、この点はそのようにお考えになりませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、多分、議員がお話しされておりますのは、保険者等への支援に充てる基盤安定負担金のことをお話しされているのかなというふうに思っておりますが、これらにつきまして、きちっと用途が、私ども国保を運営する保険者への支援分、さらには保険料の軽減者に対する補てん分、そういうような中で、ルールに基づいて用途を明確にしているところでございまして、平たく申し上げて、一般財源のような使い方では使えないような、そういう支援金というものは交付されている状況にないというふうに理解しておりますので、少し押さえ方が違っているのかなというような印象を持っていますのでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） どちらにしても、そういうお金が来ているということは明らかなので、決算を見ても、15、16と2,600万円来っていますから、その分を十分活用すべきだというふうに思います。この点、何回言っても、嫌だ、嫌だということで、一般会計からの繰り入れもしていません。大雪、旭川だとか美瑛だとか、広域連合でつくって

るところがあるのですが、こういうお金を使って、負担軽減を実際にやっている自治体が、数はそう多くありませんけれども、あります。そのことを考えたときに、やっぱりトップである町長の決断一つで、一般会計からの繰り入れも合わせながら、軽減ができるということを示しているのだろうというふうに思いますが、確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の、基盤安定負担金の仕組みについての御質問にお答えいたします。

実は米沢議員から御質問いただいております、保険税の引き下げに使えるという御質問をいただいておりますが、この保険基盤安定負担金というのは、あくまでも低所得者対策にかかわる国民健康保険税にかかわる軽減を目的として自治体に交付されております。

内訳としましては、議員発議のとおり、保険者支援分と保険料軽減分と分かれており、保険者支援分については、当町におきまして2,828万8,000円、今年度予算で特別会計にまちから繰り入れをさせていただいております。なお、保険料軽減分につきましても4,675万2,000円、町長が先ほど答弁を申し上げましたとおり、合計、合わせまして7,504万円を、実は特別会計のほうに繰り入れをさせていただいております。

その内訳としましては、国の財源、道の財源、まちも4分の1、公費補てんということで、財源を繰り出しし、特別会計に補てんさせていただき、なおかつ、それを低所得者の1,532人について軽減をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにしても、軽減対策を速やかにやっていただきたいというふうに思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

次、無料化についてお伺いいたします。医療費の無料化であります。

これは何回も質問しておりますけれども、なかなか首を縦に振らないという状況であります。

先ほどの中でも、お母さん方は中学校までの医療費無料化をぜひ実現してほしいという形の声が上がっております。まちはトータルでやっているから、子育て支援というのはそれに特化することはできないということで、今回、こういう形になりました。

しかし、1人でも、子育て、やっぱりこういう費用負担の軽減制度があれば、子どもを産みたいという方もたくさんいらっしゃるし、私はもっと、

ただ自分たちの思いだけではなくて、こういう人たちのやっぱり積極的な声を聞いて、負担軽減に生かす必要があるというふうに思いますし、また、そうすれば、別に低所得者対策という形でなくても、そういう人たちも全て網羅できる、こういった制度が中学校まで拡充されれば、あるいは小学校まで、通院、入院も拡充されれば、そういうことの恩恵が等しく受けられるのではないかなというふうに思います。先ほども言いましたが、憲法の中でも、国民は等しく必要最小限の生活を営める権利を受けることができるのだということを考えれば、こういう形の中でこそきっちりとした制度を、他の予防対策、子育て支援とあわせて、その一つの中にきっちり位置づけることが必要だというふうに思います。この点、確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度もこの件に関しましてはお答えさせていただいておりますが、同じ繰り返しになりますけれども、私といたしましては、やはりまち全体の行政運営を考えると、やはり適正な負担のもとに、広く町民の皆さんが等しく公平感を持って行政サービスを受けられる仕組みというのは、これは崩すわけにはまいりません。そういった意味で、負担が可能なところはそれぞれ負担をし、支え合いながら、他の行政サービスもなるべく公平に行き渡るように、そして、しかも、やはり負担することが困難だ、あるいは非常に御苦労されているという部分については、これまでも申し上げておりますように、しっかりと状況を把握して、支えていくということが行政運営の大前提だというふうに私は考えておりますので、そういったことをトータルで組み立てているということで、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 段階的に小学校まで引き上げる用意はありますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そうすることが可能かどうか、まだまだ検討を加える必要があると思いますので、今ここで即答する状況ではございません。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いつも歯切れの悪い答弁で、非常に困っているわけで、ぜひいろいろな形の中で、しっかりとまちの中を歩いていただいて、どういう思いで生活しているのかということをぜひ聞いていただきたいと思います。

次に、中学校の指定ジャージの問題ですが、前回は教材費の経済的負担軽減、研究、検討してまいり

ますというようなニュアンスのことを言われたかなというふうに思いますが、私は、この問題に対しても、確かにこの間、入学、進級など、就学援助に対するPTAとかクラブ活動費の支援強化されてきました。また、スクールバス等の利用拡充もされてきました。

また同時に、一方で、こういった指定ジャージに対する負担に対して、やっぱり保護者負担、教材負担の軽減の一環として、今回、自治体で進められている自治体がありますので、上富良野町としても、やはりこういったところに対する支援の強化というのが、今これだけ、他のものだけではなくて、新たに付け加えることが必要だと思いますが、この点、今後どのように検討されるのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

この件については、議員のほうからも言われていましたけれども、何度も質問していただいて、何度も同じようなお答えをしているところでございます。その意味では、もう少し前向きなことが言えたらいいなというふうな部分もありますけれども、原則論がございます。公費負担、私費負担の原則、これは法律で、先ほど議員のほうからも言われておりましたけれども、義務教育の無償化という中で、しっかりと今までの歴史を積み重ねている状況であります。

また、教育費の中のパイというのが、予算の枠というものはおおむね決まっております。どちらかを上げればどちらかを減額しなければならない、スクラップ・アンド・ビルドという言葉がありますけれども、一定の予算が決められている中で、いろいろな施策を新たに打っていくということは、どこか減らさなければならなし、まち全体で見れば、パイが決まっていますので、出れば、どこか減らすと、そういう形で予算が成り立っている。国の経済が非常にいい状態であって、ばんばん伸びているときであれば、いろいろな施策展開はきっと可能だなと思えます。

無償のジャージの給付について、だめだということは申し上げません。低減をできるということは非常に重要なことだなというふうにとらえておりますが、そういうもろもろの事情があると。予算、こちらをふやせば減るといふ部分で、そういう部分も、どれが一番今求められているものかというものをしっかりと見極めながら、教育費の中で必要と思われる分に重点を置く形で、保護者の負担の低減を図っていけるような対応を今後も続けていきたいと

思いますし、さらに研究して、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ研究、検討をしてください。機械的な話ではなくて、やはり本当に子どもたちがこの上富良野の中で成長できるような、そういう教育環境であったり、町政の運営であったりということが、今、非常に生活困窮する中で、求められていますので、その点、訴えて、終わりたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢議員の一般質問を終了いたします。

次に、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告してあります1項目3点について、町長にお伺いします。

国民健康保険制度の改正について。

平成30年度より国民健康保険制度が変わることにより、次の点をどのように考えているのか、お伺いします。

一つ、本町の国保加入者の所得水準が、管内町村の下位に位置づけとなっていますが、これについて、町長はどのように考えているのか伺う。

2、保険料、保険税は、現在との比較でどのように変わるのかを伺いたいと思います。

3として、保険者努力支援というのがありますけれども、平成28年、29年に特別調整交付金から支援されるとのことでありますけれども、まことに具体的な数値が、現在、この12月になって、その数値が示されているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険制度の改正に関する3点の御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から新たな制度に移行し、北海道が財政運営責任者となり、道内自治体の国保保険者で構成されます。北海道全体で国民健康保険財政を運営するため、全国に先駆け、本年11月1日に、平成30年度に向けての国民健康保険事業費納付金について、仮算定が示されたところであります。

まず1点目の、本町の国保加入者の所得水準についてであります。平成26年度決算に基づき公表されました北海道内の1人当たり医療費と所得の分布図におきまして、本町は全道の国民健康保険者の所得水準におきまして、全道平均値は上回っておりますが、上川管内におきましては平均値に達してい

ないところであります。

被保険者の所得水準につきましては、それぞれの市町村の職業別構成や、年金受給者割合などによって大きく変動するものと理解しており、年度により、その位置づけはさまざまであり、単年度の状況をもって特に判断を必要とするものとは思っていないところであります。

次に、2点目の、保険税の現在との比較についてであります。これまでは市町村単位で保険税の決定、賦課を行い、自治体ごとの医療費水準や年齢構成、所得水準等が勘案され、運営してきたところであります。

しかし、平成30年度からは、市町村は一定の基準を用いた案分方式による納付金を北海道に納付するため、各自自治体では納付金に必要な額について、これまでと同様に賦課、徴収することとなります。

また、保険給付費は、全額北海道から交付金として拠出されます。

北海道として、11月1日に仮算定結果が公表されましたが、今回の仮算定におきましては、本町の1人当たりの納付金による保険税必要額はマイナス0.5%と算定されており、制度開始の平成30年度の算定は、平成28年度分が算定基礎となりますことから、今回の仮算定は今後の議論のための試算として示されたものであります。

今後も納付金算定に当たっては引き続き注視するとともに、情報収集を図ってまいります。

次に、3点目の保険者努力支援制度についてであります。国では平成30年度から、約700億円から800億円の財政規模で実施する予定と伺っております。

前倒し分として、平成28年度、平成29年度の2カ年について、特別調整交付金の一部を活用し、財政支援するとのことですが、現在のところ、具体的な数値は示されていないところであります。

また、保険者努力支援制度の指標につきましては、保険者共通では、特定健診及び特定保健指導、糖尿病等の重症化予防等6項目、国保固有の指標といたしましては、保険税の収納率、医療費通知の取り組み等5項目が候補として評価されるとの情報がありますが、まだ具体的な指標は決定していないことから、引き続き情報収集に努めてまいります。

なお、本町におきましても、平成30年度、新制度移行に向けて、北海道の事務作業に対応して準備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 町長は、上川管内の平均

値に達していないどころか、下から3番目なのですね、町村の中では。所得水準が低いということが何を意味するか。今後、全道が一つの国保となったときに、現在の保険税でも厳しい状態になるのではないかと思うのですけれども、どう思っているのか、伺いたい。

また、現在の保険税の世帯主の構成割合が、給与世帯が39.28、営業9.28、農業が10.58、年金等が40.86となっている上富良野の現状を見ると、町長は、大きな変化はないものと、また、この状況の中であれば、この比率が変わることによれば、町村によっては大きな変化をするのではないかと書いてありますけれども、大きな変化は、現状のところ、この上川管内においても、構成比がそのように大きく変わる町村があるとは思われないのです、町村の中では。であれば、これが大きく変わるということはないのではないかと。

また、この中で言われている、2割の世帯で4割を見据えながら所得水準を押し上げていくとするならば、同僚議員も先ほど質問していましたが、我がまちの産業基盤と言われる農業、営業の所得が上がらないことには、十分な保険税の確保は難しくなるのではないかというふうにも思われます。所得の向上はもちろん一朝一夕にできるものではないことは我々も経験していることなのですけれども、いつまでたってもこの水準から脱しきれないような状況になったら、全道一円となったときにも厳しい状況に置かれるのではないかと思うのです。ほかの町村でも、町村からの繰り入れをしてどうにか間に合わず。

今問題になっていますけれども、やはり赤字を町村が補てんしているがゆえに、それを平準化するときに、かなり重い負担を強いることになるということも話題になっています。そういうことからしても、この水準から脱出するためには、このままの現状でよいと思っているかどうか。また、まちの経済にも大きく影響するのではないかというふうにも思っているわけです。今以上の所得の向上策を行わなくてはならないのではないかと思うのですけれども、年金受給者は国の制度上の変化で大きく変わっていくのではないかということが懸念されますし、給与所得者にしても、このまま上富良野のこの状態で、果たして、産業基盤が十分だとは言えませんから、これが大きく変わっていくということは考えにくいと思うのですけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もちょっと理解不足なのか、お尋ねの主語が、保険税なのか、まちの所得水準を述べられているのか、ちょっと私、どうも理解が十分できないのですが、所得水準が、この分布図の位置が下位にあるから、保険税の算定において有利、不利とか、そういうものは生じてきませんので、純粹に上富良野の所得の職業構成等を見たときに、こういう分布にあるということで、これによって何か影響を受けるというような認識は持っていないところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そのような中で、所得水準を押し上げられないと、納めていく健康保険税に対しても負担が重くなるということはないということですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えいたしますが、先ほど米沢議員のときに、ちょうどそういった御質問を受けまして、お答えしたとおりでございますが、そういった低所得者に対します税負担の軽減は、国において行われておりますので、この分布図から見て、その負担云々ということにはつながっていくものでないというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 上富良野はそのような状況の中であって、今の状況が豊かな状況だというふうに町長はとらえているというふうにとらえていいのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えいたしますが、この分布図からそういったものを導き出すものではないというふうに理解しておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 道のほうでも、この構成比率とかというのを出しているわけです。それらを見ても、大きな変化をしているというふうには考えられないわけです。非常にこれからの状況の中で、やはりこの水準を押し上げていくことが、自分としてはこのまちにとっても大事なことで、また、生活者にとっても大事なことなのではないかというふうに思っているわけです。

次に、この中で、構成比の中で、先ほども同僚議員が言いましたけれども、200万円以下の所得の構成が72%を占める国保の中で、現在、課税されているのが平均で11万1,698円というふうになっているわけですが、これは決して小さな数字だというふうには、この所得の水準から言えば

思うのですけれども、これでもこのまちは、言うように、豊かなまちだというふうに言えるのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この所得、産業の活性化をおしはかるような数字として私どもとしては受けとめておりませんし、冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、試算で仮算定の中でも、上富良野町の国保税の水準はマイナス0.5%ということで、全道の保険者百六、七十の中でも、私はベスト5に入るぐらいの、非常に適正な課税の水準にあるというふうに理解しております。特にここから何か、もちろん保険税は低くなるのが望ましいので、これは一方では負担感を軽減するための所得水準を、産業構造を強くしていくことは、これは一方ではわかりますが、まちの保険税のあり方、この分布図等から導き出されるものは、そういったものにつながるものではないというふうに申し上げておきます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 先日、11月1日に仮算定ということで出されている数字を見ても、ことしの平均税額よりも1万7,773円高くなっております。これらあたりがそのままいくというふうにはもちろん考えづらいものはあるのだろうと思うのですけれども、この水準で新しい保険制度に変わっていったときにも、まちはこのままで押していける、この数字でいけるというふうに思っているのでしょうか、どうでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の、国保税に関します御質問にお答えいたしますが、北海道が国保の運営者となっても、それぞれ各町村においては、従来の賦課、あるいは算定を行っていきますので、標準的なものは示されてまいります。それぞれ町村で、現在と申しましょうか、町村で運営している国保の基本は維持されますので、そのような御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 町が今、単独で行っている保健事業について、道は直接的に行う意思がないように受け取れるような発言が、前回の道の運営協議会の中で道が発言しているのですけれども、これは実際に、やはり道は直接的には行うつもりはないというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

---

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） では、質問を続行したいと思っておりますけれども、保険者努力支援については、まちは健康なまちづくりを掲げ、現在も十分に町民にアピールし、多くの貴重な財源を投入してもらっておりますけれども、努力支援にのらないとしたら、努力の成果が、今言われているこの中である5項目、それらあたりがこの努力支援の中にのらないとしたら、まちは今後も続けていかなければならない、我々も見ていて、やはり重要な課題だというふうに思うのですけれども、今後、これらあたりについても、どのような方法でこれからも続けるつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、多分、保険者のインセンティブに対する御質問かなと思いますが、これについては、国のほうから指標が示されております。全ての保険者共通のもの、あるいは国保固有のもの、これらについては指標として示されておりますので、これはこれからも制度がスタートしたあかつきにはしっかりと反映されていくものというふうに私どもは理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今の言葉などを受けて、今後、道の動き、自分も十分な資料を取りそろえるだけの調べがなかったというのは申しわけないというふうに思います。

今後、道の動き、まち側も町民にしっかりと伝えていくこと、また、町民の税負担軽減についても十分に積極的に道に働きかける、今言われているような保険者支援云々のことについても、十分にやっぱりアピールをしないと、通じていかなければ、言ったらあれだけど、全体の中にこれだけ大きな分布の中ですから、道もあのときに言っていたのですけれども、周辺部が中央を助けるような形になる可能性が十分にありますよと。そのことについては皆さんも声を上げてくださいということが言われていたけれども、それらをまちにもぜひお願いしたいというふうに思うことと、やはり町民が、町長が言われるような、本当にここに住んでよかったと思えるようなまちにするためにも、このことは大きな、重要な課題だと思いますので、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

#### ◎休会の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、12月15日から21日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、12月15日から21日までの7日間を休会とすることに決しました。

#### ◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局次長から報告いたします。

事務局次長。

○事務局次長（岩崎昌治君） 御報告申し上げます。

12月22日は本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年12月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 北 條 隆 男

署名議員 竹 山 正 一

平成28年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成28年12月22日（木曜日）



○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
追加日程第1 平成28年第4回定例会付託 議案第8号 上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例
- 第 2 議案第13号 日の出公園施設の指定管理者の指定について
- 第 3 議案第14号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第15号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第 5 発議案第1号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見について
- 第 6 発議案第2号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見について
- 第 7 発議案第3号 大雨災害に関する意見について
- 第 8 発議案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見について
- 第 9 発議案第5号 J R北海道への経営支援を求める意見について
- 第10 発議案第6号 議会懇談会実施に関する決議について
- 第11 閉会中の継続調査申し出について
- 

○出席議員（14名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中澤良隆君 | 2番  | 岡本康裕君  |
| 3番  | 佐川典子君 | 4番  | 長谷川徳行君 |
| 5番  | 今村辰義君 | 6番  | 金子益三君  |
| 7番  | 北條隆男君 | 8番  | 竹山正一君  |
| 9番  | 荒生博一君 | 10番 | 高松克年君  |
| 11番 | 米沢義英君 | 12番 | 中瀬実君   |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 西村昭教君  |

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

|            |       |           |       |
|------------|-------|-----------|-------|
| 町長         | 向山富夫君 | 副町長       | 田中利幸君 |
| 教育長        | 服部久和君 | 代表監査委員    | 米田末範君 |
| 農業委員会会長    | 青地修君  | 会計管理者     | 藤田敏明君 |
| 総務課長       | 石田昭彦君 | 産業振興課長    | 辻剛君   |
| 保健福祉課長     | 北川和宏君 | 健康づくり担当課長 | 杉原直美君 |
| 町民生活課長     | 鈴木真弓君 | 建設水道課長    | 佐藤清君  |
| 農業委員会事務局長  | 北越克彦君 | 教育振興課長    | 北川和宏君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 大石輝男君 | 町立病院事務長   | 山川護君  |

---

○議会事務局出席職員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 次長 | 岩崎昌治君 | 主事 | 菅原千晶君 |
|----|-------|----|-------|

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第4回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局次長。

○事務局次長(岩崎昌治君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上のとおりでございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 荒 生 博 一 君

10番 高 松 克 年 君

を指名いたします。

### ◎日程追加の議決

○議長(西村昭教君) 日程追加についてお諮りいたします。

本日、総務産建常任委員長から議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例についての委員会審査報告が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

### ◎追加日程第1 議案第8号

○議長(西村昭教君) 追加日程第1 議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例を議題といたします。

議案第8号について、総務産建常任委員長の報告を求めます。

総務産建常任委員長、中澤良隆君。

○総務産建常任委員長(中澤良隆君) ただいま上程されました議案第8号の件につきまして、報告させていただきます。

総務産建常任委員会付託事件審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成28年12月22日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、中澤良隆。

記。

事件名、上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例。

1、審査の内容と経過。

平成28年12月13日開会の平成28年第4回上富良野町議会定例会に提案された議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例は、12月13日付で本委員会に付託された。

その後、平成28年12月13日及び19日の2日間にわたり本委員会を開催し、慎重に審議を進めた。

審議に当たっては、農家戸数、耕地面積、農業委員定数、農地売買及び賃貸借等の推移、また、近隣市町村の農業委員数などの実態把握に努めた。さらに実際に農業者が農業委員定数についてどのような考えを持っているか、各委員により12月13日から19日の間、地域に出向き33人への意向把握を行った。

その結果は、北海道の試算によると上富良野町農家戸数は10年後に現在の農家戸数約300戸が半減し、150戸程度になると発表している。平均で毎年15戸が離農し農地の流動化が約300ヘクタールに上ることが想定され、今後、農地の流動化が収まるまでは農業委員会の最大の使命である農地の集約化、適性化の業務が増大するものと考えられることから、現状においては、町提案の13人の農業委員が必要かつ適正と認め、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、農業委員の定数については、今後の農地の流動化の実情と農業委員の活動状況を見きわめ適切な時期に再検討すべきと考える。

以上、報告といたします。

○議長(西村昭教君) これから委員長報告に対す

る質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、総務産建常任委員会に付託審査しました議案第8号上富良野町農業委員会の委員の定数を定める条例は、委員長の報告のとおりと決しました。

#### ◎日程第2 議案第13号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第13号日の出公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤清君) ただいま上程いただきました議案第13号日の出公園施設の指定管理者の指定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設であります日の出公園施設、吹上温泉保養センター、上富良野町パークゴルフ場の3施設につきましては、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行っているところでありますが、本年度末をもって現指定期間が満了することから新たに平成29年4月から5カ年の指定管理者を指定しようとするものであります。

本年10月11日から11月10日の1カ月間を公募期間とし募集したところでありますが、日の出公園施設につきましては現在の指定管理者と同じ株式会社上富良野振興公社1社からの応募となりました。このため、当該事業者の適正の有無を観点に3回にわたる選定委員会での協議を経て、候補者として選定しましたので、同事業者を指定管理者として指定したくお願いするものであります。

以下、議案を朗読し提案の説明とさせていただきます。

議案第13号日の出公園施設の指定管理者の指定について。

日の出公園施設の指定管理者を次により指定する

ため、地方自治体法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

名称、日の出公園施設(日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト)

所在地、空知郡上富良野町東1線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、上富良野町大町2丁目2番11号。

団体名、株式会社上富良野振興公社。

代表者、代表取締役田中利幸。

3、指定の期間。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) ございませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第3 議案第14号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第14号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(辻剛君) ただいま上程いただきました議案第14号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による管理運営の経過等に関しましてはさきの議案第13号と重複する部分もありますので、一部説明を省かせていただきますが、吹上温泉保養センターにつきましては現在の指定管理者である株式会社上富良野振興公社とトランスポーター株式会社の2社からの応募があったところであります。選定に当たりましては、事業計画の実行性や施設の円滑な運営を観点として、提出さ

れた申請書類の内容及びプレゼンテーションでの両者の比較、評価など選定委員会での協議を経て、株式会社上富良野振興公社を候補者として選定しましたので、同事業者を指定管理者として指定したくお願いするものであります。

以下、議案を朗読し提案の説明とさせていただきます。

議案第14号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について。

吹上温泉保養センターの指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

名称、吹上温泉保養センター

所在地、空知郡上富良野町国有林上川南部森林管理署425林班及び426林班。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、上富良野町大町2丁目2番11号。

団体名、株式会社上富良野振興公社。

代表者、代表取締役田中利幸。

3、指定の期間。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、提案説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 今回の指定管理者の指定ということで、5点ほど確認の質問させていただきます。

まず、今回の指定管理者選定委員会のメンバーを教えてください。

次に、11月18日金曜日に第3回選定委員会において2事業者の応募があり、応募事業者によるプレゼンテーションと選定委員会からの質疑等があったとおっしゃいました。このプレゼンテーションとは、本来、相手に企画や商品、アイデアなどを説明するという意味の言葉ですが、今回の場合はこのような内容のプレゼンが行われたのかどうか確認いたします。

次に、落選の通知についてですが、評価項目の数値は記載されていたでしょうか。

4点目、町のホームページにアップされていた募集要項の15、その他（4）で選定結果については公表する場合があると書かれていますが、この場合はどのような場合に公表するのか教えてください。

最後に、今回の選定委員5名ですが、役場の職員5名で構成されていることをお聞かせいただきました。審査の公平性、客観性を確保できる構成にすべきと考えます。外部有識者等を入れる考えは、今回なかったのかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 9番荒生議員の御質問に、選定委員会の関係が主でありますので私のほうから答弁をさせていただきます。

選定委員会につきましては条例規則の規定に基づきまして5名の委員のメンバーとなっております。

メンバーにつきましては、委員長は総務課長であります私が務めることとなっております。それから会計課長、それから町民生活課長、保健福祉課長がメンバーとなっております、あとそれぞれの公の施設の当該施設の主管課長がメンバーとなるという規定になってございます。そのようなことから、今回の吹上保養センターにつきましては産業振興課長がメンバーに入ることとなりますが、産業振興課長におきましては今回申請のありました振興公社の取締役でもありますことから、産業課長を省きまして、そのかわりとして商工観光班の主管を選定委員会のメンバーということで決定し、選定委員会の中で協議をしたところであります。

それから11月18日に行いましたプレゼンテーションでございますが、こちらにつきましては基本的に、この施設につきましては2社の応募がありましたので申請書をそれぞれ両事業者からいただいておりますが、申請書の中で基本的に書類審査、書類等を確認しながら各項目ごとに審査委員において点数をつけさせていただきますが、そのときに申請書ではなかなか読み取れない部分であったり事業者の直接的なお声を聞いて積極的な考え方があるのかどうか、そのようなことも私たちが実際に肌で感じたい部分もございましたので、今回は2事業者の申請があったというようなことでプレゼンテーションをさせていただき、それぞれまず事業者のほうからは今回の申請に当たっての基本的な考え方やそれらについてお聞かせをいただいた後、申請書の中で少し各審査委員のほうから確認しておきたいことなど、ここに書いてある意味合いなどを質疑というような形で事業者のほうに質問させていただいたところであります。

選定結果の通知につきましては、規則で用紙が定まっておりますので、決定しました、この方を候補者として決定しましたという内容のみの通知となっております。

要項に基づいて選定結果を公表する場合ということで、ちょっと確認をさせていただきます。どのような

意味合いだったかをちょっと整理させていただきます。質問の意味がちょっと私、忘れてしまったので。ちょっと今、確認します。済みません。

それからあと、外部委員等の専門員等については、規則の中にも必要に応じて専門の委員などを選定委員にすることができる規定となっております。基本的に私ども、これまでの、5年前もそうですし、その前もそうですけれども、専門委員等が必要なものというものにつきましては、例えば公の施設についても今回行っております日の出公園、吹上保養センター、それからパークゴルフ場についても何か基本的な専門的な知識や技能等が必要なような施設ということであれば、そういうものを活用する場合がありますけれども、基本的には福祉施設であったり病院等においても公の施設で、例規上では公の施設となりますので、こういう施設をもし指定管理者等に選定するときには私たちではなかなか読み取れない専門的な知識も必要になりますので、そういうような施設の場合には外部委員を選定する場合がありますけれども、今回においてはそのようなことを特に要しないという判断から、規定の選定委員の5名で対応させていただいたということになります。

それから4点目にありました、募集要項の中の15、その他の(4)申請書類及び選定結果については公表する場合がありますというようなことで、基本的にはホームページにおいては、選定結果等について疑義があった場合についてはそれらをオープンにする場合がございますけれども、今回特に2事業者について選定結果それぞれ両者に通知させていただきましたが、それについての疑義等は私どものほうには特に問い合わせがありませんでしたので、そのようなことから今回このような形で条例の上程をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

9番荒生博一君。

○9番(荒生博一君) もう一度、プレゼンテーションの事実確認をさせていただきますが、今回残念ながら落選されましたトランスポーターさんのほうにもちょっとお話を聞かせていただく機会がありまして、事実上は約30分間プレゼンテーションのような内容では行われず、一方的な質疑応答で終わったということを聞いておりますが、再度、プレゼンに関して確認させてください。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 荒生議員がどのような形でそのようなことをお聞きしたか私ども知る由はありませんけれども、プレゼンテーションにつきまし

ては、まず事業者のほうから今回の申請に当たって、それぞれの事業者さんのまずピーアールしたいこと、私たちはこういう優位性を持っていますよというようなことがあれば、まず5分から10分程度のお話をくださいということでお話をさせていただきました。その後、それぞれ各委員のほうから確認しておきたいこととか申請書の中で読み取れなかった部分でお聞かせいただきたいことについて私どものほうから質問をさせていただいた。そのような形で各事業者、20分から30分ぐらいの間で一事業者ずつ終わったというふうに記憶しています。

以上です。

○議長(西村昭教君) 9番荒生博一君。

○9番(荒生博一君) 先ほどの石田課長の答弁で、今回、外部からの審査員等は特別な形ではないということ、対象外ということでお入れしなかったということで、確認ですが、もともと公の施設の指定管理者制度そのものについては民間の能力を活用することにより経費の節減とともに住民サービスの向上を図ろうとするものであるならば、本来である審査の公平性、客観性を担保するためにも選考過程の透明性がより高められるべきだと思いますが、今後もこの総務課長を委員長とした役場職員5名での選考委員という形態というのは変わらず、この形で行われるのか、確認させてください。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) ルールで決めておりますので、そのような形を踏襲する予定でございますし、より専門的な何か現在規則で規定している選定委員では計り知れないような技術的な要素とか、その施設の管理運営に当たってそういうものが必要なものがあるような施設の場合であれば、外部の委員さんのお力をいただくという場合があると思いますが、より客観的な判断をするために行政内部で組織している選定委員会がベターなものというふうに理解しておりますので、今後においてもそのようなことで進めていきたいというふうに思っております。

○議長(西村昭教君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第15号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についてにつきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公の施設に係るの指定管理者による管理運営の経過などに関したさきの議案第13号及び議案第14号と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

当該ゴルフ場につきましては、現在の指定管理者であります株式会社シー・エス・ティ1社のみの応募となりました。このため、当該事業者の適正の有無を観点として指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく3回の選定委員会を開き、候補者が選定されましたので同事業者を指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明申し上げます。

議案第15号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について。

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、公の施設の名称と所在地。

名称、上富良野町パークゴルフ場。

所在地、空知郡上富良野町基線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称。

住所、空知郡上富良野町本町1丁目6番6号。

団体名、株式会社シー・エス・ティ。

代表者、代表取締役三柳純一。

3、指定の期間。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上で議案第15号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についての説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第5 発議案第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見については、朗読をもって要旨の説明とさせていただきます。

発議案第1号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

次をお開きください。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

我が国の合計特殊出生率は1.46（2015年）で、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08への回復は、依然として困難である。

また、2015年4月1日現在の子ども数（15歳未満の推計人口）は35年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となる12.6%で世界最低水準である。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重要な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本道を初めとする全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期

治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度はきわめて重要な役割を担っている。さらに厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、国においては中学卒業まで「国による子どもの医療費無料制度」を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、西村昭教。

提出者、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上でございます。

お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 発議案第2号から

#### ◎日程第9 発議案第5号まで

○議長（西村昭教君） 日程第6 発議案第2号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見について、日程第7 発議案第3号大雨災害に関する意見について、日程第8 発議案第4号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見について、日程第9 発議案第5号JR北海道への経営支援を求める意見についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） ただいま上程されました発

議案第2号、第3号、第4号、第5号を朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第2号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議員、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

次のページをお開きください。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見について。

アイヌの人たちは特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ施策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、西村昭教。

提出先、衆議院議長ほか、記載のとおりであります。

次に、発議案第3号大雨災害に関する意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議員、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

次ページをお開きください。

大雨災害に関する意見書。

北海道では本年8月、台風7・11・9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

については、このたびの災害から迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記。

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではなく水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるような特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者がもとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業へ被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長ほか、記載のとおりであります。

次に、発議案第4号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

次のページをお開きください。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど住民の関心が低下し地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長ほか、記載のとおりであります。

次に、発議案第5号J R北海道への経営支援を求める意見について

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

次ページをお開きください。

J R北海道への経営支援を求める意見書。

11月18日、J R北海道は現在の経営路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が



困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となればその地域の過疎化が進み、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ない。

J R北海道は発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長ほか、記載のとおりであります。

以上、説明といたします。

発議案第2号、第3号、第4号、第5号につきまして御審議賜り、原案お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、発議案第2号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 発議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第10 発議案第6号 議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程されました発議案第6号議会懇談会実施に関する決議についてを朗読をもって内容の説明にかえさせていただきます。

発議案第6号議会懇談会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成28年12月13日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆同じく佐川典子。

議会懇談会実施に関する決議について。

本議会は、次により議会懇談会を実施する。

記。

1、実施の期日。

議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的。

議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民と直接意見交換するため。

### 3、実施方法。

- (1) 町内の公共施設で開催する。
- (2) 全議員による懇談会とする。
- (3) 本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議賜りまして御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（西村昭教君） 日程第11 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

#### ◎町 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） ここで、年末に当たりまして町長から御挨拶があります。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま議長からお許しをいただきまして、平成28年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

12月3日に開会いたしました第4回定例町議会、本日最終日を迎えまして、おかげさまで無事閉会を迎えることができました。改めて議員の皆様方の深い御理解と御協力に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

す。

振り返ってみますと、今年度、ことしにおきましては春の熊本の地震から始まりまして6月・7月・8月・9月と大きな自然災害に幾度も見舞われ、大きな被害を受けたところでございます。さらに、10月には初雪がそのまま根雪になってしまうというような、本当に自然の猛威に振り回された1年のような気がいたしました。

そういう中で、町におきましても町民の皆様方の安心安全をどのようにしっかりと確立していくかということに、大変、皆様方の御理解をいただいたところでございます。

先ほど、発議を何件かされておりましたが、まさしく私も今のこの時代を反映した発議をされているなと思いに至ったところでございます。とりわけ、経済がなかなか好転しない中で格差をなくそうと、あるいはJRの問題もしかりでございます。この地方自治が、特に地方自治体がこの国の財政が切迫する中で、そういう中で独自性を発揮して、さらに住んでおられる町民の民様方に安心感や活力を感じていただけるようなまちづくりというのは、待たなしの状況だというふうと考えているところでございます。

私も年が明けますと、新しい任期がスタートすることになります。そういう中で、初心に戻りまして、本当に皆様と一体となって行政と執行機関と議決機関がまさしく心をつなげて町民の幸せの向上を目指して、さらに一層頑張ってまいりたいというふうに変更して決意をしているところでございます。

どうか、まもなくお正月を迎えますが、皆様方には健やかに新年をお迎えいただけますことを、この場から御祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

#### ◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言、皆様へ御挨拶申し上げます。

1年間の経過につきましては、今町長が申されたとおりでありまして、日本中がいろんな災害に見舞われながら、特に北海道はことしは直接、ダイレクトに台風が三つも上陸するというような状況の中で、大きな被害を受けたわけでありまして、これから時間をかけて災害の復旧に向けて取り組んでいかなければなりませんし、またこの災害によって改めて日常の災害対策に対する備えというのも痛切に感じた年だったかなと思っているところであります。

ちょうど、1年前に議会の選挙がありまして、そ

れぞれ新しくなられた議員さんも含めて1年の議会活動を全て経験していただいたところではありますが、先般の9月の定例会からこの議会の取り組みとして委員会に付託案件をメインとしていきたいということで、皆様の検討もいただきながら、了解をいただきながら進んできたところでもあります。いろんな課題も出てきておりますし、また規則や何かで整備をしなければならぬものも出てきているわけがありますけども、そういうものもこれから3月までに向けていろいろ検討しながら、きちっと整備をして来年の4月からしっかりとした形で議会として取り組んでいかなければならないのかなと想っているところでもあります。検討に当たりましては、議会運営委員会を中心にまた皆様の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っているところでもあります。

また、立場ですね、全道の議会の議長ということで地元の議会の皆様方にある面では御理解もいただきながら、御迷惑をかけた点多々あったのかなと思っ、非常に皆様と議会の協力を改めて感謝を申し上げる次第であります。

特にことしは災害の年ということで、東北・北海道との連携をとりながら、国で早急に対応しなければならぬ部分と、それから道に要請をしたところでもあります。これは全道の議長会の各振興局の会長さんから中心に報告を受けまして、議長会としては初めて道に、こういうものはなかったわけでありまして、緊急に要請をして対応をお願いしたところでもありますし、その後このJR問題も出てまいりまして町村会とこれから議長会と相まって協力し合いながら、この北海道の鉄道を公共交通機関としてどう位置づけてこれを存続させていくかということで、協力しながら取り組んでいこうということで、先般、町村会の会長さん方とお話をして今後の進め方についての確認をしたところでもあります。

北海道はこれからいろんな課題が、ある意味ではこの広大な広さが非常にネックになってなかなか本州と格差が出てきているというような状況でありますので、これをどう乗り越えていくかということは、町村会も議長会も一体となって、市長会もそうですけども、全道オール一丸となって取り組んでいかなければならぬなという課題になってくるのが、これからいろんな面が出てくるということ痛切に感じた1年でありまして、これからそういう取り組みがどう北海道の発展に関わるかということでは、本当に議会も町村会も全道の自治体全部が一体となって進んでいかなきゃならぬのかなと痛切に感じた1年でありました。

どうぞことし1年、いろんなことがあった1年でもありますけども、このいろんな出来事の反省も、そ

れから踏まえながら、来年1年がまたいい年になることを御期待申し上げますとともに、1年間、町長を初めとする理事者あるいは職員の皆様方に協力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げますとともに、車の両輪と言われながら決まるまではけんけんがくがく、意見をぶつけ合っていていいと思うのですが、決まれば一枚岩になって進んで行かなければならないと思っているところでもありますし、最近全国の議長会で問題になっているのは、議員のなり手がいない、あるいは若い人が出てこないということは全国的に問題になっておりますが、これも議会の取り組み方によってはまた変わるということでありまして、ちょうど、北海道の栗山町が議会基本条例を作ってからちょうど10年になります。それからスタートして今、全国の町村の中で基本条例を作ったのは約3分の2ぐらいになるのですが、何らかの形で議会改革に一生懸命取り組んでいるのが実態であります。

基本的には、やはり議員個々のお互いに勉強し合いながら、議会の中でいろいろ意見をぶつけ合っていく切磋琢磨がやはり基本的には一番大事なのかなと思っているところでもあります。そのいい例が、北海道の芽室町で、これは全国に表彰されて雑誌にも本にも出されて非常にすばらしい取り組みをしている町村でありまして、視察者も多いということでもありますので、すぐここから近い、1時間もすれば行けるところでもありますので、そういう意味では我々も身近にすばらしい活動している議会があるということでは、これからまた大いに参考にして、うちの町の議会の活性化にもなればいいかなというふうに思っているところでもあります。

来年1年、また皆様方にとっていい年であることとあわせていろんな課題にまた果敢に取り組んで、町の発展にまた頑張っていきたいと思っているところでもあります。

ことし最後の議会に当たりまして、一言お礼を述べさせていただきます。まず1年間本当にありがとうございました。来年もまたよろしく願い申し上げます。

#### ◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成28年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前9時59分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年12月22日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 荒 生 博 一

署名議員 高 松 克 年